

昭和三十八年農林省令第五号

漁業の許可及び取締り等に関する省令
漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第三章及び第六十五条第一項並びに水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)第四条第一項の規定に基づき、並びに漁業法第三章、第七十四条第一項及び第三項並びに第百三十四条第一項並びに水産資源保護法第三十条の規定を実施するため、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令を次のように定める。

目次

第一章 総則(第一条)
第二章 大臣許可漁業
第一節 通則(第二条—第二十六条)
第二節 沖合底びき網漁業(第二十七条)
第三節 以西底びき網漁業(第二十八条)
第四節 遠洋底びき網漁業(第二十九条・第三十条)
第五節 東シナ海はえ縄等漁業(第三十一条)
第六節 大西洋等はえ縄等漁業(第三十二条)
第七節 太平洋底刺し網等漁業(第三十二条)
第八節 大中型まき網漁業(第三十四条・第四十三条)
第九節 基地式捕鯨業(第四十四条—第四十六条)
第十節 母船式捕鯨業(第四十七条—第五十条)
第十一節 かじき等流し網漁業(第五十一条—第五十四条)
第十二節 東シナ海等かじき等流し網漁業(第五十五条)
第十三節 かつお・まぐろ漁業(第五十六条—第六十三条)
第十四節 中型さけ・ます流し網漁業(第六十四条—第六十六条)
第十五節 北太平洋さんま漁業(第六十六条の二)
第十六節 日本海べにずわいがに漁業(第六十七条)
第一節 総則(第七十条・第七十一条)
第二節 小型機船底びき網漁業(第七十二条—第七十五条)

第三節 小型さけ・ます流し網漁業(第七十一条)

六条

第四章 届出漁業(第七十七条—第八十二条)

第五章 漁業調整に関するその他の措置(第八十三条—第一百二十二条)

第六章 雜則(第一百三条—第一百六十六条)

第七章 賞罰則(第一百七十七条—第一百二十一条)

附則

第一章 総則

第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 中西部太平洋条約海域 西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類の保存及び管理に関する条約(以下「中西部太平洋条約」という。)第三条1に規定する条約区域をいう。

二 東部太平洋条約海域 千九百四十九年のアメリカ合衆国とコスタリカ共和国との間の条約によって設置された全米熱帶まぐろ類委員会の強化のための条約(アンティグア条約)

第三条に規定する条約水域をいう。

三 インド洋協定海域 インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定第二条に規定する区域をいう。

四 大西洋条約海域 大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第一条に規定する条約区域をいう。

五 北西大西洋条約海域 北西大西洋の漁業についての今後の多国間の協力に関する条約第一条に規定する条約区域をいう。

六 北太平洋条約海域 北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約第一条(f)に規定する条約水域をいう。

この省令の適用については、次の各号に掲げられる海域は、それぞれ当該各号に定める海域に含まれるものとする。

第一条1に規定する条約区域をいう。

二 東シナ海等かじき等流し網漁業 別表第一の当該漁業の項の中欄に掲げる海域において総トン数五十トン(別表第二の当該漁業の項の下欄に掲げる海域においては、総トン数二十トン)以上の動力漁船(法第六十条第六項に規定する動力漁船をいう。以下同じ。)により底びき網を使用して行う漁業

三 遠洋底びき網漁業 別表第一の当該漁業の項の中欄に掲げる海域において総トン数十五トン以上の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業

四 東シナ海はえ縄漁業 別表第一の当該漁業の項の中欄に掲げる海域において総トン数三十トン以上の動力漁船により、浮きはえ縄を使用して又は釣行う漁業

五 大西洋等はえ縄等漁業 別表第一の当該漁業の項の中欄に掲げる海域において動力漁船によりはえ縄、底刺し網又はかごを使用して行う漁業(次に掲げるものを除く。)

六 太平洋底刺し網等漁業 別表第一の当該漁業の項の中欄に掲げる海域において動力漁船によりはえ縄、底刺し網又はかごを使用して行う漁業(第十二条号に掲げるかつお・まぐろ漁業を除く。)

七 大中型まき網漁業 総トン数四十トン(別表第二の当該漁業の項の下欄に掲げる海域においては、総トン数十五トン)以上の動力漁船によりまき網を使用して行う漁業

八 基地式捕鯨業 動力漁船によりもりづつを用いて鯨をとる漁業(次号に掲げるものを除く。)

九 母船式捕鯨業 製造設備、冷蔵設備その他の処理設備を有する母船及び独航船が一体となって行う漁業

十 かじき等流し網漁業 別表第一の当該漁業の項の中欄に掲げる海域において総トン数十トン以上の動力漁船により流し網を使用して鯨をとるもの

十一 東シナ海等かじき等流し網漁業 別表第一の当該漁業の項の中欄に掲げる海域において総トン数十トン以上の動力漁船により流し網を使用してかじき、かつお又はまぐろをとることを目的とする漁業

十二 かつお・まぐろ漁業 総トン数十トン(別表第一の当該漁業の項の下欄に掲げる海域においては、総トン数二十トン)以上の動力漁船により、浮きはえ縄を使用して又は釣りによつてかつお・まぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁業

十三 中型さけ・ます流し網漁業 総トン数三十トン以上の動力漁船により流し網を使用してさけ又はますをとることを目的とする漁業

十四 北太平洋さんま漁業 別表第一の当該漁業の項の中欄に掲げる海域において総トン数三十トン以上の動力漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業

十五 ずわいがに漁業 別表第一の当該漁業の項の中欄各号に掲げる海域においてそれぞれ同表の下欄に掲げる期間に総トン數十トン以上の動力漁船によりずわいがにをとることを目的とする漁業(次に掲げるものを除く。)

イ 第一号に掲げる沖合底びき網漁業

ト・オーストラリア湾の海域 インド洋の海域

三 アゾフ海、黒海、マルマラ海、地中海、スケーバー湾、イギリス海峡、ブリストル湾、アビリッジヌ海及びセント・ジョージ海峡、スコットランド西部諸海、北海、スカゲラク海、カテガット海峡、バルト海、ノルウェー海、グリーンランド海、ラブラドル海、デーヴィス海峡、バ芬蘭湾、ハドソン海峡、ハドソン湾、セント・ローレンス湾、ファンディ湾、メキシコ湾、カリブ海、ラ・プラタ川河口並びにギニア湾の海域 大西洋の海域

四 スケーバー湾、イギリス海峡、ブリストル湾、ノルウェー海、スカゲラク海、カテガット海峡、バルト海、ノルウェー海、グリーンランド海、ラ・プラタ川河口並びにギニア湾の海域 大西洋の海域

五 ラッカダマニ海、ベンガル湾、ラツカダマニ海、アラビア海、オマーン湾、ペルシャ湾、エジプト湾、アカバ湾、紅海、アデン湾、モザンビーク海峡及びグレートマラッカ海峡、カリフォルニア湾、アメリカ合衆国アラスカ州南部及びカナダブリティッシュ・コロニア州の沿岸海域並びにアラスカ湾の海域

六 ぐろはえ縄漁業

七 大中型まき網漁業 総トン数四十トン(別表第二の当該漁業の項の下欄に掲げる海域においては、総トン数十五トン)以上の動力漁船によりまき網を使用して行う漁業

八 基地式捕鯨業 動力漁船によりもりづつを用いて鯨をとる漁業(次号に掲げるものを除く。)

九 母船式捕鯨業 製造設備、冷蔵設備その他

の処理設備を有する母船及び独航船が一体となつて行う漁業

十 かじき等流し網漁業 別表第一の当該漁業の項の中欄に掲げる海域において総トン数十トン以上の動力漁船により流し網を使用して鯨をとるもの

十一 東シナ海等かじき等流し網漁業 別表第一の当該漁業の項の中欄に掲げる海域において総トン数十トン以上の動力漁船により流し網を使用してかじき、かつお又はまぐろをとることを目的とする漁業

十二 かつお・まぐろ漁業 総トン数十トン(別表第一の当該漁業の項の下欄に掲げる海域においては、総トン数二十トン)以上の動力漁船により、浮きはえ縄を使用して又は釣りによつてかつお・まぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁業

十三 中型さけ・ます流し網漁業 総トン数三十トン以上の動力漁船により流し網を使用してさけ又はますをとることを目的とする漁業

十四 北太平洋さんま漁業 別表第一の当該漁業の項の中欄各号に掲げる海域においてそれぞれ同表の下欄に掲げる期間に総トン數十トン以上の動力漁船により北太平洋さんまをとることを目的とする漁業(次に掲げるものを除く。)

イ 第一号に掲げる沖合底びき網漁業

ハ 総トン数十五トン未満の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業

ハ 別表第一のずわいがに漁業 別表第一の当該漁業の項の中欄に掲げる海域においてかごを使用してベにずわいがにをとることを目的とする漁業

十七 いか釣り漁業 総トン数三十トン以上の動力漁船により釣りによつていかをとることを目的とする漁業

（許可の申請）

第三条 法第三十六条第一項の許可を受けようとする者は、大臣許可漁業ごと及び船舶ごとに、別記様式第一号による申請書に次に掲げる書類添え、農林水産大臣に提出しなければならない。

一 漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）による漁船の登録の謄本

二 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）に基づく船舶検査証書の写し

三 申請に係る船舶を使用する権利が所有権以外の場合には、当該権利を有することを証する書面

四 申請者が法人である場合には定款、登記事項証明書（目的、名称、事務所（二以上ある場合には、主たる事務所）及び当該法人を代表すべき者の氏名に係る事項を証明した登記事項証明書とする。）並びに最近の貸借対照表、損益計算書及び財産目録、法人以外の者である場合には最近の財産状態を明らかにする書類

五 二人以上が共同して申請する場合には、当該漁業に関する各共同者の権利義務の関係を記載した書面

六 法第四十一条第一項第二号から第四号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

七 申請に係る船舶が、法第四十一条第一項第五号の農林水産大臣の定める基準を満たす船舶であることを明らかにする書類

八 申請が法第四十五条の規定によつてする許可に係るものである場合には、同条各号のいずれかに該当することを証する書面

農林水産大臣は、前項各号に掲げる書類のか、許可をするかどうかの判断に關し必要と認める書類の提出を求めることができる。

3 許可を受けようとする者は、法第四十五条第一号に該当する場合は、従前の許可の有効期間の満了日の三月前から一ヶ月までの間に、第一項の申請書を提出しなければならない。

第四条 法第三十八条の認可（以下この章において「起業の認可」という。）を受けようとすると、者は、大臣許可漁業ごと及び船舶ごとに、別記様式第一号による申請書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に提出しなければならない。

一 別記様式第二号による船舶件名書

二 前条第一項第四号から第六号までに掲げる書類

三 申請が法第四十五条の規定によつてする起業の認可に係るものである場合には、同条各号のいずれかに該当することを証する書面

農林水産大臣は、前項各号に掲げる書類のほか、起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。（許可の申請後船舶が滅失し、又は沈没した場合）

2 前項の場合において、当該申請が法第四十二条第一項の申請すべき期間内にしたものであるときは、当該申請は、同項の規定による起業の認可の申請とみなす。

3 第一項の場合において、当該申請が法第四十五条第一号の規定によるものであるときは、当該申請は、同条第三号の規定による起業の認可の申請とみなす。

4 前項の規定にかかわらず、当該申請が法第四十五条第一号の規定によるものであつて、当該申請をした者が、当該申請をした後に同条第三号の規定により他の船舶について許可の申請をしたときは、当該申請は、当該他の船舶についてしたものとみなす。

5 前項の場合において、当該申請は、法第四十五条第一号の規定の適用については、許可を受けた船舶と同一の船舶についてした申請とみなす。（許可等の申請後申請者が死亡し、解散し、又は分割をした場合）

第六条 許可又は起業の認可の申請をした者が当該申請をした後に死亡し、又は合併により解散を受けた船舶と同一の船舶についてした申請とみなす。

し、若しくは分割（当該申請に係る船舶を承継するものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が二人以上ある場合において、その協議により当該申請をした者の地位を承継すべき者を定めたときは、その者）又は当該合併後存続する法人若しくは当該合併によって成立した法人若しくは当該分割によつて当該船舶を承継した法人は、当該許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添え、承継の日から二月以内にその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。（制限措置）

第七条 法第四十二条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数

二 操業区域

三 漁業時期

四 漁具の種類その他の漁業の方法

（許可又は起業の認可を申請すべき期間に係る特別の事情）

第八条 法第四十二条第二項ただし書の農林水産省令で定める緊急を要する特別の事情は、国際交渉との関係上船舶の隻数が定められることとなつた大臣許可漁業について、三月以上の申請期間を定めて同条第一項の規定による公示をすれば当該大臣許可漁業の操業の時機を失し、当該大臣許可漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情とする。
（許可の有効期間）

第九条 法第四十六条第一項の農林水産省令で定める期間は、五年とする。
（変更の許可の申請）

第十条 法第四十七条の規定により変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 大臣許可漁業の種類

三 法第三十六条第一項の許可に係る船舶の名称

四 法第三十六条第一項の許可を受けた年月日及び許可番号

六 変更の内容

2 農林水産大臣は、前項の規定による申請があつた場合において必要があるときは、変更の許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。
(起業の認可の変更の許可)

第十一條 起業の認可を受けた者が、その起業の認可を受けた船舶の総トン数、操業区域、漁業時期又は漁具の種類その他の漁業の方法を変更しようとするときは、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の許可について準用する。
(相続又は法人の合併若しくは分割の届出)

第十二条 法第四十八条第一項の規定により許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、同条第二項の規定によりその旨を農林水産大臣に届け出るときは、相続又は法人の合併若しくは分割のあつたことを証する書面を添えなければならない。

（休業期間の制限）

第十三条 法第五十一条第一項の農林水産省令で定める期間は、許可を受けた日から一年間又は引き続き二年間とする。

（資源管理の状況等の報告）

第十四条 法第五十二条第一項の規定による報告は、次項各号に掲げる事項を記載した報告書を農林水産大臣に提出してしなければならない。

2 法第五十二条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 許可に係る船舶の名称、総トン数その他当該船舶に関する情報

三 許可番号

四 報告の対象となる期間

五 漁獲量その他の漁業生産の実績

六 漁業の方法、操業日数、操業区域その他の操業の状況

七 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況

八 財務の状況

九 その他必要な事項

10 第一項の報告書の提出期限及び様式は、農林水産大臣が別に定めて告示する。

(電子機器の備付け命令等)
第十五条 法第五十二条第二項の農林水産省令で定める電子機器は、衛星船位測定送信機(人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であつて、次の各号に掲げる基準に適合するものをいう。以下この条において同じ。)

一 許可を受けた船舶の位置を自動的に測定及び記録できるものであること。
二 次に掲げる情報を自動的に送信できるものであること。
イ 当該船舶を特定することができる情報
ロ 当該船舶の位置を示す情報並びに当該位置における日付及び時刻

三 前号に掲げる情報の変更を防止するための措置が講じられているものであること。
法第五十二条第二項の規定により衛星船位測定送信機を備え付けた船舶の船長は、衛星船位測定送信機が故障した場合には、速やかに農林水産大臣にその旨を報告し、その指示に従わなければならぬ。

(許可証の様式)
第十六条 法第五十六条第一項の規定により交付する許可証の様式は、別記様式第三号による。

(許可証の書換え交付の申請)
第十七条 許可を受けた者は、許可証の記載事項に変更が生じたとき(第十九条第二号から第六号までに掲げる場合を除く。)は、速やかに、農林水産大臣に許可証の書換え交付を申請しなければならない。

2 前項の申請が船名又は船舶の総トン数の変更に係るものである場合には、漁船法による漁船の登録の替り又は船舶安全法に基づく船舶検査証書の写しを添えなければならない。

(許可証の再交付の申請)
第十八条 許可を受けた者は、許可証を亡失し、又は毀損したときは、速やかに、理由を付して農林水産大臣に許可証の再交付を申請しなければならない。

(許可証の書換え交付及び再交付)
第十九条 農林水産大臣は、次に掲げる場合は、遅滞なく、許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

一 第十七条第一項の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があつたときは、前条の規定による再交付の申請があつたとき。
二 法第四十四条第二項の規定により許可に条件を付け、又は同条第一項若しくは第二項の規定により許可に条件を付けたときは、前条の規定による再交付の申請があつたとき。

規定により付けた条件を変更し、若しくは取り消したとき。

三 法第四十七条の許可(船舶の総トン数の変更に係る許可を除く。)をしたとき。
四 法第四十八条第二項の規定による届出があったとき。

五 法第五十四条第二項又は第五十五条第一項の規定により許可を変更したとき。

六 この省令の規定によりその変更につき農林水産大臣の許可を要する事項が許可証の記載事項となつている場合において、当該許可をしたとき。

(許可証の返納)

第二十条 許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、その許可証を農林水産大臣に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。

2 前項の場合において、許可証を返納することができるときは、理由を付してその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(許可証の備付け義務)
第二十一条 許可を受けた者は、許可証を当該許可に係る船舶内に備え付けなければならない。

(許可番号を表示しない船舶の使用禁止)
第二十二条 許可を受けた者(母船式捕鯨業、かつお・まぐろ漁業及び北太平洋さんま漁業の許可を受けた者を除く。次項において同じ。)は、農林水産大臣に許可証の書換え交付を申請しなければならない。

2 当該許可に係る船舶の外部に別表第三に定めるところにより当該許可に係る許可番号を表示しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

2 許可を受けた者は、当該許可がその効力を失ない、又は取り消された場合には、速やかに、前項の規定によりした表示を消さなければならない。

(操業制限)
第二十三条 許可を受けた者は、別にこの省令で定める場合のほか、別表第四の上欄に掲げる大臣許可漁業に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる制限又は禁止に違反して当該大臣許可漁業を営むことはならない。

(漁獲物等の陸揚港の制限)
第二十四条 許可を受けた者は、漁業調整のため農林水産大臣が告示して当該大臣許可漁業の漁獲物又はその製品(第四十七条の規定による許可に条件を付けた場合は、前条の規定による再交付の申請があつたとき。)をもつて輸送される漁獲物又はその製品を含む。以下この条において「漁獲物等」という。)の陸揚港を指定し、又は当該告示において定めた限り又は禁止に違反して当該大臣許可漁業を営むことはならない。

可を受けて輸送される漁獲物又はその製品を含む。以下この条において「漁獲物等」という。)の陸揚港を指定し、又は当該告示において定めた限り又は禁止に違反して当該大臣許可漁業を営むことは、この限りでない。

2 許可を受けた者は、前項の規定により陸揚港の選定をしたときは、速やかに、農林水産大臣に届け出なければならない。これを変更した場合も、同様とする。

3 この省令の規定によりその変更につき農林水産大臣の許可を要する事項が許可証の記載事項となつている場合において、当該許可をしたとき。

4 第二十二条の規定による提出は、電磁的方法(電子計算機の故障その他やむを得ない事由があるときは、この限りでない)によつては認識できない方式で作成される記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)をもつてしなければならない。

5 第二十二条の規定による提出は、電子計算機の故障その他やむを得ない事由があるときは、適用しない。

6 第二十二条の規定による提出は、電子計算機の故障その他やむを得ない事由があるときは、適用しない。

7 第二十二条の規定による提出は、電子計算機の故障その他やむを得ない事由があるときは、適用しない。

8 第二十二条の規定による提出は、電子計算機の故障その他やむを得ない事由があるときは、適用しない。

9 第二十二条の規定による提出は、電子計算機の故障その他やむを得ない事由があるときは、適用しない。

10 第二十二条の規定による提出は、電子計算機の故障その他やむを得ない事由があるときは、適用しない。

11 第二十二条の規定による提出は、電子計算機の故障その他やむを得ない事由があるときは、適用しない。

12 第二十二条の規定による提出は、電子計算機の故障その他やむを得ない事由があるときは、適用しない。

13 第二十二条の規定による提出は、電子計算機の故障その他やむを得ない事由があるときは、適用しない。

日誌又はその写しの提出をもつて同条第一項の報告書を提出したものとみなす。

5 第二十二条の規定による提出は、電子計算機の故障その他やむを得ない事由があるときは、適用しない。

6 第二十二条の規定による提出は、電子計算機の故障その他やむを得ない事由があるときは、適用しない。

7 第二十二条の規定による提出は、電子計算機の故障その他やむを得ない事由があるときは、適用しない。

8 第二十二条の規定による提出は、電子計算機の故障その他やむを得ない事由があるときは、適用しない。

9 第二十二条の規定による提出は、電子計算機の故障その他やむを得ない事由があるときは、適用しない。

10 第二十二条の規定による提出は、電子計算機の故障その他やむを得ない事由があるときは、適用しない。

11 第二十二条の規定による提出は、電子計算機の故障その他やむを得ない事由があるときは、適用しない。

12 第二十二条の規定による提出は、電子計算機の故障その他やむを得ない事由があるときは、適用しない。

13 第二十二条の規定による提出は、電子計算機の故障その他やむを得ない事由があるときは、適用しない。

14 第二十二条の規定による提出は、電子計算機の故障その他やむを得ない事由があるときは、適用しない。

15 第二十二条の規定による提出は、電子計算機の故障その他やむを得ない事由があるときは、適用しない。

16 第二十二条の規定による提出は、電子計算機の故障その他やむを得ない事由があるときは、適用しない。

17 第二十二条の規定による提出は、電子計算機の故障その他やむを得ない事由があるときは、適用しない。

(漁具又は漁ろう装置の格納等)
第三十条 遠底船舶の船長は、外国の領海又は他の經濟水域(ロシア連邦にあつては別表第五の九の項の上欄に掲げる区域、大韓民国にあつては同表の十一の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあつては同表の十二の項の上欄に掲げる区域。以下この条、第三十一条(第三十条において準用する場合を含む)及び第一百六条において同じ)を当該遠底船舶により航行する場合には、遠洋底びき網漁業の用に供されるものと認められる漁具又は漁ろう装置を漁獲し易く使用できないよう格納し、又は収納しなければならない。ただし、いずれかの外国から漁獲のための許可を受けている遠底船舶により、当該許可に係る当該外国の領海又は排他的經濟水域を航行する場合は、この限りでない。(漁獲物等の転載制限)

第三十条の二 遠洋底びき網漁業者は、第二十七条各号のいずれかに該当する場合を除き、当該漁業の漁獲物又はその製品(以下この条及び次条において「漁獲物等」という)を、当該漁獲物を採捕し、又は当該製品を製造した船舶(以下この条及び次条において「遠底船舶等」という)から他の船舶に転載してはならない。

第三十条の三 遠洋底びき網漁業者は、北太平洋条約海域において、漁獲物等を、遠底船舶等から他の船舶に転載しようとするとき、又は北太平洋条約海域において、北太平洋条約海域における漁獲物等を遠底船舶等から他の船舶に転載しようとするとき(いずれの場合においても、第二十七条各号のいずれかに該当する場合を除く)は、当該転載を行う十日前までに、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

一 当該転載の年月日

二 当該転載を行う港の名称又は海域
三 当該転載を行う漁獲物等の状態及びその量
四 当該転載を行う遠底船舶等の名称及び漁船登録番号
五 当該転載を遠底船舶等から受ける船舶の名称及び信号符字

2 遠洋底びき網漁業者は、前項各号に掲げる届出事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

第五節 東シナ海はえ縄漁業

第三十一条 東シナ海はえ縄漁業の許可を受けた者は、当該許可に係る船舶に表示された漁船法による登録番号の下に二センチメートルの幅で黒色の横線を表示しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

第六節 大西洋等はえ縄等漁業

第三十二条 大西洋等はえ縄等漁業の許可に係る船舶(以下この条において「許可船舶」という)の船長は、外国の領海又は排他的經濟水域を當該許可船舶により航行する場合には、当該漁業の用に供されるものと認められる漁具又は漁ろう装置を漁獲し易く使用できないよう格納し、又は収納しなければならない。ただし、いずれかの外国から漁獲のための許可を受けている許可船舶により、当該許可に係る当該船舶を當該漁業の用に供されるものと認められる漁具又は漁ろう装置を漁獲し易く使用できないよう格納し、又は収納しなければならない。ただし、いずれかの外国から漁獲のための許可を受けている許可船舶により、当該許可に係る当該船舶を當該漁業の用に供されるものと認められる漁具又は漁ろう装置を漁獲し易く使用できないよう格納し、又は収納しなければならない。

第七節 太平洋底刺し網等漁業

(信号符字等を表示しない船舶の使用禁止)

第三十二条の二 太平洋底刺し網等漁業の許可を受けた者は、北太平洋条約海域においては、当該許可に係る船舶の外部に別表第六に定めるところにより信号符字又は漁船登録番号の前に「JP」を付したもの(以下「信号符字等」という)を表示しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

(準用規定)

第三十三条 第三十条の二、第三十条の三及び第三十二条の規定は、太平洋底刺し網等漁業について準用する。

第八節 大中型まき網漁業

(国際信号書の備付け義務)

第三十四条 大中型まき網漁業の許可を受けた者

(以下「大中型まき網漁業者」という)は、中西部太平洋条約海域のうち公海(我が国及び外國の排他的經濟水域を除く)は、当該転載を行う十日前までに、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

一 当該転載の年月日
二 当該転載を行う港の名称又は海域
三 当該転載を行う漁獲物等の状態及びその量
四 当該転載を行う遠底船舶等の名称及び漁船登録番号
五 当該転載を遠底船舶等から受ける船舶の名称及び信号符字

おいては、許可船舶等の外部に別表第六に定めることにより信号符字等を表示しなければ、当該許可船舶等を当該漁業に使用してはならない。

(聽守義務)

第三十六条 許可船舶等の船長は、中西部太平洋条約海域のうち公海においては常時二千百八十二キロヘルツ又は五百六十・八メガヘルツの周波数で聽守をしなければならない。

(漁具又は漁ろう装置の格納等)

第三十七条 許可船舶等の船長は、中西部太平洋条約海域のうち公海(大中型まき網漁業の許可に係る操業区域を除く)又は中西部太平洋条約の締約国である外国(以下この条において「条約締約国」という)の領海若しくは排他的經濟水域(大韓民国にあつては別表第五の十一)に航行する場合には、当該許可船舶等により航行する場合には、当該漁業の用に供されるものと認められる漁具又は漁ろう装置を漁獲し易く使用できないよう格納し、又は収納しなければならない。ただし、いずれかの外國から漁獲のための許可を受けている許可船舶により、当該許可に係る当該船舶を當該漁業の用に供されるものと認められる漁具又は漁ろう装置を漁獲し易く使用できないよう格納し、又は収納しなければならない。ただし、いずれかの外國から漁獲のための許可を受けている許可船舶により、当該許可に係る当該船舶を當該漁業の用に供されるものと認められる漁具又は漁ろう装置を漁獲し易く使用できないよう格納し、又は収納しなければならない。

(運搬船の届出)

第三十八条 大中型まき網漁業者は、農林水産大臣が別に定めて告示する海域において操業する場合であつて、農林水産大臣が中西部太平洋条約を実施するため必要があると認めて中西部太平洋条約第二十八条4に規定するオブザーバー(以下この条において「中西部太平洋オブザーバー」という)を当該許可に係る船舶に乗船させることを命じたときは、当該命令に従つて中西部太平洋オブザーバーを乗船せなければならぬ。

(火船等の届出)

第四十条 大中型まき網漁業者は、当該漁業の漁獲物を、当該漁獲物を採捕した船舶以外の船舶(以下この項において「運搬船」という)により輸送する場合には、あらかじめ、当該許可に係る船舶ごとに、別記様式第四号の運搬船届出書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に届け出なければならない。

(運搬船の届出)

第四十一条 大中型まき網漁業者は、当該漁業の漁獲物を、当該漁獲物を採捕した船舶以外の船舶(以下この項において「運搬船」という)により輸送する場合には、あらかじめ、当該許可に係る船舶ごとに、別記様式第四号の運搬船届出書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に届け出なければならない。

(火船等の届出)

第四十二条 大中型まき網漁業者は、当該漁業の漁獲物を、当該漁獲物を採捕した船舶以外の船舶(以下この項において「運搬船」という)により輸送する場合には、当該権利を有することを証する書面に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に届け出なければならない。

(火船等の届出)

第四十三条 大中型まき網漁業者は、当該漁業の漁獲物を、当該漁獲物を採捕した船舶以外の船舶(以下この項において「運搬船」という)により輸送する場合には、当該権利を有することを証する書面に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に届け出なければならない。

(火船等の届出)

第四十四条 大中型まき網漁業者は、当該漁業の漁獲物を、当該漁獲物を採捕した船舶以外の船舶(以下この項において「運搬船」という)により輸送する場合には、当該権利を有することを証する書面に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に届け出なければならない。

(火船等の届出)

第四十五条 大中型まき網漁業者は、当該漁業の漁獲物を、当該漁獲物を採捕した船舶以外の船舶(以下この項において「運搬船」という)により輸送する場合には、当該権利を有することを証する書面に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に届け出なければならない。

(火船等の届出)

第四十六条 大中型まき網漁業者は、当該漁業の漁獲物を、当該漁獲物を採捕した船舶以外の船舶(以下この項において「運搬船」という)により輸送する場合には、当該権利を有することを証する書面に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に届け出なければならない。

(火船等の届出)

第四十七条 大中型まき網漁業者は、当該漁業の漁獲物を、当該漁獲物を採捕した船舶以外の船舶(以下この項において「運搬船」という)により輸送する場合には、当該権利を有することを証する書面に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に届け出なければならない。

(火船等の届出)

第四十八条 大中型まき網漁業者は、当該漁業の漁獲物を、当該漁獲物を採捕した船舶以外の船舶(以下この項において「運搬船」という)により輸送する場合には、当該権利を有することを証する書面に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に届け出なければならない。

(火船等の届出)

第四十九条 大中型まき網漁業者は、当該漁業の漁獲物を、当該漁獲物を採捕した船舶以外の船舶(以下この項において「運搬船」という)により輸送する場合には、当該権利を有することを証する書面に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に届け出なければならない。

(火船等の届出)

第五十条 大中型まき網漁業者は、当該漁業の漁獲物を、当該漁獲物を採捕した船舶以外の船舶(以下この項において「運搬船」という)により輸送する場合には、当該権利を有することを証する書面に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に届け出なければならない。

(火船等の届出)

第五十一条 大中型まき網漁業者は、当該漁業の漁獲物を、当該漁獲物を採捕した船舶以外の船舶(以下この項において「運搬船」という)により輸送する場合には、当該権利を有することを証する書面に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に届け出なければならない。

(火船等の届出)

第五十二条 大中型まき網漁業者は、当該漁業の漁獲物を、当該漁獲物を採捕した船舶以外の船舶(以下この項において「運搬船」という)により輸送する場合には、当該権利を有することを証する書面に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に届け出なければならない。

(火船等の届出)

理機関(まぐろ類等の保存のための地域的な漁業管理のための機関)をいう。以下同じ。)であつて中西部太平洋条約海域を管轄するものにおいて取り決められた措置の実施の状況を監視することとの他の措置を行うものとする。

(大中型まき網漁業に係る漁具の制限)

第三十九条 大中型まき網漁業者は、農林水産大臣が別に定めて告示する海域において、我が国が締結した漁業に関する条約その他の国際約束を実施するために必要な漁具に関する制限として当該海域ごとに農林水産大臣が別に定めて告示するものに違反して操業してはならない。

(運搬船の届出)

第三十六条 許可船舶等の船長は、中西部太平洋条約海域のうち公海においては常時二千百八十二キロヘルツ又は五百六十・八メガヘルツの周波数で聽守をしなければならない。

(漁具又は漁ろう装置の格納等)

第三十七条 許可船舶等の船長は、中西部太平洋条約海域のうち公海(大中型まき網漁業の許可に係る操業区域を除く)又は中西部太平洋条約の締約国である外國(以下この条において「条約締約国」という)の領海若しくは排他的經濟水域(大韓民国にあつては別表第五の十一)に航行する場合には、当該許可船舶等により航行する場合には、当該漁業の用に供されるものと認められる漁具又は漁ろう装置を漁獲し易く使用できないよう格納し、又は収納しなければならない。ただし、いずれかの外國から漁獲のための許可を受けている許可船舶により、当該許可に係る当該船舶を當該漁業の用に供されるものと認められる漁具又は漁ろう装置を漁獲し易く使用できないよう格納し、又は収納しなければならない。

(運搬船の届出)

第三十八条 大中型まき網漁業者は、当該漁業の漁獲物を、当該漁獲物を採捕した船舶以外の船舶(以下この項において「運搬船」という)により輸送する場合には、当該権利を有することを証する書面に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に届け出なければならない。

(運搬船の届出)

第三十九条 大中型まき網漁業者は、当該漁業の漁獲物を、当該漁獲物を採捕した船舶以外の船舶(以下この項において「運搬船」という)により輸送する場合には、当該権利を有することを証する書面に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に届け出なければならない。

(運搬船の届出)

第四十条 大中型まき網漁業者は、当該漁業の漁獲物を、当該漁獲物を採捕した船舶以外の船舶(以下この項において「運搬船」という)により輸送する場合には、当該権利を有することを証する書面に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に届け出なければならない。

(運搬船の届出)

第四十一条 大中型まき網漁業者は、当該漁業の漁獲物を、当該漁獲物を採捕した船舶以外の船舶(以下この項において「運搬船」という)により輸送する場合には、当該権利を有することを証する書面に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に届け出なければならない。

(運搬船の届出)

第四十二条 大中型まき網漁業者は、当該漁業の漁獲物を、当該漁獲物を採捕した船舶以外の船舶(以下この項において「運搬船」という)により輸送する場合には、当該権利を有することを証する書面に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に届け出なければならない。

(運搬船の届出)

第四十三条 大中型まき網漁業者は、当該漁業の漁獲物を、当該漁獲物を採捕した船舶以外の船舶(以下この項において「運搬船」という)により輸送する場合には、当該権利を有することを証する書面に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に届け出なければならない。

(運搬船の届出)

第四十四条 大中型まき網漁業者は、当該漁業の漁獲物を、当該漁獲物を採捕した船舶以外の船舶(以下この項において「運搬船」という)により輸送する場合には、当該権利を有することを証する書面に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に届け出なければならない。

(運搬船の届出)

第四十五条 大中型まき網漁業者は、当該漁業の漁獲物を、当該漁獲物を採捕した船舶以外の船舶(以下この項において「運搬船」という)により輸送する場合には、当該権利を有することを証する書面に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に届け出なければならない。

(運搬船の届出)

第四十六条 大中型まき網漁業者は、当該漁業の漁獲物を、当該漁獲物を採捕した船舶以外の船舶(以下この項において「運搬船」という)により輸送する場合には、当該権利を有することを証する書面に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に届け出なければならない。

(運搬船の届出)

第四十七条 大中型まき網漁業者は、当該漁業の漁獲物を、当該漁獲物を採捕した船舶以外の船舶(以下この項において「運搬船」という)により輸送する場合には、当該権利を有することを証する書面に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に届け出なければならない。

(運搬船の届出)

第四十八条 大中型まき網漁業者は、当該漁業の漁獲物を、当該漁獲物を採捕した船舶以外の船舶(以下この項において「運搬船」という)により輸送する場合には、当該権利を有することを証する書面に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に届け出なければならない。

(運搬船の届出)

第四十九条 大中型まき網漁業者は、当該漁業の漁獲物を、当該漁獲物を採捕した船舶以外の船舶(以下この項において「運搬船」という)により輸送する場合には、当該権利を有することを証する書面に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に届け出なければならない。

(運搬船の届出)

第五十条 大中型まき網漁業者は、当該漁業の漁獲物を、当該漁獲物を採捕した船舶以外の船舶(以下この項において「運搬船」という)により輸送する場合には、当該権利を有することを証する書面に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に届け出なければならない。

(運搬船の届出)

第五十一条 大中型まき網漁業者は、当該漁業の漁獲物を、当該漁獲物を採捕した船舶以外の船舶(以下この項において「運搬船」という)により輸送する場合には、当該権利を有することを証する書面に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に届け出なければならない。

(運搬船の届出)

第五十二条 大中型まき網漁業者は、当該漁業の漁獲物を、当該漁獲物を採捕した船舶以外の船舶(以下この項において「運搬船」という)により輸送する場合には、当該権利を有することを証する書面に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に届け出なければならない。

(運搬船の届出)

(陸揚げ又は転載の届出)

第四十二条 大中型まき網漁業者は、漁獲物又はその製品を日本国外の地に陸揚げし、又は当該船舶を採捕し、若しくは当該製品を製造した

船舶から他の船舶に転載しようとするとき(第二十七条第二号から第四号までのいずれかに該当する場合を除く)は、当該陸揚げ又は転載を行つ十日前までに、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

一 当該陸揚げ又は転載の年月日

二 当該陸揚げ若しくは転載を行う港の名称又は当該転載を行う海域

三 当該陸揚げ又は転載を行う漁獲物又はその製品の量

四 当該陸揚げ又は転載を行う船舶の名称及び漁船登録番号

五 中型まき網漁業者は、前項の届出事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

六 大中型まき網漁業者は、中西部太平洋条約海域においてさめ(くろとがりざめ及びよごれに限る。以下この条において同じ。)を採捕し、インド洋協定海域において体長六十七センチメートル未満のかじき(まかじき、しろかじき、にくろかじき及びばしようかじきに限る。以下この条及び別表第四のかつお・まぐろ漁業の項第十六号において同じ。)を採捕し、又は中西部太平洋条約海域若しくはインド洋協定海域においてとまきえい科を採捕したときは、当該さめ、かじき又はとまきえい科を販売してはならない。

第七条 第四十三条の二の規定は、大中型まき網漁業に準用する。ただし、中西部太平洋条約第三条の規定により同条約を適用することとされている魚種であつて第九十五条第一項の規定に基づき、農林水産大臣が別に定めて告示するもののみを転載する場合は、この限りでない。

第四十四条 基地式捕鯨業の許可を受けた者(以下「基地式捕鯨業者」という。)は、乳飲み稚鯨又は稚鯨(乳飲み稚鯨を含む。)を伴う雌鯨を捕獲してはならない。**第九節**

基地式捕鯨業

(鯨体処理場の使用の許可等)

第四十五条 基地式捕鯨業者は、当該基地式捕鯨業の許可に係る船舶ごとに、その使用する鯨体処理場について農林水産大臣の許可を受けなければならぬ。これを変更する場合も、同様とする。

二 基地式捕鯨業者は、鯨を捕獲した船舶に係る鯨体処理場で前項の許可を受けたもの以外の場所に、当該鯨を陸揚げしてはならない。

三 基地式捕鯨業者は、第一項の許可を受けた鯨体処理場以外の場所において、捕獲した鯨を処理してはならない。

四 第一項の許可は、当該許可に係る船舶についての基地式捕鯨業の許可が効力を失つたときは、その効力を失う。

(捕獲鯨の表示及び報告)

五 第四十六条 基地式捕鯨業に従事する船舶の船長は、鯨を捕獲したときは、その都度、当該鯨の尾羽にあらかじめ農林水産大臣に届け出た船名表示記号及び捕獲の順序を示す番号を表示しなければならない。

六 第四十七条 基地式捕鯨業に従事する船舶の船長は、鯨を捕獲したときは、三時間以内に次の各号に掲げる事項を当該鯨を処理しようとする鯨体処理場の設置の許可を受けた者に報告しなければならない。

一 捕獲の日時及び位置

二 鯨の種類

三 尾羽に表示した番号

四 性別

五 乳分泌の有無

六 胎児の性別及び体長

七 この省令に違反する事実のある場合には、その詳細

八 前項第二号及び第五号の規定において「体長」とは、鯨の甲板及び鯨体(例外的な場合を除くほか、鯨体背部に沿うものとする。)に平行な上端(まつこう)鰓にあつては、頭の最先端(まつこう)から尾ひれの岐点までの直線の長さをいう。

九 第十一節 カジキ等流し網漁業

一 (船舶の塗装)

二 尾羽に表示した番号

三 尾羽(母船式捕鯨業)

四 (母船式捕鯨業の漁獲物等の輸送制限)

五 第五十二条

六 第五十三条

七 第五十四条

八 第五十五条

九 第五十六条

十 第五十七条

十一 第五十八条

十二 第五十九条

十三 第六十一条

十四 第六十二条

十五 第六十三条

十六 第六十四条

2 母船式捕鯨業に従事する独航船の船長は、鯨を捕獲したときは、三時間以内に次の各号に掲げる事項を当該独航船の属する船団の母船の船長に報告しなければならない。

一 当該さめの全ての部分(頭部、内臓及び皮を除く。)を陸揚げまでの間、船上において処理すること。

二 捕獲の日時及び位置

三 尾羽に表示した番号

四 第五十一条

五 第五十二条

六 第五十三条

七 第五十四条

八 第五十五条

九 第五十六条

十 第五十七条

十一 第五十八条

十二 第五十九条

十三 第六十一条

十四 第六十二条

十五 第六十三条

十六 第六十四条

十七 第六十五条

十八 第六十六条

十九 第六十七条

二十 第六十八条

二十一 第六十九条

二十二 第七十一条

二十三 第七十二条

二十四 第七十三条

二十五 第七十四条

二十六 第七十五条

二十七 第七十六条

二十八 第七十七条

二十九 第七十八条

三十 第七十九条

三十一 第八十一条

三十二 第八十二条

三十三 第八十三条

三十四 第八十四条

三十五 第八十五条

2 前項各号の灯火は、夜間において視界が良好な場合に少なくとも二海里離れた所から視認されるものでなければならぬ。

(さめの魚体の所持等の制限)

一 当該さめを陸揚げするときは、次に掲げる行為をしなければならない。ただし、当該カジキ等流し網漁業者が日本国外で当該さめの一部を陸揚げした場合は、この限りでない。

二 当該さめの全ての部分(頭部、内臓及び皮を除く。)を陸揚げまでの間、船上において処理すること。

三 尾羽に表示した番号

四 第五十三条

五 第五十四条

六 第五十五条

七 第五十六条

八 第五十七条

九 第五十八条

十 第五十九条

十一 第六十一条

十二 第六十二条

十三 第六十三条

十四 第六十四条

十五 第六十五条

十六 第六十六条

十七 第六十七条

十八 第六十八条

十九 第六十九条

二十 第七十一条

二十一 第七十二条

二十二 第七十三条

二十三 第七十四条

二十四 第七十五条

二十五 第七十六条

二十六 第七十七条

二十七 第七十八条

二十八 第七十九条

二十九 第八十一条

三十 第八十二条

三十一 第八十三条

三十二 第八十四条

三十三 第八十五条

三十四 第八十六条

に定めて告示する海域において、我が国が締結した漁業に関する条約その他の国際約束を実施するために必要な漁具に関する制限として当該海域ごとに農林水産大臣が別に定めて告示するものに違反して操業してはならない。

第五十八条 かつお・まぐろ又はみなみまぐろ（採捕した大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろの表示）

かつお・まぐろ漁業者は、大西洋くろまぐろ（大西洋条約海域において採捕されるものに限る。以下同じ。）又はみなみまぐろを採捕したときは、その都度、当該大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろに当該採捕に係る船舶の信号符字及び採捕の順序を示す番号を表示しなければならない。

2 かつお・まぐろ漁業者は、採捕した大西洋くろまぐろを陸揚げするまでの間は、前項の規定により当該大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろを表示された信号符字若しくは番号を抹消し、又は除去し、その他当該信号符字若しくは番号の識別を困難にする行為をしてはならない。

第五十九条 （漁獲物等の転載制限）

第五十九条 かつお・まぐろ漁業者は、第二十七条各号（総トン数百二十トン未満の動力漁船を使用する者については、第二号を除く。）のいずれかに該当する場合を除き、当該漁業の漁獲物又はその製品を、当該漁獲物を採捕し、又は当該製品を製造した船舶から他の船舶に転載してはならない。ただし、別表第八の上欄に掲げる港内又は海域において転載する場合であつて、それぞれ同表の下欄に定めるところにより転載するときは、この限りでない。

第六十条 かつお・まぐろ漁業者は、当該漁業の漁獲物又はその製品を日本国外の地に陸揚げしようとする場合において、漁業監督官から漁業取締り上必要な指示を受けたときは、これに従う（陸揚げ又は転載の届出）

第六十一条 かつお・まぐろ漁業者（総トン数百二十トン以上の動力漁船により、浮きえ縄を使用する者に限る。以下この条において同じ。）は、漁獲物又はその製品を日本国内若しくは本国外地に陸揚げし、若しくは当該製品を製造した船舶から他の船舶に転載しようとするとき（第二十七条各号のいずれかに該当する場合を除く。）は、当該

陸揚げ又は転載を行う十日前までに、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

一 当該陸揚げ又は転載を行った港の名称又は当該転載を行う海域

二 当該陸揚げ又は転載の年月日

三 当該陸揚げ又は転載を行った漁獲物又はその製品が大西洋くろまぐろの場合にあっては、

四 次に掲げる事項

イ 漁獲物又はその製品の量（大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締結国たる

外国等に対する割当てに係る当該外国等別の大西洋くろまぐろの量を含む。）

ロ 当該大西洋くろまぐろに表示された信号符字及び採捕の順序を示す番号

四 当該陸揚げ又は転載を行う漁獲物又はその製品がみなみまぐろの場合にあっては、次に掲げる事項

イ 漁獲物又はその製品の量（みなみまぐろの保存のための国際条約の締結国たる外国等に対する割当てに係る当該外国等別のみなみまぐろの量を含む。）

ロ 当該みなみまぐろに表示された信号符字及び採捕の順序を示す番号

五 当該陸揚げ又は転載を行う漁獲物が大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろ以外である場合にあっては、当該陸揚げ又は転載を行う漁獲物又はその製品の量

六 当該陸揚げ又は転載を行う船舶の名称及び漁船登録番号

七 当該転載に係る運搬船の名称及び信号符字（さめの魚体の所持等の制限）

八 かつお・まぐろ漁業者は、前項各号に掲げる届出事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

九 かつお・まぐろ漁業者は、採捕した（許可番号を表示しない流し網の使用禁止）

一〇 かつお・まぐろ漁業者は、（許可番号を表示しない流し網の使用禁止）

一一 かつお・まぐろ漁業者は、（許可番号を表示しない流し網の使用禁止）

一二 かつお・まぐろ漁業者は、（許可番号を表示しない流し網の使用禁止）

に限る。）を陸揚げまでの間、船上においてひれを切り離さずに所持すること。ただし、農林水産大臣が別に定めて告示する場合は、この限りでない。

三 当該さめを陸揚げするときに、前二号の規定により所持したものと陸揚げすること。

四 当該許可に係る船舶（第三十四条から第三十八条までの規定により届け出た運搬船並びに第四十一条第一項の規定により届け出た運搬船並びに第四十二条第一項の規定により届け出た火船及び魚探船（以下「許可船舶等」という。））とあり、及び第三十五条から第三十七条までの規定中「許可船舶等」とあるのは、「かつお・まぐろ漁業の許可に係る船舶」と読み替えるものとする。

第五十三条 第三十四条から第三十八条までの規定により所持したものと陸揚げすること。

六 当該許可に係る船舶（第三十四条から第三十八条までの規定により届け出た運搬船並びに第四十一条第一項の規定により届け出た運搬船並びに第四十二条第一項の規定により届け出た火船及び魚探船（以下「許可船舶等」という。））とあり、及び第三十五条から第三十七条までの規定中「許可船舶等」とあるのは、「かつお・まぐろ漁業の許可に係る船舶」と読み替えるものとする。

第七十四条 中型さけ・ます流し網漁業（塗装しない船舶の使用禁止）

第六十四条 中型さけ・ます流し網漁業の許可を受けた者（以下「中型さけ・ます流し網漁業及び採捕の順序を示す番号」）

八 当該陸揚げ又は転載を行う漁獲物が大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろ以外である場合にあっては、当該陸揚げ又は転載を行う漁獲物又はその製品がみなみまぐろの場合にあっては、次に掲げる事項

イ 漁獲物又はその製品の量（みなみまぐろの保存のための国際条約の締結国たる

等に対する割当てに係る当該外国等別ののみなみまぐろの量を含む。）

九 当該みなみまぐろに表示された信号符字及び採捕の順序を示す番号

十 当該陸揚げ又は転載を行う漁獲物が大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろ以外である場合にあっては、当該陸揚げ又は転載を行う漁獲物又はその製品がみなみまぐろの場合にあっては、次に掲げる事項

イ 漁獲物又はその製品の量（みなみまぐろの保存のための国際条約の締結国たる

等に対する割当てに係る当該外国等別ののみなみまぐろの量を含む。）

十一 当該陸揚げ又は転載を行う漁獲物又はその製品がみなみまぐろの場合にあっては、次に掲げる事項

イ 漁獲物又はその製品の量（みなみまぐろの保存のための国際条約の締結国たる

等に対する割当てに係る当該外国等別ののみなみまぐろの量を含む。）

十二 当該陸揚げ又は転載を行う漁獲物又はその製品がみなみまぐろの場合にあっては、次に掲げる事項

イ 漁獲物又はその製品の量（みなみまぐろの保存のための国際条約の締結国たる

等に対する割当てに係る当該外国等別ののみなみまぐろの量を含む。）

十三 当該陸揚げ又は転載を行う漁獲物又はその製品がみなみまぐろの場合にあっては、次に掲げる事項

イ 漁獲物又はその製品の量（みなみまぐろの保存のための国際条約の締結国たる

等に対する割当てに係る当該外国等別ののみなみまぐろの量を含む。）

十四 当該陸揚げ又は転載を行う漁獲物又はその製品がみなみまぐろの場合にあっては、次に掲げる事項

イ 漁獲物又はその製品の量（みなみまぐろの保存のための国際条約の締結国たる

等に対する割当てに係る当該外国等別ののみなみまぐろの量を含む。）

第十六節 日本海べにずわいがに漁業（塗装しない船舶の使用禁止）

第六十七条 日本海べにずわいがに漁業の許可を受けた者（以下「日本海べにずわいがに漁業者」という。）は、当該許可に係る船舶の船橋の周囲を各二十センチメートルの幅で帶状に赤色及び青色で塗装しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

三 当該さめを陸揚げするときに、前二号の規定により所持したものと陸揚げすること。

四 当該許可に係る船舶（第三十四条から第三十八条までの規定により届け出た運搬船並びに第四十一条第一項の規定により届け出た運搬船並びに第四十二条第一項の規定により届け出た火船及び魚探船（以下「許可船舶等」という。））とあり、及び第三十五条から第三十七条までの規定中「許可船舶等」とあるのは、「かつお・まぐろ漁業の許可に係る船舶」と読み替えるものとする。

第五十三条 第三十四条から第三十八条までの規定により所持したものと陸揚げすること。

六 当該許可に係る船舶（第三十四条から第三十八条までの規定により届け出た運搬船並びに第四十一条第一項の規定により届け出た運搬船並びに第四十二条第一項の規定により届け出た火船及び魚探船（以下「許可船舶等」という。））とあり、及び第三十五条から第三十七条までの規定中「許可船舶等」とあるのは、「かつお・まぐろ漁業の許可に係る船舶」と読み替えるものとする。

第七十四条 中型さけ・ます流し網漁業（塗装しない船舶の使用禁止）

第六十四条 中型さけ・ます流し網漁業の許可を受けた者（以下「中型さけ・ます流し網漁業及び採捕の順序を示す番号」）

八 当該陸揚げ又は転載を行う漁獲物が大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろ以外である場合にあっては、当該陸揚げ又は転載を行う漁獲物又はその製品がみなみまぐろの場合にあっては、次に掲げる事項

イ 漁獲物又はその製品の量（みなみまぐろの保存のための国際条約の締結国たる

等に対する割当てに係る当該外国等別ののみなみまぐろの量を含む。）

九 当該みなみまぐろに表示された信号符字及び採捕の順序を示す番号

十 当該陸揚げ又は転載を行う漁獲物又はその製品がみなみまぐろの場合にあっては、次に掲げる事項

イ 漁獲物又はその製品の量（みなみまぐろの保存のための国際条約の締結国たる

等に対する割当てに係る当該外国等別ののみなみまぐろの量を含む。）

十一 当該陸揚げ又は転載を行う漁獲物又はその製品がみなみまぐろの場合にあっては、次に掲げる事項

イ 漁獲物又はその製品の量（みなみまぐろの保存のための国際条約の締結国たる

等に対する割当てに係る当該外国等別ののみなみまぐろの量を含む。）

十二 当該陸揚げ又は転載を行う漁獲物又はその製品がみなみまぐろの場合にあっては、次に掲げる事項

イ 漁獲物又はその製品の量（みなみまぐろの保存のための国際条約の締結国たる

等に対する割当てに係る当該外国等別ののみなみまぐろの量を含む。）

十三 当該陸揚げ又は転載を行う漁獲物又はその製品がみなみまぐろの場合にあっては、次に掲げる事項

イ 漁獲物又はその製品の量（みなみまぐろの保存のための国際条約の締結国たる

等に対する割当てに係る当該外国等別ののみなみまぐろの量を含む。）

十四 当該陸揚げ又は転載を行う漁獲物又はその製品がみなみまぐろの場合にあっては、次に掲げる事項

イ 漁獲物又はその製品の量（みなみまぐろの保存のための国際条約の締結国たる

等に対する割当てに係る当該外国等別ののみなみまぐろの量を含む。）

う。)において総トン数五トン以上の動力漁船により浮きはね船により船びき網を使用して行う漁業をいふ。

四 小型さけ・ます流し網漁業 総トン数三十トン未満の動力漁船により流し網を使用してさけ又はますをとることを目的とする漁業

(農林水産大臣が定めることができるその他の事項)

第七十一条 法第五十七条第七項第三号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 当該漁業について都道府県知事が許可をすることができる船舶の合計総トン数

二 当該漁業について都道府県知事が許可をすることができる船舶の合計馬力数の最高限度

三 農林水産大臣があらかじめ指定した水域において都道府県知事が許可をすることができる船舶の馬力数の最高限度

四 農林水産大臣があらかじめ指定した水域において都道府県知事が許可をすることができる船舶の総トン数

(小型機船底びき網漁業の種類)

第七十二条 第七十条第二号に掲げる小型機船底びき網漁業は、次のとおり区分する。

一 手縄第一種漁業 網口開口装置を有しない網具を使用して行う手縄漁業

二 手縄第二種漁業 ビームを有する網具を使用して行う手縄漁業

三 手縄第三種漁業 桁を有する網具を使用して行う手縄漁業

四 打瀬漁業 五 その他の小型機船底びき網漁業 前各号に掲げるものの以外の小型機船底びき網漁業

六 前項各号に掲げる小型機船底びき網漁業の地方名稱を付する必要がある場合には、都道府県知事が指定する名称による。

(禁止海域又は禁止期間)

第七十三条 小型機船底びき網漁業は、農林水産大臣が海域又は期間を定めたときは、当該海域又は期間内においては、営んではならない。ただし、第一種共同漁業権又は第三種区画漁業権の目的となつてある水産動植物を当該共同漁業権若しくは区画漁業権又はこれらを目的とする入漁権に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

農林水産大臣は、前項の規定により禁止海域又は禁止期間を定めたときはこれを告示する。

第七十四条 農林水産大臣が指定する海域においては、農林水産大臣が指定する種類の小型機船底びき網漁業は、営んではならない。

第七十五条 (一) そなえ小型機船底びき網漁業は、営んではならない。ただし、農林水産大臣が指定するものについては、前条第二項の規定を準用する。

(二) 前項の指定については、前条第二項の規定を(禁止漁法又は禁止漁具)

(二) 小型機船底びき網漁業は、滑走装置を備えたのは、営んではならない。ただし、農林水産大臣が指定するものについては、この限りでない。

(三) 小型機船底びき網漁業は、営んではならない。ただし、農林水産大臣が指定する小型機船底びき網漁業であつてその指定する海域及び期間内において営むものについては、この限りでない。

(四) 小型機船底びき網漁業は、滑走装置を使用して営んではならない。ただし、農林水産大臣が指定するものについては、この限りでない。

(五) 第七十三条第二項の規定を準用する。

(六) 第七十三条第三項の規定による届出書の写しは、第七十三条第二項の規定を準用する。

(七) 第七十六条第三項の規定による届出書の写しは、第七十条第四号に掲げる小型さけ・ます流し網漁業のうちその操業区域の全部又は一部が日本海の海域(北海岸檜山郡と松前郡との最大高潮時海岸線における境界点から松前郡と小島灯台中心点を経て青森県竜飛崎灯台中心点に至る線以東の津軽海峡の海域を除く。以下この条において同じ。)に係るもの許可を受けた者(次項において「日本海小型さけ・ます流し網漁業者」という。)は、毎年三月十日から六月二十五日まで(政府間の決めを実施するため必要がある場合その他特別の事由がある場合において、農林水産大臣が操業の最終日を定めて告示したときは、その日まで)の期間内でなければ、日本海の海域において、当該漁業を営んではならない。

(八) 第七十六条第三項の規定による届出書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに農林水産大臣に変更の届出をしなければならない。この場合において、当該変更の届出が相続又は法人の合併若しくは分割に係るものであるときは、その事実を証する面を添えなければならない。

(九) 第七十六条第三項の規定による届出書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに農林水産大臣に変更の届出をしなければならない。この場合において、当該変更の届出が相続又は法人の合併若しくは分割に係るものであるときは、その事実を証する面を添えなければならない。

(十) 第七十六条第三項の規定による届出書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに農林水産大臣に変更の届出をしなければならない。この場合において、当該変更の届出が相続又は法人の合併若しくは分割に係るものであるときは、その事実を証する面を添えなければならない。

(十一) 第七十六条第三項の規定による届出書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに農林水産大臣に変更の届出をしなければならない。この場合において、当該変更の届出が相続又は法人の合併若しくは分割に係るものであるときは、その事実を証する面を添えなければならない。

(十二) 第七十六条第三項の規定による届出書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに農林水産大臣に変更の届出をしなければならない。この場合において、当該変更の届出が相続又は法人の合併若しくは分割に係るものであるときは、その事実を証する面を添えなければならない。

(十三) 第七十六条第三項の規定による届出書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに農林水産大臣に変更の届出をしなければならない。この場合において、当該変更の届出が相続又は法人の合併若しくは分割に係るものであるときは、その事実を証する面を添えなければならない。

(十四) 第七十六条第三項の規定による届出書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに農林水産大臣に変更の届出をしなければならない。この場合において、当該変更の届出が相続又は法人の合併若しくは分割に係るものであるときは、その事実を証する面を添えなければならない。

(十五) 第七十六条第三項の規定による届出書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに農林水産大臣に変更の届出をしなければならない。この場合において、当該変更の届出が相続又は法人の合併若しくは分割に係るものであるときは、その事実を証する面を添えなければならない。

(十六) 第七十六条第三項の規定による届出書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに農林水産大臣に変更の届出をしなければならない。この場合において、当該変更の届出が相続又は法人の合併若しくは分割に係るものであるときは、その事実を証する面を添えなければならない。

(十七) 第七十六条第三項の規定による届出書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに農林水産大臣に変更の届出をしなければならない。この場合において、当該変更の届出が相続又は法人の合併若しくは分割に係るものであるときは、その事実を証する面を添えなければならない。

(十八) 第七十六条第三項の規定による届出書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに農林水産大臣に変更の届出をしなければならない。この場合において、当該変更の届出が相続又は法人の合併若しくは分割に係るものであるときは、その事実を証する面を添えなければならない。

(十九) 第七十六条第三項の規定による届出書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに農林水産大臣に変更の届出をしなければならない。この場合において、当該変更の届出が相続又は法人の合併若しくは分割に係るものであるときは、その事実を証する面を添えなければならない。

(二十) 第七十六条第三項の規定による届出書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに農林水産大臣に変更の届出をしなければならない。この場合において、当該変更の届出が相続又は法人の合併若しくは分割に係るものであるときは、その事実を証する面を添えなければならない。

(二十一) 第七十六条第三項の規定による届出書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに農林水産大臣に変更の届出をしなければならない。この場合において、当該変更の届出が相続又は法人の合併若しくは分割に係るものであるときは、その事実を証する面を添えなければならない。

以上二十トン未満の動力漁船により浮きはね網を使用してまぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁業

二 小型するめいか釣り漁業 別表第九の当該漁業の項目に掲げる海域において総トン数五十トン以上三十トン未満の動力漁船により釣りによつてするめいかをとることを目的とする漁業

三 暫定措置水域沿岸漁業等 別表第九の当該漁業の項目に掲げる海域において動力漁船により行つてするめいかをとることを目的とする漁業

四 暫定措置水域沿岸漁業等 別表第九の当該漁業の項目に掲げる海域において動力漁船により行つてするめいかをとることを目的とする漁業

五 暫定措置水域沿岸漁業等 別表第九の当該漁業の項目に掲げる海域において動力漁船により行つてするめいかをとることを目的とする漁業

六 暫定措置水域沿岸漁業等 別表第九の当該漁業の項目に掲げる海域において動力漁船により行つてするめいかをとることを目的とする漁業

七 暫定措置水域沿岸漁業等 別表第九の当該漁業の項目に掲げる海域において動力漁船により行つてするめいかをとることを目的とする漁業

八 暫定措置水域沿岸漁業等 別表第九の当該漁業の項目に掲げる海域において動力漁船により行つてするめいかをとることを目的とする漁業

九 暫定措置水域沿岸漁業等 別表第九の当該漁業の項目に掲げる海域において動力漁船により行つてするめいかをとることを目的とする漁業

十 暫定措置水域沿岸漁業等 別表第九の当該漁業の項目に掲げる海域において動力漁船により行つてするめいかをとることを目的とする漁業

十一 暫定措置水域沿岸漁業等 別表第九の当該漁業の項目に掲げる海域において動力漁船により行つてするめいかをとることを目的とする漁業

十二 暫定措置水域沿岸漁業等 別表第九の当該漁業の項目に掲げる海域において動力漁船により行つてするめいかをとることを目的とする漁業

十三 暫定措置水域沿岸漁業等 別表第九の当該漁業の項目に掲げる海域において動力漁船により行つてするめいかをとることを目的とする漁業

十四 暫定措置水域沿岸漁業等 別表第九の当該漁業の項目に掲げる海域において動力漁船により行つてするめいかをとることを目的とする漁業

十五 暫定措置水域沿岸漁業等 別表第九の当該漁業の項目に掲げる海域において動力漁船により行つてするめいかをとることを目的とする漁業

十六 暫定措置水域沿岸漁業等 別表第九の当該漁業の項目に掲げる海域において動力漁船により行つてするめいかをとることを目的とする漁業

十七 暫定措置水域沿岸漁業等 別表第九の当該漁業の項目に掲げる海域において動力漁船により行つてするめいかをとることを目的とする漁業

十八 暫定措置水域沿岸漁業等 別表第九の当該漁業の項目に掲げる海域において動力漁船により行つてするめいかをとることを目的とする漁業

十九 暫定措置水域沿岸漁業等 別表第九の当該漁業の項目に掲げる海域において動力漁船により行つてするめいかをとることを目的とする漁業

二十 暫定措置水域沿岸漁業等 別表第九の当該漁業の項目に掲げる海域において動力漁船により行つてするめいかをとることを目的とする漁業

二十一 暫定措置水域沿岸漁業等 別表第九の当該漁業の項目に掲げる海域において動力漁船により行つてするめいかをとることを目的とする漁業

二十二 暫定措置水域沿岸漁業等 別表第九の当該漁業の項目に掲げる海域において動力漁船により行つてするめいかをとることを目的とする漁業

二十三 暫定措置水域沿岸漁業等 別表第九の当該漁業の項目に掲げる海域において動力漁船により行つてするめいかをとることを目的とする漁業

二十四 暫定措置水域沿岸漁業等 別表第九の当該漁業の項目に掲げる海域において動力漁船により行つてするめいかをとることを目的とする漁業

第八十一条 沿岸まぐろはえ網漁業を営む者は、採捕したさめを所持したときは、次に掲げる行為をしなければならない。ただし、当該沿岸まぐろはえ網漁業を営む者が日本国外で当該さめの一部を陸揚げした場合は、この限りでない。

一 当該さめの全ての部分(頭部、内臓及び皮を除く。)を陸揚げまでの間、船上において所持すること。

二 当該さめを陸揚げするときに、前号の規定により所持したものを陸揚げすること。

(操業制限)

第八十二条 届出漁業を営む者は、別にこの省令で定める場合のほか、別表第十の上欄に掲げる届出漁業に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる届出漁業を営んで所持すること。

二 当該さめを陸揚げするときに、前号の規定添えてしなければならない。

三 船舶安全法に基づく船舶検査証書の写し

二 届出に係る船舶を使用する権利が所有権以外の場合には、当該権利を有することを証する書面

一 届出に係る船舶検査証書の写し

(さめ・ます漁業の禁止)

第八十三条 何人も、赤道以北の太平洋の海域においては、総トン数十トン以上の動力漁船によつてするめいかをとることを目的とする漁業

第八十四条 何人も、赤道以北の太平洋の海域においては、総トン数十トン以上の動力漁船によつてするめいかをとることを目的とする漁業

第八十五条 何人も、北緯三十四度五十四分六秒の線以北、東経百三十九度五十三分十八秒の線

以東の太平洋の海域(オホーツク海及び日本海の海域を除く。)においては、総トン數十トン以上の動力漁船によりさんまととることを目的とする漁業(北太平洋さんまと漁業を除く。)を営む場合は、当該さめをとることを目的とする漁業を営んではならない。

第八十六条 何人も、動力漁船により流し網を使

用していかをとることを目的とする漁業を営んではならない。

第八十七条 次に掲げる漁業(以下「届出漁業」という。)を営もうとする者は、当該届出漁業の操業期間ごと及び船舶ごとに、当該操業期間の最初の日の一月前までに、農林水産大臣が告示する

(漁業の届出)

第八十八条 第七条第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る漁業の漁獲成績報告書(漁獲成績報告書等)を、農林水産大臣に提出しなければならない。

第八十九条 別表第九の暫定措置水域沿岸漁業等の項の第三号に掲げる海域において届出漁業を営む者は、当該漁業に係る船舶に表示された漁船法による登録番号の下に二センチメートルの幅で黒色の横線を表示しなければ、当該船舶を當該漁業に使用してはならない。

第九十条 沿岸まぐろはえ網漁業を営む者は、我が国が締結した漁業に関する条約その他の国際約束を実施するために必要な漁具に関する制限として農林水産大臣が別に定めて告示するものに違反して操業してはならない。

第九十一条 何人も、動力漁船により流し網を使

用していかをとることを目的とする漁業を営んではならない。

(べにずわいがに漁業の禁止)

第八十七条 何人も、別表第一の日本海へにずわいがに漁業の項の中欄に掲げる海域においては、動力漁船によりべにずわいがにをとることを目的とする漁業(日本海へにずわいがに漁業を除く。)を営んではならない。

第八十八条 (水産動植物の採捕の禁止)

水産動植物を、それぞれ同表の下欄に掲げる禁止区域においては、採捕してはならない。

第八十九条 (水産動植物の採捕の禁止)

前項の規定に違反して採捕された水産動植物は、所持し、又は販売してはならない。

(中央北極海公海における魚類の採捕の禁止)

中央北極海においては、所持し、又は販売してはならない。

(いか公海漁業を防止するための協定第一条(a))

に規定する協定水域においては、魚、甲殻類及び軟体動物の種に属する水産動物(海洋法に関する国際連合条約第七十七条4に規定する定着性の種族であつて農林水産大臣が別に定めて告示するものを除く。)を採捕してはならない。

(いかの捕獲等の禁止)

南緯六十度の線以南の海域においては、農林水産大臣が別に定めて告示するあざらし及びおつとせいを獵獲してはならない。ただし、農林水産大臣が南極のあざらしの保存に関する条約の実施上支障がないと認めて許可をした場合は、この限りでない。

(第九十条 基地式捕鯨業者及び母船式捕鯨業者)

以外の者は、ひげ鯨及びまつこう鯨(この条及び次条において「ひげ鯨等」という。)を捕獲してはならない。ただし、基地式捕鯨業者及び母船式捕鯨業者以外の漁業であつて農林水産大臣が別に定めて告示するものを捕獲した場合は、この限りでない。

(一 捕獲の日時及び場所)

漁業の種類及び免許番号又は許可番号(ひげ鯨等を混獲した場合に限る。)

(四 处理を開始した日時及び場所)

体長、性別、乳分泌の有無並びに胎児の性別及び体長

3 第一項の規定に違反してひげ鯨等を捕獲した

者は、当該ひげ鯨等を販売し、又は販売の目的をもつて所持し、若しくは加工してはならない。その情を知つてこれを譲り受けた者も、同様とする。

(捕鯨業者以外の者が捕獲したひげ鯨等の処理の制限)

前条第一項ただし書の規定によりひげ鯨等を捕獲した者(以下この条において「ひげ鯨等を捕獲した者」という。)は、鯨体処理場、卸売市場その他の水産動植物に有害な物が遺棄され、又は漏せつするおそれがない場所以外の場所において、当該ひげ鯨等を処理してはならない。

(第九十二条 前項の規定に違反して採捕された鯨等を捕獲した者)

前項の規定に違反して採捕された鯨は、所持し、又は販売してはならない。

(高度回遊性魚類資源の採捕の禁止)

捕鯨業者以外の者が捕獲したひげ鯨等を処理してはならない。

(第九十五条 中西部太平洋条約海域のうち公海における高度回遊性魚類資源の採捕の禁止)

中西部太平洋条約海域のうち公海においては、船舶により、中西部太平洋条約第三条の規定により同条約を適用することとされている魚種であつて農林水産大臣が別に定めて告示するもの(以下「高度回遊性魚類資源」という。)を採捕してはならない。ただし、大中型まき網漁業又はかつお・まぐろ漁業を営む者が採捕する場合は、この限りでない。

(第九十六条 何人も、大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろを採捕してはならない。)

前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

(第九十七条の二 北太平洋条約海域における運搬船の届出)

前項の規定に違反して大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろを採捕してはならない。

(第九十七条の三 運搬船に係る船舶安全法に基づく船舶検査証書の写し)

運搬船を使用する権利が所有権以外の場合には、当該権利を有することを証する書面

前項の規定による届出をした者は、同項の運

(第九十八条 南緯五十五度の線、西経百五十度の線に沿った海域並びに大西洋条約海域における運搬船の届出)

おいて「運搬船」という。)を運航する者は、あらかじめ、当該運搬船ごとに、別記様式第七号の運搬船届出書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に届け出なければならない。

(一 運搬船に係る漁船法による漁船の登録の届出)

運搬船を用いる漁船法による漁船の登録の届出

(二 運搬船に係る船舶安全法に基づく船舶検査証書の写し)

運搬船を使用する権利が所有権以外の場合には、当該権利を有することを証する書面

前項の規定による届出をした者は、同項の運

(第九十九条 別表第八の上欄に掲げる港内又は海域においてかつお・まぐろ漁業(総トン数百二十トン以上の動力漁船により、浮きはえ網を使用するものに限る。)の漁獲物又はその製品の転載を当該漁獲物を採捕し、又は当該製品を製造した船から受けた日本船舶(以下この項に

4 特定の鯨の捕獲の禁止)

(第九十四条 何人も、第九十二条第一項及び前条の規定にかかるらず、別表第十三の上欄に掲げる鯨を、それぞれ同表の下欄に掲げる禁止区域においては、採捕してはならない。)

前項の規定に違反して採捕された鯨は、所持し、又は販売してはならない。

(第九十五条 中西部太平洋条約海域のうち公海における高度回遊性魚類資源の採捕の禁止)

前項の規定に違反して採捕された鯨は、所持し、又は販売してはならない。

(第九十六条 何人も、大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろを採捕してはならない。)

前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

(第九十七条の二 北太平洋条約海域における運搬船の届出)

前項の規定に違反して大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろを採捕してはならない。

(第九十七条の三 運搬船に係る船舶安全法に基づく船舶検査証書の写し)

運搬船を使用する権利が所有権以外の場合には、当該権利を有することを証する書面

前項の規定による届出をした者は、同項の運

(第九十八条 南緯五十五度の線、西経百五十度の線に沿った海域並びに大西洋条約海域における運搬船の届出)

おいて「運搬船」という。)を運航する者は、あらかじめ、当該運搬船ごとに、別記様式第七号の運搬船届出書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に届け出なければならない。

(一 運搬船に係る漁船法による漁船の登録の届出)

運搬船を用いる漁船法による漁船の登録の届出

(二 運搬船に係る船舶安全法に基づく船舶検査証書の写し)

運搬船を使用する権利が所有権以外の場合には、当該権利を有することを証する書面

前項の規定による届出をした者は、同項の運

(第九十九条 別表第八の上欄に掲げる港内又は海域においてかつお・まぐろ漁業(総トン数百二十トン以上の動力漁船により、浮きはえ網を使用するものに限る。)の漁獲物又はその製品の転載を当該漁獲物を採捕し、又は当該製品を製造した船から受けた日本船舶(以下この項に

5 おいて「運搬船」という。)を運航する者は、あらかじめ、当該運搬船ごとに、別記様式第七号の運搬船届出書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に届け出なければならない。

(一 運搬船に係る漁船法による漁船の登録の届出)

運搬船を用いる漁船法による漁船の登録の届出

(二 運搬船に係る船舶安全法に基づく船舶検査証書の写し)

運搬船を使用する権利が所有権以外の場合には、当該権利を有することを証する書面

前項の規定による届出をした者は、同項の運

(第九十八条 南緯五十五度の線、西経百五十度の線に沿った海域並びに大西洋条約海域における運搬船の届出)

おいて「運搬船」という。)を運航する者は、あらかじめ、当該運搬船ごとに、別記様式第七号の運搬船届出書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に届け出なければならない。

(一 運搬船に係る漁船法による漁船の登録の届出)

運搬船を用いる漁船法による漁船の登録の届出

(二 運搬船に係る船舶安全法に基づく船舶検査証書の写し)

運搬船を使用する権利が所有権以外の場合には、当該権利を有することを証する書面

前項の規定による届出をした者は、同項の運

(第九十九条 別表第八の上欄に掲げる港内又は海域においてかつお・まぐろ漁業(総トン数百二十トン以上の動力漁船により、浮きはえ網を使用するものに限る。)の漁獲物又はその製品の転載を当該漁獲物を採捕し、又は当該製品を製造した船から受けた日本船舶(以下この項に

き、日本船舶以外の船舶においてまぐろ又はかじきの採捕に従事してはならない。

一 東経百八十度以東の南緯三十五度の線

二 次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線

イ 東経百八十度南緯三十五度の点

ト 東経百八十度南緯三十度の点

チ 東経百二十度南緯三十度の点

ホ 東経百五十度南緯十度の点

ヘ 東経百五度南緯二十度の点

ト 東経九十五度南緯二十度の点

チ 東経九十五度南緯三十度の点

三 東経九十五度以西の南緯三十度の線
(無許可船舶におけるさけ又はますをとる漁具の所持の禁止)

第九十九条 漁業を営む者は、政府間の取決めの実施のため農林水産大臣が中型さけ・ます流し網漁業の許可又はさけ若しくはますをとることを目的とする漁業についての法第五十七条第一項若しくは第百十九条第一項の規定による都道府県知事の許可に係る船舶以外の船舶(以下「さけ・ます漁業に係る無許可船舶」という)において専らさけ又はますをとる流し網又ははえ縄を所持することを禁止する区域及び期間を定めて告示したときは、当該区域においては、当該期間中さけ・ます漁業に係る無許可船舶において、当該漁具を所持してはならない。

2 前項の区域及び期間は、その施行期日を定め、その期日の二週間前までに官報に掲載してするものとする。ただし、政府間の取決めの実施のため緊急を要する場合は、この限りでない。
(さけ又はますの採捕の制限等)

第一百条 赤道以北の太平洋の海域においては、農林水産大臣が許可した場合を除き、日本船舶以外の船舶においてさけ又はますの採捕に従事してはならない。
(ずわいがにの採捕の制限等)

第一百一条 別表第一のずわいがに漁業の項の中欄に掲げる海域においては、ずわいがにの未成熟がに(腹節の内側に卵を有しない雌がに及び甲幅九センチメートル(別表第十四の上欄に掲げるE海域については、甲幅八センチメートル)未満の雄がにをい。次項において同じ。)は、採捕してはならない。

2 別表第十四の上欄に掲げる海域においては、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表

の下欄に掲げる期間内は、ずわいがにの成熟がに(未成熟がに以外のかにをい。)は、採捕してはならない。

3 漁業を営む者又は水産動植物の販売若しくは加工を業とする者は、第一項の規定に違反して採捕されたずわいがに又はその製品を所持し、販売し、又は加工してはならない。

(べにずわいがにの採捕等の禁止)

第一百二条 雌及び甲幅九センチメートル以下の雄のべにずわいがには、採捕してはならない。

2 漁業を営む者又は水産動植物の販売若しくは加工を業とする者は、前項の規定に違反して採捕されたべにずわいがに又はその製品を所持し、販売し、又は加工してはならない。

(停船命令)

第一百三条 漁業監督官は、法第二十八条第三項の規定による検査又は質問をするため必要があるときは、操船又は漁ろうを指揮監督する者に対し、停船を命ずることができる。

2 前項の規定による停船命令は、法第二十八条第三項の規定による検査又は質問をする旨を告げ、又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号その他の適切な手段により行うものとする。

一 別記様式第八号による信号旗Lを掲げること。

二 サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号(短音一回、長音一回、短音二回)を約七秒の間隔を置いて連続して行うこと。

三 投光器によりLの信号(短光一回、長光一回、短光二回)を約七秒の間隔を置いて連続して行うこと。

3 前項において、「長音」又は「長光」とは、約三秒間継続する吹鳴又は投光をいい、「短音」又は「短光」とは、約一秒間継続する吹鳴又は投光をいう。

第一百四条 別表第一のずわいがに漁業の項の中欄(船長等の乗組み禁止命令)

農林水産大臣は、漁業者その他水産動植物を採捕する者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく处分に違反する行為をしたと認めるときは、当該行為をした者が使用する船舶の船長、船員の職務を行う者若しくは操業を指揮する者(基地式捕鯨業又は母船式捕鯨業における砲手を含む。)に対し、当該違反に係る漁業又は水産資源の採捕に係る船舶への乗組みを制限し、又は禁止することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第二項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかるわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第三十八条第三項の規定は、第一項の規定による命令に係る聴聞について準用する。

(漁業監督官の乗船)

第一百五条 漁業監督官は、その職務を行うため必要なと認めるとときは、大臣許可漁業の許可があると認めるときは、大臣許可漁業の許可に係る船舶に乗船することができる。

(外国の法令の遵守)

第一百六条 大臣許可漁業の許可を受けた者は、外国の領海又は排他的經濟水域において操業する場合には、漁業に関する法令に相当する当該外国の法令を遵守しなければならない。

(別表第五の下欄に掲げる者(大臣許可漁業の許可を受けた者を除く。)は、それぞれ同表の上欄に掲げる区域において操業する場合には、漁業に関する法令に相当する当該区域を管轄する外国の法令を遵守しなければならない。

(外国周辺の海域における操業等の禁止命令)

第一百七条 外国周辺の海域のうち別表第五の上欄に掲げる区域においては、漁業を営む者は、そぞれ同表の下欄に掲げる者を除き、漁業を営むために船舶により当該区域内に立ち入ってはならない。

(外国周辺の海域における操業等の禁止命令)

第一百八条 農林水産大臣は、漁業者が前条の規定に違反して漁業を営んだ事実があると認めるときは、漁業取締りのため必要な限度において、当該漁業者又は当該漁業者の使用に係る船舶の船長、船員の職務を行う者若しくは操業を指揮する者に對し、当該違反に係る同条の区域の周辺の海域につき漁業を営み、又は漁業に従事することを禁止する区域及び期間を指定して、漁業を営み、又は漁業に従事することを禁止することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかるわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第三十八条第三項の規定は、第一項の規定による命令に係る聴聞について準用する。

(鯨体処理場の条件)

第一百十条 鯨体処理場は、次に掲げる条件を満すものでなければならぬ。

一 水産動植物に有害な物が遺棄され、又は漏せつするおそれがないこと。

二 第四十六条第二項の規定による報告を受けたために必要な体制を有すること。

(変更命令等)

第一百十一条 農林水産大臣は、鯨体処理場が前条の条件を満たさなくなつたときは、当該鯨体処理場の設置の許可を受けた者(以下「鯨体処理場設置者」という。)に対し、当該鯨体処理場の設備の変更を命じ、又はその使用を制限することができる。

(許可の取消し等)

第一百十二条 農林水産大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第一百九条第一項の規定による許可を取り消し、又は鯨体処理場の使用の停止を命ずることができる。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出して、同項の許可を申請しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)

二 鯨体処理場の設置場所

三 第四十六条第二項の規定による報告を受けた連絡先

3 前項の申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えなければならない。

一 第一項の許可を受けようとする者が個人である場合 次に掲げる書類

二 登記事項証明書

三 住民票の写し

4 第四十六条第二項の規定による報告を受けた連絡先

一 当該許可の日から一年以内に鯨体処理場の設置又はその設備の変更がないとき。

二 鯨体処理場が引き続き二年間使用されないとき。

三 鯨体処理場設置者がこの省令の規定又はこの省令の規定に基づく処分に違反したとき。

農林水産大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第十三条规定第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第三十九条第三項の規定は、第一項の規定による処分に係る聴聞について準用する。

(鯨体処理状況の記載)

第一百十三条 鯨体処理場設置者は、第四十六条第二項の規定による報告を受けたときは、速やかに、当該報告に係る事項を帳簿に記載し、かつ、当該鯨につき次に掲げる事項をその判明の都度これに併記しなければならない。

一 処理開始の日時

二 体長

三 性別

四 乳分泌の有無

五 胎児の性別及び体長

六 この省令に違反する事実のある場合には、その詳細

第五十条第二項の規定は、前項第一号及び第五号の体長について準用する。

(鯨体処理状況報告書の提出)

第一百十四条 鯨体処理場設置者は、農林水産大臣が別に定めて告示する様式による毎年の鯨体処理状況報告書を、翌年の一月三十一日までに農林水産大臣に提出しなければならない。

(鯨体処理場の廃止の届出)

第一百十五条 鯨体処理場設置者は、鯨体処理場を廃止したときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る鯨体処理場の設置の許可は効力を失う。(提出書類の経由機関)

第一百十六条 この省令の規定により農林水産大臣に提出する書類であつて次に掲げるものは、第一号から第十五号までに掲げるものにあつては、住所地(二以上ある場合にあつては、主たる住所地)を、第十六号から第十八号までに掲げるもののあつては漁業根拠地(漁業を営む者がその営む漁業に使用する船舶により行う当該漁業

の操業を管理する事務所の所在地をいい、一にある場合にあつては、主たる漁業根拠地をいう。)を管轄する都道府県知事を経由して提出しなければならない。

一 遠洋底びき網漁業に関するもの
二 東シナ海はえ繩漁業に関するもの
三 大西洋等はえ繩等漁業に関するもの
四 太平洋底刺し網等漁業に関するもの
五 基地式捕鯨業に関するもの
六 母船式捕鯨業に関するもの
七 かじき等流し網漁業に関するもの
八 東シナ海等かじき等流し網漁業に関するもの
九 かつお・まぐろ漁業に関するもの
十 中型さけ・ます流し網漁業に関するもの
十一 北太平洋さんま漁業に関するもの
十二 ずわいがに漁業に関するもの
十三 日本海べにずわいがに漁業に関するもの
十四 いか釣り漁業に関するもの
十五 届出漁業に関するもの
十六 沖合底びき網漁業に関するもの
十七 以西底びき網漁業に関するもの
十八 大中型まき網漁業に関するもの

第六章の規定により鯨体処理場に関し農林水産大臣に提出する書類は、当該鯨体処理場の所在地を管轄する都道府県知事を経由して提出しなければならない。

3 第一項の規定にかかるらず、次に掲げる書類は、都道府県知事を経由せずに農林水産大臣に提出することができる。

一 第十四条第一項の規定による資源管理の状況等の報告に関するもの

二 第二十五条第二項の規定による位置等の報告に関するもの

三 第三十条の三(第三十三条 第六十六条の二及び第六十九条の二において準用する場合を含む。)の規定による転載の届出又は第四十二条若しくは第六十七条の規定による陸揚げ若しくは転載の届出に関するもの

四 第四十七条及び第九十七条の二の規定による運搬船の届出に関するもの

第五百一十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 第二十三条、第二十四条第一項、第二百一十七条(第二十八条において準用する場合を含む。)

む)、第三十条の一(第三十三条、第四十三条の二、第六十六条の二及び第六十九条の二において準用する場合を含む)、第四十三条、第四十四条、第四十五条第二項、第四十七条、第四十八条、第五十九条、第六十条、第六十六条、第七十三条第一項、第七十四条第一項、第七十五条第一項若しくは第二項、第七十六条、第八十二条、第八十八条から第九条まで、第九十一条第一項、第九十三条から第九十五条まで、第九十六条第一項若しくは第三项、第九十八条、第一百条から第一百二条まで、第一百七条又は第一百九条第一項の規定に違反した者

二 第百四条第一項又は第一百八条第一項の規定による命令に違反した者

前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していないこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

二 第百四条第一項又は第一百八条第一項若しくは第三项、第五十三条、第五十四条(第五十五条において準用する場合を含む)、第五十七条、第六十二条、第六十九条、第八十条、第八十一条、第九十一条第三項(第九十二条第四項において準用する場合を含む)又は第九十九条第一項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

二 第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条、第二十九条、第三十一条(第五十五条において準用する場合を含む)、第三十二条(第六十三条において準用する場合を含む)、第五十五条第一項、第五十六条第一項、第五十七条(第五十五条において準用する場合を含む)、第五十八条、第六十条、第六十一条第一項、第六十五条、第六十七条第一項、第六十八条又は第七十九条の規定に違反した者

二 第二十六条第一項の規定による操業日誌を備え付げず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の事項を記載した者

三 第七十七条第一項又は第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第一百七十七条第一項、第一百八十八条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、各本条の罰金刑を科する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和三十八年二月一日から施行する。ただし、第六十一条、第六十四条、第六十九条、第七十三条及び第一百条の規定並びにこれらの規定に係る罰則の規定は、同年四月一日から施行する。

(中型機船底曳網漁業取締規則等の廃止)

第二条 次の省令は、廃止する。

中型機船底曳網漁業取締規則（昭和九年農林省令第二十号）

海驥海豹獵取締規則（昭和十七年農林省令第四十七号）

中型かつお・まぐろ漁業取締規則（昭和二十一年農林省令第四十三号）

小型捕鯨業取締規則（昭和二十二年農林省令第九十一号）

指定遠洋漁業取締規則（昭和二十五年農林省令第十七号）

まき網漁業取締規則（昭和二十七年農林省令第八号）

母船式漁業取締規則（昭和二十七年農林省令第三十号）

白蝶貝等採取業取締規則（昭和二十七年農林省令第五十一号）

さけ・ます流網漁業等取締規則（昭和二十七年農林省令第五十二号）

トロール漁業取締規則（昭和二十八年農林省令第三十一号）

さば漁業取締規則（昭和三十三年農林省令第三十二号）

(母船式漁業の漁獲物等の輸送制限に関する経過措置)

第十二条 この省令の施行の際現に旧母船式漁業取締規則第三十五条の規定により母船及び附属漁船以外の船舶によつてする製品又は漁獲物の輸送につきしている農林水産大臣の承認は、本則第二十九条の規定によりした母船及び独航船等以外の船舶による当該母船式漁業の漁獲物又

附 則（昭和五一年一二月八日農林省令第五一号）	この省令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和五二年三月七日農林省令第五号）	この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行う行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則（昭和五二年七月一日農林省令第三三号）	1 この省令は、昭和五十二年八月一日から施行する。 2 この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行う行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則（昭和五三年二月一日農林省令第三号）	この省令は、昭和五十三年六月一日から施行する。
附 則（昭和五三年五月三一日農林省令第四号）	この省令は、昭和五十三年六月一日から施行する。
附 則（昭和五八年六月一一日農林水産省令第一七号）	この省令は、平成二年四月一日から施行する。
附 則（昭和五八年六月一一日農林水産省令第三五号）抄	この省令は、昭和五八年一月一日から施行する。
附 則（昭和五九年三月一〇日農林水産省令第四号）	この省令は、昭和五九年三月一〇日から施行する。
附 則（昭和六〇年七月三〇日農林水産省令第三七号）	この省令は、昭和五九年四月十五日から施行する。
附 則（昭和六一年四月二〇日農林水産省令第九号）	この省令は、昭和六十年八月一日から施行する。
附 則（昭和五四年二月二〇日農林水産省令第四号）	この省令は、昭和五四年二月二〇日から施行する。
附 則（昭和五四年六月一日農林水産省令第二八号）	この省令は、昭和五四年六月一日から施行する。
附 則（昭和五五年九月一六日農林水産省令第三九号）	この省令は、昭和五五年九月二十七日から施行する。
附 則（昭和五七年四月二一日農林水産省令第一六号）	この省令は、昭和五十七年八月一日から施行する。
附 則（昭和五七年四月二一日農林水産省令第一九号）	この省令は、昭和五十七年八月一日から施行する。
附 則（平成元年四月二六日農林水産省令第一九号）	この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二年二月二二日農林水産省令第一二号）	この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二年四月一七日農林水産省令第一九号）	この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成四年二月一八日農林水産省令第四号）	この省令は、平成四年二月一八日から施行する。
附 則（平成四年四月一七日農林水産省令第一九号）	この省令は、平成四年四月一日から施行する。
附 則（平成六年三月三十一日以前に使用されたこの省令による改正前の関係省令に規定する様式による書面は、この省令による改正後の関係省令に規定する様式による書面とみなす。）	この省令による改正前の関係省令に規定する様式による書面は、この省令による改正後の関係省令に規定する様式による書面とみなす。
附 則（平成五年四月一日農林水産省令第一五号）抄	この省令は、公布の日から施行する。（施行期日）
附 則（平成五年四月一日農林水産省令第一五号）	この省令は、公布の日から施行する。（罰則に関する経過措置）
附 則（平成六年八月二六日農林水産省令第五四五号）抄	この省令の施行前にした前項の規定による改正前の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(施行期日) 第一条 この省令は、平成七年三月三十一日から施行する。

附 則 (平成六年九月三〇日農林水産省令第七〇号)

この省令は、行政手続法の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。

附 則 (平成九年四月二一日農林水産省令第三一号)

この省令は、平成九年八月一日から施行する。

附 則 (平成一三年七月三〇日農林水産省令第五二号)

この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行う行政府の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成九年七月一五日農林水産省令第五二号)

この省令は、平成九年七月二十九日から施行する。

附 則 (平成一〇年七月一六日農林水産省令第六〇号)

この省令は、平成十年八月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年七月一五日農林水産省令第六一号)

この省令は、平成十一年一月一日から施行する。

附 則 (平成一一年一月二一日農林水産省令第三号)

(施行期日) 第一条 この省令は、漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定の効力発生の日から施行する。(経過措置)

附 則 (平成一二年一月二七日農林水産省令第九五号)

この省令は、漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定の効力発生の日から施行する。

附 則 (平成一二年一月二七日農林水産省令第九五号)

(施行期日) 第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。(経過措置)

附 則 (平成一三年四月二〇日農林水産省令第九二号)

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一四年四月二〇日農林水産省令第六六号)

(施行期日) 第一条 この省令は、平成十四年八月一日から施行する。

附 則 (平成一五年四月一七日農林水産省令第四〇号)

この省令は、平成十三年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一五年四月一七日農林水産省令第四一号)

(第九十条の九に係る部分に限る) 及び(百六十号)定める日から施行する。

附 則 (平成一五年四月一七日農林水産省令第四二号)

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一五年一月二〇日農林水産省令第四三号)

この省令は、平成十三年八月一日から施行する。

附 則 (平成一五年三月二七日農林水産省令第一二四号)

この省令は、漁業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年十二月一日）から施行する。ただし、別表第二大型まき網漁業の項第一号力及び罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一五年三月二七日農林水産省令第一二五号)

この省令は、平成十三年十月一日から施行する。ただし、別表第二大型まき網漁業の項第一号力及び罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一六年三月一日農林水産省令第一五号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めた日から施行する。

附 則 (平成一六年三月一日農林水産省令第一六号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めた日から施行する。

附 則 (平成一六年七月一六日農林水産省令第六〇号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めた日から施行する。

附 則 (平成一六年七月一六日農林水産省令第七七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一四年七月二十五日農林水産省令第四七号)

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一四年七月二十五日農林水産省令第四八号)

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一四年七月二十五日農林水産省令第四九号)

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一四年七月二十五日農林水産省令第五〇号)

(罰則に関する経過措置)

第二条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一五年四月一七日農林水産省令第四〇号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第二遠洋かつお・まぐろ漁業の項第一号力及び罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一六年一月二〇日農林水産省令第一二四号)

この省令は、平成十五年八月一日から施行する。(罰則に関する経過措置)

第二条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一六年一月二〇日農林水産省令第一二五号)

この省令は、平成十六年一月一日から施行する。

附 則 (平成一六年三月一日農林水産省令第一五号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めた日から施行する。

附 則 (平成一七年三月一日農林水産省令第一六号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めた日から施行する。

附 則 (平成一七年三月一日農林水産省令第一七号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めた日から施行する。

附 則 (平成一七年三月一日農林水産省令第一八号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めた日から施行する。

附 則 (平成一七年三月一日農林水産省令第一九号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めた日から施行する。

附 則 (平成一七年三月一日農林水産省令第二〇号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めた日から施行する。

附 則 (平成一七年三月一日農林水産省令第二一号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めた日から施行する。

附 則 (平成一七年三月一日農林水産省令第二二号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めた日から施行する。

附 則 (平成一七年三月一日農林水産省令第二三号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めた日から施行する。

附 則 (平成一七年三月一日農林水産省令第二四号)

附 則 (平成一六年一月一日農林水産省令第八四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年一月一日農林水産省令第九〇号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めた日から施行する。

附 則 (平成一六年一月一日農林水産省令第四〇号)

この省令は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則 (平成一七年一月一日農林水産省令第一六号)

この省令は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則 (平成一七年一月一日農林水産省令第一七号)

この省令は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則 (平成一七年一月一日農林水産省令第一八号)

この省令は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則 (平成一七年一月一日農林水産省令第一九号)

この省令は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則 (平成一七年一月一日農林水産省令第二〇号)

この省令は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則 (平成一七年一月一日農林水産省令第二一号)

この省令は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則 (平成一七年一月一日農林水産省令第二二号)

この省令は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則 (平成一七年一月一日農林水産省令第二三号)

この省令は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則 (平成一七年一月一日農林水産省令第二四号)

この省令は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則 (平成一七年一月一日農林水産省令第二五号)

この省令は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則 (平成一七年一月一日農林水産省令第二六号)

- 2 この省令の施行の際現に漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）第一条の規定による改正前の漁業法第五十二条第一項に基づく沖合底びき網漁業の許可を受けている船舶であつて、その推進機関の出力が漁業法等の一部を改正する等の法律第一条の規定による改定後の漁業法第四十一条第五号の農林水産大臣の定める基準において定められた最高限度を超えるものについては、当分の間、当該出力を当該船舶に係る同号の最高限度とみなす。ただし、当該船舶の推進機関を新たな推進機関と交換する場合は、この限りでない。

（罰則の適用に関する経過措置）

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二七年九月九日農林水産省令第六九号）

この省令は、平成二十七年九月十日から施行する。

附 則（平成二八年五月一九日農林水産省令第三八号）

この省令は、平成二十八年六月四日から施行する。ただし、別表第二遠洋かつお・まぐろ漁業の項第八号の次に一号を加える改正規定は、同年八月一日から施行する。

附 則（平成二八年一二月二二日農林水産省令第七八号）

この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

附 則（平成二九年六月七日農林水産省令第三三号）

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二九年六月一二日農林水産省令第三四号）

この省令は、平成二十九年八月一日から施行する。ただし、別表第二沖合底びき網漁業の項第一号口（150）の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年九月一二日農林水産省令第五三号）

この省令は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）の施行の日（平成二十九年十一月一日）から施行する。

(経過措置)
第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (令和三年一月七日農林水産省令
第二号)
この省令は、令和三年二月一日から施行する。

附 則 (令和三年二月一九日農林水産省
令第六号)
この省令は、中央北極海における規制されない公海漁業を防止するための協定の効力発生の日から施行する。

附 則 (令和三年四月二三日農林水産省
令第三二号)
この省令は、令和三年五月一日から施行する。

附 則 (令和三年六月三日農林水産省令
第三五号)
(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。(操業制限又は禁止に関する経過措置)
第二条 この省令による改正前の別表第四のかつお・まぐろ漁業の項第八号、第十号及び第二十四号から第三十一号までの規定は、これらの規定に係る水産動植物が漁業法第十二条第二項第三号に規定する特定水産資源として漁獲可能量による管理が行われる日の前日までの間は、な
お効力を有する。
(罰則に関する経過措置)

第三条 この省令の施行の日前にした行為及び前条の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの省令の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和四年四月一日農林水産省
令第三六号)
この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和四年七月一日農林水産省令
第四三号)
この省令は、令和四年八月一日から施行する。

※ 用途及び申請年月日・本件を承認する旨・まぐら漁業の場合は			
許可番号	○○○○○許可証		
地 所			
氏名又は商号			
姓	名	姓+少數	(附註:)
登記番號	登記番號	登記場所	年 月 日まで
種 別			
漁業			
漁業種別			
漁業用具種別			
許可の有效期間			
年 月 日から 年 月 日まで			
品 种			
年 月 日			

農林水産大臣

※ 基本式許認可の場合は			
許可番号	基本式許認可証		
地 所			
氏名又は商号			
姓	名	姓+少數	(附註:)
登記番號	登記番號	登記場所	年 月 日まで
種 別			
漁業			
漁業種別			
漁業用具種別			
許可の有效期間			
年 月 日から 年 月 日まで			
品 种			
年 月 日			

農林水産大臣

※ 任給式許認可に係る日程の場合は			
許可番号	任給式許認可証(定期)		
地 所			
氏名又は商号			
姓	名	姓+少數	(附註:)
登記番號	登記番號	登記場所	年 月 日まで
種 別			
漁業			
漁業種別			
漁業用具種別			
許可の有效期間			
年 月 日から 年 月 日まで			
品 种			
年 月 日			

農林水産大臣

※ 任給式許認可に係る日程の場合は			
許可番号	任給式許認可証(定期)		
地 所			
氏名又は商号			
姓	名	姓+少數	(附註:)
登記番號	登記番號	登記場所	年 月 日まで
種 別			
漁業			
漁業種別			
漁業用具種別			
許可の有效期間			
年 月 日から 年 月 日まで			
品 种			
年 月 日			

農林水産大臣

様式第4号（第40条関係）

様式第4号（第40条関係）（令和3年4月1日～令和4年3月31日～令和5年3月31日）

大手型きき研磨業に係る課税と課税額

年 月 日

農林水産大臣 指 官

氏 名（法人にあっては、名前及び代表者の氏名）

「記入により大手型きき研磨業に係る課税と課税額を記入しますので、開示義務を負えて頂けます。」記

1. 大手型きき研磨業の可燃性

(1) 燃料登録番号

(2) 燃料番号

(3) 燃料名

2. 使用する燃料の合計量

合計量 種別

(1) 燃料登録番号

(2) 燃料番号

(3) 燃料名

(4) 燃料種類及び数量

(5) 燃料セラード率

(6) 燃料の消費電力の能力

様式第5号（第41条関係）

様式第5号（第41条関係）（令和3年4月1日～令和4年3月31日～令和5年3月31日）

大手型きき研磨業に係る課税と課税額

年 月 日

農林水産大臣 指 官

氏 名（法人にあっては、名前及び代表者の氏名）

「記入により大手型きき研磨業に係る課税と課税額を記入しますので、開示義務を負えて頂けます。」記

1. 大手型きき研磨業の可燃性

(1) 燃料登録番号

(2) 燃料番号

(3) 燃料名

2. 使用する燃料の合計量

合計量 種別

(1) 燃料登録番号

(2) 燃料番号

(3) 燃料名

(4) 燃料種類及び数量

(5) 燃料セラード率

(6) 燃料の消費電力の能力

様式第6号（第52条、第55条関係）

様式第6号（第52条、第55条関係）（令和3年4月1日～令和4年3月31日～令和5年3月31日）

大手型きき研磨業に係る課税と課税額

年 月 日

農林水産大臣 指 官

氏 名（法人にあっては、名前及び代表者の氏名）

「記入により大手型きき研磨業に係る課税と課税額を記入しますので、開示義務を負えて頂けます。」記

1. 大手型きき研磨業の可燃性

(1) 燃料登録番号

(2) 燃料番号

(3) 燃料名

2. 使用する燃料の合計量

合計量 種別

(1) 燃料登録番号

(2) 燃料番号

(3) 燃料名

(4) 燃料種類及び数量

(5) 燃料セラード率

(6) 燃料の消費電力の能力

様式第7号（第97条関係）

様式第7号（第97条関係）（令和3年4月1日～令和4年3月31日～令和5年3月31日）

大手型きき研磨業に係る課税と課税額

年 月 日

農林水産大臣 指 官

氏 名（法人にあっては、名前及び代表者の氏名）

「記入により大手型きき研磨業に係る課税と課税額を記入しますので、開示義務を負えて頂けます。」記

1. 大手型きき研磨業の可燃性

(1) 燃料登録番号

(2) 燃料番号

(3) 燃料名

2. 使用する燃料の合計量

合計量 種別

(1) 燃料登録番号

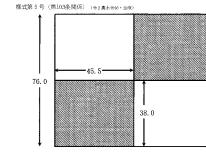
(2) 燃料番号

(3) 燃料名

(4) 燃料種類及び数量

(5) 燃料セラード率

(6) 燃料の消費電力の能力



備考
1. 部署の部分は、馬であり、その他の部分は、黄である。
2. この旗は、国際海事規則の採択した国際信号書に記載の「L」旗（あなたは、すぐ停船されたい）である。
3. 長さは、センチメートルを示す。

業 に漁 いが はずわ	漁業 業 ま漁 業 く。)	東シ 等か じき 等流 し網	東シ 等か じき 等流 し網	線、東経百四十二度五十九分四十 七秒の線、北緯三十八度十一秒の 線、東経百四十一度五十九分四十 七秒の線、次のイの点からハの点 までを順次に直線で結ぶ線、次 の点からへの点までを順次に直 線で結ぶ線及び陸岸により囲まれ た海域（第号に掲げる海域を除 く。） イ 青森県西津軽郡深浦町櫛作埼 突端 ロ 北海道松前郡松前町松前小島 灯台 ハ 北海道松前郡松前町白神岬 突端 二 最大高潮時海岸線と千葉県南 房総市野島崎灯台正南の線との 交点 ホ 千葉県南房総市野島崎灯台正 南三十海里の点 ヘ 北緯三十度十五秒東経百四十 六度五十九分四十七秒の点 北、東経百三十九度五十三分十八 秒の線以東の太平洋の海域（才ホ 一ツク海及び日本海の海域を除 う。）以西の日本海の海域	東シ 等か じき 等流 し網	東シ 等か じき 等流 し網	東シ 等か じき 等流 し網
十二月三年翌らか日六月一十							

四 北 海 道 稚 内 市 宗 谷 岬 突 端 か ら の 才 ホ 一 ツ ク 海 及 び 日 本 海 の 海 域 （ 下 記 の こ の 表 に お い て 「 甲 線 」 と い う .） 以 西 の 日 本 海 の 海 域	北緯三十四度五十四分六秒の線以 北、東経百三十九度五十三分十八 秒の線以東の太平洋の海域（才ホ 一ツク海及び日本海の海域を除 う。）以西の日本海の海域	北緯三十度十五秒東経百四十 六度五十九分四十七秒の点 東經百三十九度五十九分五十二秒 の線以西の日本海及び東シナ海の 海域	北緯三十一度五十九分三十六秒 東經百四十一度二十分九秒の線 東經百三十九度五十九分五十二秒 の線以西の日本海及び東シナ海の 海域	三 甲 線 以 東 の 日 本 海 の 海 域 の う ち 、 北 緯 四 十 一 度 二 十 分 九 秒 の 線 以 北 の 海 域	二 甲 線 以 東 の 日 本 海 の 海 域 の う ち 、 北 緯 四 十 一 度 二 十 分 九 秒 の 線 以 北 の 海 域	二 甲 線 以 東 の 日 本 海 の 海 域 の う ち 、 北 緯 四 十 一 度 二 十 分 九 秒 の 線 以 北 の 海 域	
十月六年翌らか日六十月十	でま日十三月四年翌らか日一月一十	でま日一十三月五年翌らか日一月十	でま日一十三月五年翌らか日一月十	でま日	でま日	でま日	でま日

日本 海 に わ い 海 に づ る 直 線	漁業 海 に づ る 直 線	漁業 海 に づ る 直 線	漁業 海 に づ る 直 線	漁業 海 に づ る 直 線	漁業 海 に づ る 直 線	漁業 海 に づ る 直 線	漁業 海 に づ る 直 線
一 新 潟 県 と 富 山 県 との 最 大 高 潮 時 海 岸 線 に お け る 境 界 点 正 北 の 線 （ 下 記 の こ の 表 に お い て 「 甲 線 」 と い う .） 以 西 の 日 本 海 の 海 域	北緯四十一度二十分九秒の線 以北の我が国の排他的經濟水域、 領海及び内水	北緯四十一度二十分九秒の線 以南、次に掲げる線から成る線以 東の日本海の海域	北緯四十一度二十分九秒の線 以北の我が国の排他的經濟水域、 領海及び内水	北緯四十五度三十二分四十二 秒東經百四十二度五十七分四秒の点 （6）北緯四十五度十分四十九秒東 經百四十二度四十分二十九秒の点 （7）北緯四十四度三十六分八秒東 經百四十二度五十七分四秒の点 （8）北緯四十四度三十六分十三秒 東經百四十三度十二分三十一秒の点 （9）北緯四十四度三十五分四秒東 經百四十三度十四分十八秒の点 （10）北緯四十四度三十一分五秒 東經百四十三度二十六分三十五秒的 点	北緯四十一度二十分九秒の線 （1）北緯四十一度四十九分三十八秒 東經百四十三度三十九分三十三秒 の点	北緯三十七度三十分九秒東經百 三十七度五十九分四十八秒の点か ら北緯三十七度三十分十秒東經百 三十四度五十九分五十秒の点に至 る直線	北緯三十七度三十分十秒東經百 三十四度五十九分五十秒の点か ら北緯三十七度三十分十秒東經百 三十三度五十九分五十秒の点に至 る直線

別表第二 (第二条、第七十条関係)	二 北 緯 三 十七 度 三 十 分 十 秒 以 南 の 海 域 に 限 る .)
大臣許 可漁業 沖合底 引き網	次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ 線及び陸岸により囲まれた海域
(1) 北緯四十五度二十五分一秒東 經百四十一度四十九分三十八秒の点 (2) 北緯四十五度三十四分十一秒 東經百四十一度四十三分七秒の点 (3) 北緯四十五度三十五分五十五 秒東經百四十一度五十六分十四秒的 点	（1）北緯四十五度二十五分一秒東 經百四十一度四十九分三十八秒の点 （2）北緯四十五度三十四分十一秒 東經百四十一度四十三分七秒の点 （3）北緯四十五度三十五分五十五 秒東經百四十一度五十六分十四秒的 点
五 青 森 県 下 北 郡 東 通 村 尻 屋 崎 突 端 か ら 正 東 の 線 と 千 葉 県 南 房 総 市 野 島 崎 突 端 か ら 正 東 の 線 と の 両 線 間 に お け る 太 平 洋 の 海 域 に 限 る 。)	（1）北緯四十五度二十五分一秒東 經百四十一度四十九分三十八秒の点 （2）北緯四十五度三十四分十一秒 東經百四十一度四十三分七秒の点 （3）北緯四十五度三十五分五十五 秒東經百四十一度五十六分十四秒的 点
六 青 森 県 下 北 郡 東 通 村 尻 屋 崎 突 端 か ら 正 東 の 線 と 千 葉 県 南 房 総 市 野 島 崎 突 端 か ら 正 東 の 線 と の 両 線 間 に お け る 太 平 洋 の 海 域 に 限 る .)	（1）北緯四十五度二十五分一秒東 經百四十一度四十九分三十八秒の点 （2）北緯四十五度三十四分十一秒 東經百四十一度四十三分七秒の点 （3）北緯四十五度三十五分五十五 秒東經百四十一度五十六分十四秒的 点

(16)	北緯四十四度十三分三十秒
(17)	東経百四十四度五分の点
(18)	北緯四十四度九分五十二秒の点
(19)	東経百四十四度四分三十秒の点
(20)	北緯四十四度八分九秒東経百四十四度二十分の点
(21)	北緯四十四度六分三十七秒東経百四十四度二十分の点
(22)	北緯四十四度一分十秒東経百四十四度三十二分三十二秒の点
(23)	北緯四十四度三十四秒東経百四十四度四十四分四十八秒の点
(24)	北緯四十四度六分四十八秒東経百四十四度五十八分四十九秒の点
(25)	北緯四十四度十三分九秒東経百四十五度九分五四秒の点
(26)	北緯四十四度二十一分四十分東経百四十五度十八分五十二秒の点
(27)	北緯四十四度二十一分五十分東経百四十五度二十一分二十七秒の点
(28)	北緯四十四度三十分二十四秒東経百四十五度二十九分五秒の点
(29)	北緯四十四度三十分九秒東経百四十五度四十六分二十一秒の点
(30)	北緯四十四度十八分二十四秒東経百四十五度三十六分四十五秒の点
(31)	北緯四十四度十七分三十九秒東経百四十五度三十六分四十五秒の点
(32)	北緯四十四度九分九秒東経百四十五度三十一分四十五秒の点
(33)	北緯四十三度五十八分三十九秒東経百四十五度十五分三十一秒の点
(34)	北緯四十三度五十二分五秒東経百四十五度四十五分十八秒の点
(35)	北緯四十三度四十五分四十九秒東経百四十五度十四分四十九秒の点

業 業 お・ま か・つ ぐる漁	漁業 まき網	大中型												
		沖合底びき網漁業	以西底びき網漁業	远洋底びき網漁業	東シナ海はえ網漁業	漁業	太平洋底刺し網等	漁業	大西洋等はえ網等	漁業	東海はえ網漁業			
我が国排他的經濟水域、領海及び内水並びに我が國排他的經濟水域によつて囲まれた海域から成る海域	北海道恵岬灯台から青森県尻屋崎灯台に至る直線の中心点を通る正東の太平洋の海域	(36) 北緯四十三度四十五分九秒東経百四十五度三十六分四十九分一秒の点	(37) 北緯四十三度四十五分九秒東経百四十五度三十六分四十九分一秒の点	(38) 北緯四十三度四十五分九秒東経百四十五度三十六分四十九分一秒の点	(39) 北緯四十三度四十五分九秒東経百四十五度三十六分四十九分一秒の点	(40) 北緯四十三度四十五分九秒東経百四十五度三十六分四十九分一秒の点	(41) 北緯四十三度三十七分十五秒東経百四十五度三十三分九秒の点	(42) 北緯四十三度三十七分九秒東経百四十五度三十六分四十五秒の点	(43) 北緯四十三度三十一分三十分東経百四十五度三十七分五十九秒の点	(44) 北緯四十三度三十二分九秒東経百四十五度三十分四十五秒の点	(45) 北緯四十三度二十八分三十三秒東経百四十五度四十五分二十一秒の点	(46) 北緯四十三度二十七分三十六秒東経百四十五度四十八分四十一秒の点	(47) 北緯四十三度二十三分二十秒東経百四十五度四十分四十五秒の点	(48) 北緯四十三度二十三分七秒東経百四十五度四十九分二秒の点
1 備考	1 表示様式の欄中「何」とあるのは、沖合底びき網漁業及び以西底びき網漁業にあつては漁業根拠地(2以上ある場合には、主たる住所地(2地)、その他の指定漁業にあつては住所地(2以上ある場合には、主たる住所地)のある都道府県名の漢字の頭字(他の都道府県名と混同するおそれのあるときは、頭字及び次字)とすること。	2 各文字及び数字は、次により明瞭に表示すること。(1) 総トン数200トン以上の船舶を使用する遠洋底びき網漁業の場合にあつては、大きさは1センチメートル以上、太さは3センチメートル以上とする。(2) その他の場合にあつては、大きさは1センチメートル以上、太さは3センチメートル以上とする。												

業 業 お・ま か・つ ぐる漁	漁業 まき網	別表第3(第22条関係)												
		大臣許可漁業	表示場所	沖合底びき網漁業	船首の両	以西底びき網漁業	同上	远洋底びき網漁業	船首の両	東シナ海はえ網漁業	同上	漁業		
我が国排他的經濟水域、領海及び内水並びに我が國排他的經濟水域によつて囲まれた海域から成る海域	北海道恵岬灯台から青森県尻屋崎灯台に至る直線のうち同中心点から同直線と青森県の最大高潮時海岸線との最初の交点までの部分、同交点から最大高潮時海岸線を千葉県野島崎灯台正南の線と同海岸線との交点に至る線及び同点正南の線から成る線以	(36) 北緯四十三度四十五分九秒東経百四十五度十五分二十五秒の点	(37) 北緯四十三度四十五分九秒東経百四十五度十六分四十五秒の点	(38) 北緯四十三度四十五分九秒東経百四十五度四十四分四十五秒の点	(39) 北緯四十三度四十五分九秒東経百四十五度三十一分四十五秒の点	(40) 北緯四十三度四十八分九秒東経百四十五度三十二分四十五秒の点	(41) 北緯四十三度四十九分九秒東経百四十五度三十分四十五秒の点	(42) 北緯四十三度四十九分九秒東経百四十五度三十六分四十五秒の点	(43) 北緯四十三度四十九分九秒東経百四十五度三十六分四十五秒の点	(44) 北緯四十三度四十九分九秒東経百四十五度三十六分四十五秒の点	(45) 北緯四十三度四十九分九秒東経百四十五度三十六分四十五秒の点	(46) 北緯四十三度四十九分九秒東経百四十五度三十六分四十五秒の点	(47) 北緯四十三度四十九分九秒東経百四十五度三十六分四十五秒の点	(48) 北緯四十三度四十九分九秒東経百四十五度三十六分四十五秒の点
1 備考	1 表示様式の欄中「何」とあるのは、沖合底びき網漁業及び以西底びき網漁業にあつては漁業根拠地(2以上ある場合には、主たる住所地(2地)、その他の指定漁業にあつては住所地(2以上ある場合には、主たる住所地)のある都道府県名の漢字の頭字(他の都道府県名と混同するおそれのあるときは、頭字及び次字)とすること。	2 各文字及び数字は、次により明瞭に表示すること。(1) 総トン数200トン以上の船舶を使用する遠洋底びき網漁業の場合にあつては、大きさは3センチメートル以上、太さは6センチメートル以上、間隔は8センチメートル以上とする。	3 漁業	4 漁業	5 漁業	6 漁業	7 漁業	8 漁業	9 漁業	10 漁業	11 漁業	12 漁業		

業 業 お・ま か・つ ぐる漁	漁業 まき網	別表第4(第二十三条関係)										
		大臣許可漁業	表示場所	沖合底びき網漁業	可漁業	沖合底びき網漁業	可漁業	沖合底びき網漁業	可漁業	沖合底びき網漁業	可漁業	
我が国排他的經濟水域、領海及び内水並びに我が國排他的經濟水域によつて囲まれた海域から成る海域	北海道恵岬灯台から青森県尻屋崎灯台に至る直線のうち同中心点から同直線と青森県の最大高潮時海岸線との最初の交点までの部分、同交点から最大高潮時海岸線を千葉県野島崎灯台正南の線と同海岸線との交点に至る線及び同点正南の線から成る線以	(2) その他の場合にあつては、大きさは1センチメートル以上、太さは3センチメートル以上とする。	3 漁業	4 漁業	5 漁業	6 漁業	7 漁業	8 漁業	9 漁業	10 漁業	11 漁業	12 漁業
1 備考	1 表示様式の欄中「何」とあるのは、沖合底びき網漁業及び以西底びき網漁業にあつては漁業根拠地(2以上ある場合には、主たる住所地(2地)、その他の指定漁業にあつては住所地(2以上ある場合には、主たる住所地)のある都道府県名の漢字の頭字(他の都道府県名と混同するおそれのあるときは、頭字及び次字)とすること。	2 各文字及び数字は、次により明瞭に表示すること。(1) 総トン数200トン以上の船舶を使用する遠洋底びき網漁業の場合にあつては、大きさは3センチメートル以上、太さは6センチメートル以上、間隔は8センチメートル以上とする。	3 漁業	4 漁業	5 漁業	6 漁業	7 漁業	8 漁業	9 漁業	10 漁業	11 漁業	12 漁業

(12) 北緯四十三度三十七分三十九秒東経百四十五度三十一分四十五秒の点	(13) 北緯四十三度三十分九秒東経百四十五度三十一分四十五秒の点
(14) 北緯四十三度三十二分九秒東経百四十五度四十分四十五秒の点	(15) 北緯四十三度二十六分九秒東経百四十五度四十七分四十五秒の点
(16) 北緯四十三度二十五分九秒東経百四十五度四十九分十五秒の点	(17) 北緯四十三度二十三分二十七秒東経百四十五度五十分十五秒の点
(18) 北緯四十三度二十分九秒東経百四十五度五十一分四十五秒の点	(19) 北緯四十三度十九分九秒東経百四十五度五十二分十五秒の点
(20) 北緯四十三度十六分九秒東経百四十五度五十二分十五秒の点	(21) 北緯四十三度十四分九秒東経百四十五度五十三分十五秒の点
(22) 北緯四十三度八分九秒東経百四十五度五十三分十五秒の点	(23) 北緯三十三度九分二十七秒東経百四十八度二十九分五十一秒の点
(24) 長崎県五島市大瀬崎突端正西の線と東経百二十八度二十九分五十二秒の線との交点	(25) 北緯三十三度四十一分四十二秒の線との交点
(26) 長崎県五島市伊王島頂上と同県五島市福江島笠山崎突端とを結ぶ線と熊本県天草市魚貫崎突端と長崎県南松浦郡新上五島町中通島佐尾鼻突端とを結ぶ線との交点	(27) 兵庫県美方郡香美町余部埼突端と京都府京丹後市経ヶ岬突端とを結ぶ線との交点
(28) 京都府京丹後市経ヶ岬突端正北三海里の点	(29) 京都府舞鶴市沖ノ島北端
(30) 京都府舞鶴市沖ノ島北端と福井県三方上中郡若狭町常神崎突端とを結ぶ線と同県大飯郡おおい町鋸崎突端と同県坂井市安島崎突端正西三海里の点とを結ぶ線との交点	(31) 福井県坂井市安島崎突端正西三海里の点
(32) 福井県坂井市安島崎突端正西三海里の点と石川県羽咋市滝崎突端とを結ぶ線と同灯台中心点正西の線と東経百二十九度五十九分五十二秒の線との交点と石川県萩市見島北端とを結ぶ線との交点	(33) 石川県の本土の最大高潮時海岸線から冲合四海里的線のうち同線と結ぶ線と同灯台中心点正西の線と東経百二十九度五十九分五十二秒の線との交点から同沖合四海里的線と同県輪島市鋸崎突端北西の線との交点までに至る部分
(34) 石川県珠洲市祿剛埼突端正北東四海里の点	(35) 石川県珠洲市長手崎突端正東六海里的点
(36) 石川県珠洲市長手崎突端正北五海里的点	(37) 新潟県佐渡市沢崎鼻突端とを結ぶ線との交点
(38) 新潟県佐渡市鴻ノ瀬鼻突端とを結ぶ線と石川県七尾市大泊鼻突端と新潟県佐渡市沢崎鼻突端とを結ぶ線との交点	(39) 新潟県、山形県及び秋田県の本土の最大高潮時海岸線から冲合四海里的線のうち同線と新潟県佐渡市鴻ノ瀬鼻突端と結ぶ線との交点から同沖合四海里的線と北緯三十九度十五分十秒の線との交点までに至る部分
(40) 秋田県の本土の最大高潮時海岸線から冲合三海里的線のうち同線と	(41) 秋田県の本土の最大高潮時海岸線から冲合四海里的線のうち同線と北緯三十九度二十秒の線との交点までに至る部分

(9) 鹿児島県薩摩川内市上甑島繩瀬鼻突端と長崎県長崎市野母崎突端とを結ぶ線と熊本県天草市魚貫崎突端と長崎県南松浦郡新上五島町中通島佐尾鼻突端とを結ぶ線との交点	(10) 長崎県長崎市伊王島頂上と同県五島市福江島笠山崎突端とを結ぶ線と熊本県天草市魚貫崎突端と長崎県南松浦郡新上五島町中通島佐尾鼻突端とを結ぶ線との交点
(11) 長崎県五島市福江島笠山崎突端	(12) 長崎県五島市大瀬崎突端
(13) 長崎県五島市大瀬崎突端正西の線と東経百二十八度二十九分五十二秒の線との交点	(14) 北緯三十三度九分二十七秒東経百二十八度二十九分五十一秒の点
(15) 北緯三十三度四十一分四十二秒の線との交点	(16) 北緯三十三度九分二十七秒東経百二十八度二十九分五十二秒の点
(17) 長崎県対馬市三島灯台中心点と福岡県宗像市沖ノ島灯台中心点とを結ぶ線と同灯台中心点正西の線と東経百二十九度五十九分五十二秒の線との交点	(18) 長崎県対馬市神埼灯台中心点と福岡県宗像市沖ノ島灯台中心点とを結ぶ線と同灯台中心点正西の線と東経百二十九度五十九分五十二秒の線との交点
(19) 山口県萩市見島北端	(20) 山口県萩市見島北端と島根県出雲市日御崎突端とを結ぶ線上同突端
(21) 島根県出雲市日御崎突端正北五海里的点	(22) 島根県松江市多古鼻突端正北五海里的点
(23) 島根県松江市多古鼻突端正北五海里的点	(24) 島根県松江市多古鼻突端正北五海里的点と鳥取県鳥取市長尾鼻突端とを結ぶ線と島根県松江市沖ノ御前島頂上と兵庫県美方郡香美町余部埼突端とを結ぶ線との交点
(25) 兵庫県美方郡香美町余部埼突端正北一海里的点	(26) 兵庫県美方郡香美町余部埼突端正北一海里的点

(27) 兵庫県美方郡香美町余部埼突端正北一海里的点と同町大山頂上とを結ぶ線と同県豊岡市猫崎突端と経ヶ岬突端とを結ぶ線との交点	(28) 兵庫県美方郡香美町余部埼突端正北一海里的点と同町大山頂上とを結ぶ線と同県豊岡市猫崎突端と経ヶ岬突端とを結ぶ線との交点
(29) 京都府舞鶴市沖ノ島北端	(30) 京都府舞鶴市沖ノ島北端と福井県三方上中郡若狭町常神崎突端とを結ぶ線と同県大飯郡おおい町鋸崎突端と同県坂井市安島崎突端正西三海里的点とを結ぶ線との交点
(31) 福井県坂井市安島崎突端正西三海里的点	(32) 福井県坂井市安島崎突端正西三海里的点と石川県羽咋市滝崎突端とを結ぶ線と同灯台中心点正西の線と東経百二十九度十一分五十二秒の点
(33) 石川県の本土の最大高潮時海岸線から冲合四海里的線のうち同線と結ぶ線と同灯台中心点正西の線と東経百二十九度五十九分五十二秒の線との交点	(34) 石川県珠洲市祿剛埼突端正北東四海里的点
(35) 石川県珠洲市長手崎突端正東六海里的点	(36) 石川県珠洲市長手崎突端正北五海里的点
(36) 石川県珠洲市長手崎突端正北六海里的点と富山県黒部市生地鼻突端とを結ぶ線と石川県七尾市大泊鼻突端と新潟県佐渡市沢崎鼻突端とを結ぶ線との交点	(37) 新潟県佐渡市沢崎鼻突端とを結ぶ線との交点
(37) 新潟県佐渡市沢崎鼻突端とを結ぶ線との交点	(38) 新潟県佐渡市鴻ノ瀬鼻突端とを結ぶ線と石川県七尾市大泊鼻突端と新潟県佐渡市沢崎鼻突端とを結ぶ線との交点
(38) 新潟県佐渡市鴻ノ瀬鼻突端とを結ぶ線との交点	(39) 新潟県、山形県及び秋田県の本土の最大高潮時海岸線から冲合四海里的線のうち同線と新潟県佐渡市鴻ノ瀬鼻突端と結ぶ線との交点から同沖合四海里的線と北緯三十九度十五分十秒の線との交点までに至る部分
(39) 新潟県、山形県及び秋田県の本土の最大高潮時海岸線から冲合四海里的線のうち同線と新潟県佐渡市鴻ノ瀬鼻突端と結ぶ線との交点から同沖合四海里的線と北緯三十九度十五分十秒の線との交点までに至る部分	(40) 秋田県の本土の最大高潮時海岸線から冲合三海里的線のうち同線と

(41) 秋田県の本土の最大高潮時海岸線から冲合三海里的線のうち同線と北緯三十九度二十秒の線との交点までに至る部分	(42) 秋田県の本土の最大高潮時海岸線から冲合四海里的線のうち同線と北緯三十九度二十分十秒の線との交点までに至る部分
(43) 秋田県の本土の最大高潮時海岸線から冲合四海里的線のうち同線と北緯三十九度二十分十秒の線との交点までに至る部分	(44) 秋田県と青森県との境界にある須郷岬突端正西四海里的点と同県西津軽郡深浦町艦作崎突端とを結ぶ線上同郷男鹿市戸賀と同市北浦との最大高潮時海岸線における境界点二百四十七度の線との交点までに至る部分
(44) 秋田県と青森県との境界にある須郷岬突端正西四海里的点と同県西津軽郡深浦町艦作崎突端とを結ぶ線上同郷男鹿市戸賀と同市北浦との最大高潮時海岸線における境界点二百四十七度の線との交点から同沖合四海里的線と同市戸賀と同市北浦との最大高潮時海岸線における境界点二百四十七度の線との交点までに至る部分	(45) 青森県西津軽郡深浦町大字沢辺恵神崎突端二百六十九度一・五海里的点
(45) 青森県西津軽郡深浦町大字沢辺恵神崎突端二百六十九度一・五海里的点	(46) 青森県西津軽郡深浦町艦作崎突端二百六十一度〇・六海里的点
(46) 青森県西津軽郡深浦町艦作崎突端二百六十一度〇・六海里的点	(47) 青森県西津軽郡深浦町艦作崎突端正西〇・七海里的点
(47) 青森県西津軽郡深浦町艦作崎突端正西〇・七海里的点	(48) 青森県西津軽郡深浦町艦作崎突端二百九十五度〇・七海里的点
(48) 青森県西津軽郡深浦町艦作崎突端二百九十五度〇・七海里的点	(49) 青森県西津軽郡深浦町艦作崎突端正三百三十三度三十分一・一海里的点
(49) 青森県西津軽郡深浦町艦作崎突端正三百三十三度三十分一・一海里的点	(50) 青森県西津軽郡深浦町入前崎突端十度一・五海里的点
(50) 青森県西津軽郡深浦町入前崎突端十度一・五海里的点	(51) 青森県西津軽郡深浦町大戸戸瀬突端西北西三海里的点

- (52) 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町弁天
埼突端と同県北津軽郡中泊町権現埼突
端とを結ぶ線上弁天崎突端五海里の点
- (53) 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町弁天
埼突端と同県北津軽郡中泊町権現埼突
端とを結ぶ線上同突端二・二海里的点
- (54) 青森県北津軽郡中泊町権現埼
突端二百二十度一・七海里的点
- (55) 青森県北津軽郡中泊町権現埼
突端正西 海里的点
- (56) 青森県北津軽郡中泊町権現埼
突端と北海道松前郡松前町白神岬突端
とを結ぶ線上権現埼突端七海里的点
- (57) 青森県北津軽郡中泊町権現埼
突端と北海道松前郡松前町白神岬突端
とを結ぶ線上権現埼突端小島
- (58) 北海道松前郡松前町松前小島
灯台中心点
- (59) 北海道稚内市宗谷岬突端正北
端正西の線と東経百三十八度五十九分
四十八秒の線との交点
- (60) 東経百三十八度五十九分四十
七秒の線と北海道積丹郡積丹町積丹岬
突端正北七海里的点正西の線との交点
- (61) 北海道積丹郡積丹町積丹岬突
端正北七海里的点
- (62) 北海道積丹郡積丹町積丹岬突
端正北七海里的点と同道石狩市愛冠岬
突端とを結ぶ線と同道余市郡余市町シ
リバ岬突端と同市雄冬岬突端正西五海
里的点を結ぶ線との交点
- (63) 北海道石狩市雄冬岬突端正西
五海里的点
- (64) 北海道石狩市雄冬岬突端正西
五海里的点と同道苦前郡苦前町苦前
突端とを結ぶ線と雄冬岬突端と同郡羽
幌町焼尻島西端とを結ぶ線との交点
- (65) 北海道苦前郡羽幌町焼尻島
西端
- (66) 北海道苦前郡羽幌町天売島
東端
- (67) 北緯四十四度五十二分四十九
秒東經四十一度四十四分三十六秒の
点(旧天塩川口灯台中心点) 二百六十
八度十海里的点
- (68) 北海道利尻郡利尻富士町石崎
突端百五十度三十分十二海里的点

- (69) 北海道利尻郡利尻町仙法志岬
突端正南七海里的点
- (70) 北海道礼文郡礼文町カラナンナ
イ岬突端正南の線と北緯四十五度八秒
の線との交点
- (71) 北海道礼文郡礼文町スコトン
岬突端正南の線と北緯四十五度八秒
の線との交点
- (72) 北海道礼文郡礼文町スコトン
岬突端正北七海里的点
- (73) 北海道稚内市野寒岬突端正北
八海里的点
- (74) 北海道稚内市宗谷岬突端正北
五海里的点
- (75) 北海道稚内市宗谷岬突端正東
九海里的点
- (76) 北海道稚内市時前崎突端九十
九度十三海里的点
- (77) 北海道枝幸郡枝幸町音標岬突
端北東十一海里的点
- (78) 北海道紋別市紋別灯台中心点
正北十一海里的点
- (79) 北海道紋別市紋別灯台中心点
正北十一海里的点と同道斜里郡斜里町
海別岳頂上とを結ぶ線と北緯四十二度
八秒の線との交点
- (80) 北海道網走市能取岬突端と同
道目梨郡羅臼町羅臼岳頂上とを結ぶ線
と同道斜里郡斜里町と同郡清里町との
境界にある斜里岳頂上正北の線との
交点
- (81) 北海道網走郡美幌町と同道川
上郡弟子屈町との境界にある漢琴山頂
上と同道斜里郡斜里町と同道目梨郡羅
臼町との境界にある知床岬突端とを結
ぶ線と同町羅臼岳頂上とを結ぶ線との
交点
- (82) 北海道網走郡美幌町と同道川
上郡弟子屈町との境界にある漢琴山頂
上と同道斜里郡斜里町と同道目梨郡羅
臼町との境界にある知床岬突端とを結
ぶ線と同町羅臼岳頂上とを結ぶ線との
交点
- (83) 北海道斜里郡斜里町と同道目
梨郡羅臼町との境界にある知床岬突端
正北二・二海里的点
- (84) 北海道斜里郡斜里町と同道目
梨郡羅臼町との境界にある知床岬突端
正東一・六海里的点

- (85) 北海道斜里郡斜里町と同道目
梨郡羅臼町との境界にある知床岬突端
正東南五海里的点
- (86) 東経百四十五度五十九分四十
五秒の線と北海道根室市納沙布岬突端
正南五海里的点正東の線との交点
- (87) 北海道根室市納沙布岬突端正
東南五海里的点
- (88) 北海道根室市落石岬突端正南
五海里的点
- (89) 北海道釧路郡釧路町尻羽岬突
端正南五・五海里的点
- (90) 北海道釧路郡釧路町昆布森灯
台正南五・五海里的点
- (91) 北海道釧路郡釧路町尻羽岬突
端正南七海里的点と同道十勝郡浦幌町
厚内山頂上とを結ぶ線と同道釧路郡釧
路町昆布森灯台中心点正南の線との
交点
- (92) 北海道釧路郡釧路町尻羽岬突
端正南七海里的点と同道十勝郡浦幌町
厚内山頂上とを結ぶ線と東経百四十四
度九分四十六秒の線との交点
- (93) 北海道中川郡豊頃町十勝大津
灯台中心点百六十度八・五海里的点
- (94) 北海道広尾郡広尾町広尾灯台
中心点正東十二海里的点
- (95) 北海道幌泉郡えりも町襟裳岬
灯台中心点正南十五海里的点
- (96) 北海道幌泉郡えりも町襟裳岬
中心点南西八海里的点と同道伊達市德
舜智山頂上とを結ぶ線と同道茅部郡鹿
部町出来澗岬突端五十一度の線との
交点
- (97) 北海道浦河郡浦河町浦河灯台
中心点南西八海里的点
- (98) 北海道浦河郡浦河町浦河灯台
中心点南西八海里的点と同道伊達市德
舜智山頂上とを結ぶ線と同道茅部郡鹿
部町出来澗岬突端五十一度の線との
交点
- (99) 北海道茅部郡鹿部町出来澗岬
突端五十一度の線と同道伊達市德舜智
山頂上と同道函館市恵山岬灯台中心点
とを結ぶ線との交点
- (100) 北海道伊達市徳舜智山頂上
五海里的点から岩手県九戸郡洋野町八
木北防波堤灯台中心点正東五海里的
点とを結ぶ線と青森県と岩手県との最
大高潮時海岸線における境界点正東の
線との交点
- (101) 北海道函館市恵山岬灯台中
心点正東八海里的点
- (102) 北海道函館市恵山岬灯台中
心点正東八海里的点正南の線と北緯四
十二度一分東経百四十三度九分二秒の
点(旧幌泉灯台中心点)と青森県下北
郡大間町大間崎突端とを結ぶ線との
交点

- (103) 北海道函館市恵山岬灯台中
心点と青森県下北郡東通村尻屋崎突端
とを結ぶ線と北緯四十二度一分東経百
四十三度九分二秒の点(旧幌泉灯台中
心点)と同県下北郡大間町大間崎突端
とを結ぶ線との交点
- (104) 北海道函館市恵山岬灯台中
心点と青森県下北郡東通村尻屋崎突端
とを結ぶ線上同突端一海里的点
- (105) 青森県下北郡東通村尻屋崎突
端二十二度三十分一・四海里的点
心点と青森県下北郡東通村尻屋崎突端
とを結ぶ線との交点
- (106) 青森県下北郡東通村尻屋崎
突端正東一海里的点
- (107) 青森県下北郡東通村尻屋崎
突端正東一海里的点と同村白糠灯台中
心点正東三海里的点とを結ぶ線と同突
端と同県上北郡六ヶ所村と同県三沢市
との境界にある高瀬川口中央正東五海
里的点とを結ぶ線との交点
- (108) 青森県上北郡六ヶ所村と同
県三沢市との境界にある高瀬川口中央
正東五海里的点
- (109) 青森県の本土の最大高潮時
海岸線から冲合五海里的線のうち同線
と同県上北郡六ヶ所村と同県三沢市と
の境界にある高瀬川口中央正東の線と
の交点から同沖合五海里的線と同県と
岩手県との最大高潮時海岸線における
境界点正東の線との交点までに至る
部分
- (110) 青森県八戸市鮫角突端正東
五海里的点から岩手県九戸郡洋野町八
木北防波堤灯台中心点正東五海里的
点とを結ぶ線と青森県と岩手県との最
大高潮時海岸線における境界点正東の
線との交点
- (111) 岩手県九戸郡洋野町八木北
防波堤灯台中心点正東五海里的点

(112) 岩手県久慈市弁天鼻突端正
東五海里の点
(113) 岩手県久慈市三崎突端正東
五海里の点
(114) 岩手県下閉伊郡普代村黒崎
突端正東五海里の点
(115) 岩手県宮古市明神崎突端正
東五海里の点
(116) 岩手県宮古市「とど」ヶ崎
突端正東五海里の点
(117) 岩手県下閉伊郡山田町龜ヶ
崎突端正東五海里の点
(118) 岩手県釜石市御箱崎突端正東
海里の点
(119) 岩手県釜石市尾崎突端正東
五海里の点
(120) 岩手県大船渡市首崎突端正
東五海里の点
(121) 岩手県大船渡市綾里崎突端正
正東五海里の点
(122) 宮城県気仙沼市御崎突端正
東三海里の点
(123) 宮城県本吉郡南三陸町歌津
崎突端正東三海里の点
(124) 宮城県石巻市金華山頂上南
東五海里の点
(125) 宮城県石巻市金華山頂上南
東五海里の点と福島県相馬市鵜ノ鼻
突端とを結ぶ線上同突端九海里の点
(126) 福島県双葉郡浪江町請戸ノ
鼻突端正東七海里の点
(127) 福島県いわき市塙屋崎灯台
中心点正東三海里の点
(128) 茨城県東茨城郡大洗町大洗
岬突端正東の線と同県日立市日立鉢山
大煙突中心点と千葉県銚子市大吠埼灯
台中心点とを結ぶ線との交点
(129) 茨城県日立市日立鉢山大煙
突中心点と千葉県銚子市大吠埼灯台中
心点とを結ぶ線上同灯台中心点十二海
里の点
(130) 茨城県日立市日立鉢山大煙
突中心点と千葉県銚子市大吠埼灯台中
心点とを結ぶ線上同灯台中心点十二海
里の点と同灯台中心点正東十二海里の
点とを結ぶ線と同市一ノ島灯台中心点
正東の線との交点

(131) 千葉県銚子市「一ノ島」灯台中
心点正東十海里の点
(132) 千葉県銚子市犬吠埼灯台中
心点南東八海里の点
(133) 千葉県銚子市犬吠埼灯台中
南東十海里の点
(134) 千葉県山武郡横芝光町栗山
川河口中心点南東十一・五海里の点
(135) 千葉県いすみ市太東崎突端正
南東十海里の点
(136) 千葉県南房総市野島崎灯台
中心点正南五海里の点
(137) 千葉県南房総市野島崎灯台
中心点西南西七海里の点
(138) 神奈川県三浦市城ヶ島西端
と同県足柄下郡真鶴町真鶴岬突端と
結ぶ線上城ヶ島西端四海里の点
(139) 神奈川県足柄下郡真鶴町真
鶴岬突端
(140) 神奈川県足柄下郡真鶴町真
鶴岬突端と東京都新島村式根島頂上と
を結ぶ線と同県藤沢市江ノ島西端と静
岡県下田市神子元島灯台中心点とを結
ぶ線との交点
(141) 静岡県下田市神子元島灯台
中心点
(142) 静岡県賀茂郡南伊豆町石廊
崎突端正南三海里の点
(143) 静岡県賀茂郡南伊豆町波勝
岬突端正南三海里の点
(144) 静岡県賀茂郡南伊豆町波勝
岬突端正南西三海里の点と富士山頂上と
を結ぶ線と同県沼津市大瀬崎突端と同
県静岡市富士川口中央とを結ぶ線との
交点
(145) 静岡県沼津市大瀬崎突端と
同県静岡市富士川口中央とを結ぶ線と
同県静岡市富士川口中央とを結ぶ線
(146) 静岡県御前崎市御前崎灯台
中心点南南東五海里の点
(147) 静岡県御前崎市御前崎灯台
中心点南南東五海里の点と北緯三十四
度三十八分五十八秒東経百三十七度四
十八分四十七秒の点とを結ぶ線と同灯
台中心点と愛知県田原市伊良湖崎突端正
点とを結ぶ線との交点

(148) 静岡県御前崎市御前崎灯台
中心点と愛知県田原市伊良湖崎突端と
を結ぶ線と静岡県湖西市浜名湖口右岸
突端と三重県志摩市神ノ島頂上とを結
ぶ線との交点
(149) 三重県志摩市神ノ島頂上
同県高知市鳥帽子山頂上とを結ぶ線と
同県北牟婁郡紀北町佐波留島頂上と
同県安芸郡安田町神ノ峰頂上と同県高
岡郡中土佐町加江崎突端とを結ぶ線と
の交点
(150) 三重県志摩市神ノ島頂上
同県北牟婁郡紀北町佐波留島頂上と
結ぶ線と同県度会郡南伊勢町志戸ノ鼻
突端と同県尾鷲市三木崎突端とを結
ぶ線との交点
(151) 三重県尾鷲市三木崎突端
(152) 三重県尾鷲市三木崎突端と
和歌山県東牟婁郡太地町梶取崎突端と
を結ぶ線と三重県熊野市猪ノ鼻突端と
梶取崎突端南東三海里の点とを結ぶ線
との交点
(153) 和歌山県東牟婁郡太地町梶
取崎突端南東三海里の点
(154) 和歌山県東牟婁郡串本町大
島樺野崎突端
(155) 和歌山県東牟婁郡串本町大
島須江崎突端
(156) 和歌山県東牟婁郡串本町出
雲崎突端
(157) 和歌山県東牟婁郡串本町潮
岬突端
(158) 和歌山県西牟婁郡白浜町市
江崎突端南西三海里の点
(159) 和歌山県日高郡日高町と同
郡美浜町との境界にある日ノ御崎突端
(160) 和歌山県日高郡日高町と同
郡美浜町との境界にある日ノ御崎突端
(161) 高知県宿毛市足摺岬突端
端南東三海里の点
(162) 高知県宿毛市足摺岬突端と
突端と同県土佐清水市足摺岬突端とを
結ぶ線と同突端南東三海里の点と同市
叶崎灯台とを結ぶ線との交点
(163) 高知県宿毛市沖の島櫛ヶ鼻
突端
(164) 高知県宿毛市足摺岬突端
と同県阿南市蒲生田岬突端と高知
県室戸市室戸岬突端とを結ぶ線との
交点
(165) 徳島県阿南市蒲生田岬突端
と高知県室戸市室戸岬突端とを結ぶ線
と同突端正南三海里の点と徳島県海部
郡海陽町乳崎突端とを結ぶ線との交点
(166) 高知県室戸市室戸岬突端正
三海里の点
(167) 高知県室戸市室戸岬突端
と同市深島頂上正東三海里の点とを結
ぶ線と愛媛県南宇和郡愛南町横島南端
と愛媛県南宇和郡愛南町横島南端と同
市鶴御崎突端とを結ぶ線との交点
(168) 大分県佐伯市水ノ子島南端とを
結ぶ線と同突端南東三海里の点と同市
叶崎灯台とを結ぶ線との交点
(169) 高知県宿毛市足摺岬突端
端南東三海里の点
(170) 高知県宿毛市足摺岬突端と
突端と同県土佐清水市足摺岬突端とを
結ぶ線と同突端南東三海里の点と同市
叶崎灯台とを結ぶ線との交点
(171) 高知県宿毛市沖の島櫛ヶ鼻
突端
(172) 高知県宿毛市足摺岬突端
(173) 高知県宿毛市足摺岬突端と
大分県佐伯市水ノ子島南端とを結ぶ線
と同突端正南三海里の点と徳島県海部
郡海陽町乳崎突端とを結ぶ線との交点
(174) 大分県佐伯市水ノ子島南端
と同市深島頂上正東三海里の点とを結
ぶ線と愛媛県南宇和郡愛南町横島南端
と同市鶴御崎突端とを結ぶ線との交点
(175) 大分県佐伯市深島頂上正東
三海里の点
(176) 宮崎県児湯郡新富町「一ツ瀬
根崎灯台」とを結ぶ線との交点

(164) 高知県室戸市室戸岬突端と
同県高知市鳥帽子山頂上とを結ぶ線と
同県安芸郡安田町神ノ峰頂上と同県高
岡郡中土佐町加江崎突端とを結ぶ線と
の交点
(165) 高知県土佐市白ノ鼻突端と
同県高知市烏帽子山頂上とを結ぶ線と
同県安芸郡安田町神ノ峰頂上と同県高
岡郡中土佐町加江崎突端とを結ぶ線と
の交点
(166) 高知県土佐市白ノ鼻突端と
同県高知市烏帽子山頂上とを結ぶ線と
同県安芸郡安田町神ノ峰頂上と同県高
岡郡中土佐町加江崎突端とを結ぶ線と
の交点
(167) 高知県高岡郡四十町興津
崎突端と同県土佐清水市足摺岬突端と
を結ぶ線と同市葛籠山頂上と同市今ノ
山頂上とを結ぶ線との交点
(168) 高知県高岡郡四十町興津
崎突端と同県土佐清水市足摺岬突端と
を結ぶ線と同突端南東三海里の点と北
緯三十二度五十九分五十四秒東経百三
十三度三十一秒の点とを結ぶ線との
交点
(169) 高知県土佐清水市足摺岬突
端南東三海里の点
(170) 高知県宿毛市足摺岬突端と
突端と同県土佐清水市足摺岬突端とを
結ぶ線と同突端南東三海里の点と同市
叶崎灯台とを結ぶ線との交点
(171) 高知県宿毛市沖の島櫛ヶ鼻
突端
(172) 高知県宿毛市足摺岬突端
(173) 高知県宿毛市足摺岬突端と
大分県佐伯市水ノ子島南端とを結ぶ線
と同突端正南三海里の点と徳島県海部
郡海陽町乳崎突端とを結ぶ線との交点
(174) 大分県佐伯市水ノ子島南端
と同市深島頂上正東三海里の点とを結
ぶ線と愛媛県南宇和郡愛南町横島南端
と同市鶴御崎突端とを結ぶ線との交点
(175) 大分県佐伯市深島頂上正東
三海里の点
(176) 宮崎県児湯郡新富町「一ツ瀬
根崎灯台」とを結ぶ線との交点

(177) 宮崎県串間市都井岬突端正
東九海里の点

(178) 宮崎県串間市都井岬突端正
東七海里の点

ハ 鹿児島県西之表市及び同県熊毛郡
種子島、同市馬毛島、同郡屋久島、同
県薩摩川内市飯島列島、山口県萩市見
島、石川県輪島市七ツ島、同市舳倉
島、新潟県岩船郡粟島浦村粟島、山形
県酒田市飛島、北海道松前郡松前町松
前小島及び東京都大島町大島の周囲最
大高潮時海岸線から三海里以内の海域

二 島根県隱岐郡の周囲最大高潮時海
岸線から五海里以内の海域

木 新潟県佐渡市の周囲最大高潮時海
岸線から五海里以内の海域

ヘ 長崎県対馬市三島灯台中心点から
同市神埼灯台中心点を経て北緯三十三
度四十一分四十二秒東經百二十九度十
一分五十二秒の点に至る線以西、三島
灯台中心点から大韓民国鴻島灯台中心
点に至る線以南の海域のうち同市の最
大高潮時海岸線から七海里以内の部分
ト 大韓民国鴻島灯台中心点から長崎
県対馬市三島灯台中心点を経て島根県
出雲市日御崎突端に至る線以北の海域
のうち長崎県対馬市の最大高潮時海岸
線から六海里以内の部分

チ 長崎県対馬市三島灯台中心点から
島根県出雲市日御崎突端に至る線以
南、三島灯台中心点から福岡県宗像市
沖ノ島灯台中心点に至る線以北の海域
のうち長崎県対馬市の最大高潮時海岸
線から八海里以内の部分

リ 長崎県五島市黄島の周囲最大高潮
時海岸線から十海里以内の海域

ヌ 北海道苦前郡羽幌町焼尻島及び同
町天壳島の周囲最大高潮時海岸線から
七海里以内の海域

ル 次に掲げる各点を順次に直線で結
ぶ線により囲まれた海域(口に掲げる
海域と重複する部分を除く。)

(1) 北緯三十三度九分二十七秒東經
百二十八度二十九分五十二秒の点

(2) 北緯三十三度九分二十七秒東經
百二十九度五十九分五十二秒の点

(3) 北緯三十三度十三秒東經百二十九
度五十九分五十二秒の点

(4) 北緯三十度十三秒東經百二十八
度二十九分五十三秒の点

(5) 北緯三十三度九分二十七秒東經
百二十八度二十九分五十二秒の点

二 次に掲げる海域(前号ロからルま
でに掲げる海域と重複する部分並びに
漁業に関する日本国と大韓民国との間
の協定(以下この号において「協定」
といふ)第一条の協定水域のうち、
大韓民国の排他的經濟水域の最南端の
緯度線以北、協定第七条1に規定する
線、協定第九条1の(8)の点から

(16) の点までを順次に直線で結ぶ
線並びに同条2の(1)の線、(2)
の線及び(3)の線から成る線以西の
水域(協定附属書IIの3の(1)の点
から(3)の点までを順次に直線で結
ぶ線より北西側の我が国排他的經濟水
域を除く。)を除く。)における沖合底
びき網漁業の操業は、それぞれ次に掲
げる期間内においては、禁止する。

イ 北緯三十二度四十分十二秒の線以
北、北緯三十三度九分二十七秒以北の
東經百二十七度五十九分五十二秒の
線、北緯三十三度九分二十七秒以南の
東經百二十七度五十九分五十二秒の
線、北緯三十三度九分二十七秒東經百
度二十九分五十二秒の点に至る直線及
び北緯三十三度九分二十七秒以南の東
經百二十八度二十九分五十二秒の線か
ら成る線以東、東經百三十度五十九分
五十二秒の線以西の海域のうち長崎
県、佐賀県、福岡県及び山口県の最大
高潮時海岸線から沖合百海里以内の部
分一そうびきの方法によるものにあ
つては毎年六月一日から八月三十一日
まで、二そうびきの方法によるものに
あつては毎年五月十六日から八月十五
日まで

ホ 北緯三十九度十五分十秒の線以
北、北緯三十九度二十分十秒の線以
内の部分 每年七月一日から八月三
十一日まで

ホ 北緯三十九度十五分十秒の線以
北、北緯三十九度二十分十秒の線以
内の部分 每年七月一日から八月三
十一日まで

ル 北海道紋別市紋別灯台中心点から
同灯台中心点正北十一海里の点、同道
枝幸郡枝幸町音標岬突端北東十一海里
の点、同道北見市常呂港北防波堤灯台
中心点三百四十度十海里の点、同道網
走市能取岬突端北東四海里の点及び同
北防波堤灯台中心点に至る線並びに陸
岸により囲まれた海域 每年五月一日
から八月三十一日まで及び十二月一日
から翌年二月二十八日まで

ヲ 東經四十五度五十九分四十五秒
の線以西、北海道幌泉郡えりも町襟裳
岬突端正南の線以東、同突端から最大
高潮時海岸線を同道根室市納沙布岬突
端に至る線及び同突端正東の線から成
る線以南の海域のうち同道の最大高潮
時海岸線から沖合百海里以内の部分
毎年六月一日から八月三十一日まで

ワ 北海道根室市落石岬突端から同突
端正南五海里の点、同道厚岸郡浜中町
散布埼突端正南七海里の点、同道釧路
郡釧路町尻羽岬突端正南七海里の点及
び同点と同道十勝郡浦幌町厚内山頂上
とを結ぶ線と同道釧路郡釧路町昆布森
灯台中心点正南の線との交点を経て同
灯台中心点に至る線並びに陸岸により
囲まれた海域 每年十一月十六日から
翌年八月三十一日まで

カ 北海道広尾郡と同道幌泉郡との最
大高潮時海岸線における境界点南南東
の線以西、北緯四十二度七分三十三秒

ハ 島根県江津市大崎鼻突端から同県
隱岐郡西ノ島町三度崎突端を経て同県
松江市地蔵崎突端に至る線及び陸岸に
より囲まれた同県の沖合の海域 每年
三月一日から九月三十日まで

ニ 福井県大飯郡おおい町鋸崎突端正
北の線以東、同突端から最大高潮時海
岸線を青森県東津軽郡外ヶ浜町龍飛埼
突端に至る線及び同突端と北海道松前
郡松前町白神岬突端を結ぶ線から成る
線以西、同突端正西の線以南の海域の
うち福井県、石川県、富山県、新潟
県、山形県、秋田県、青森県及び北海
道の最大高潮時海岸線から沖合百海里
以内の部分 每年七月一日から八月三
十一日まで

ホ 北緯三十九度十五分十秒の線以
北、北緯三十九度二十分十秒の線以
内の部分 每年七月一日から八月三
十一日まで

ル 北海道紋別市紋別灯台中心点から
同灯台中心点正北十一海里の点、同道
枝幸郡枝幸町音標岬突端北東十一海里
の点、同道北見市常呂港北防波堤灯台
中心点三百四十度十海里の点、同道網
走市能取岬突端北東四海里の点及び同
北防波堤灯台中心点に至る線並びに陸
岸により囲まれた海域 每年五月一日
から八月三十一日まで及び十二月一日
から翌年二月二十八日まで

ヲ 東經四十五度五十九分四十五秒
の線以西、北海道幌泉郡えりも町襟裳
岬突端正南の線以東、同突端から最大
高潮時海岸線を同道根室市納沙布岬突
端に至る線及び同突端正東の線から成
る線以南の海域のうち同道の最大高潮
時海岸線から沖合百海里以内の部分
毎年六月一日から八月三十一日まで

ワ 北海道根室市落石岬突端から同突
端正南五海里の点、同道厚岸郡浜中町
散布埼突端正南七海里の点、同道釧路
郡釧路町尻羽岬突端正南七海里の点及
び同点と同道十勝郡浦幌町厚内山頂上
とを結ぶ線と同道釧路郡釧路町昆布森
灯台中心点正南の線との交点を経て同
灯台中心点に至る線並びに陸岸により
囲まれた海域 每年十一月十六日から
翌年八月三十一日まで

カ 北海道広尾郡と同道幌泉郡との最
大高潮時海岸線における境界点南南東
の線以西、北緯四十二度七分三十三秒

市町シリパ岬突端と同道苦前郡羽幌町
焼尻島東端とを結ぶ線との交点及び焼
尻島東端を経て同郡苦前町苦前崎突端
に至る線並びに陸岸により囲まれた海
域 每年三月一日から十月十五日まで

ヌ 北海道礼文郡礼文町スコトン岬突
端正北七海里の点から同道稚内市野寒
岬突端北西八海里の点及び同市宗谷岬
突端北五海里の点を経てスコトン岬
突端北七海里の点に至る線により囲
まれた海域 每年十月一日から翌年一
月十五日まで

城 每年三月一日から十月十五日まで

東経百四十二度五十五分の点（旧様似港東防波堤灯台中心点）正南の線以東の海域のうち同県の最大高潮時海岸線（岬灯台中心点から十八海里以内の部分）毎年三月十六日から八月三十一日まで及び十一月一日から十二月二十日まで

ヨ 北海道幌泉郡えりも町襟裳岬突端正南の線、同道函館市恵山岬灯台中心点東南東の線及び陸岸により囲まれた海域 每年五月一日から八月三十一日まで

タ 北緯四十二度七分三十三秒東経四十二度五十五分の点（旧様似港東防波堤灯台中心点）から同点正南十六海里の点及び北海道浦河郡浦河町浦河灯台中心点南西九海里の点を経て同点と同道伊達市徳舜磐山頂上とを結ぶ線と最大高潮時海岸線との交点に至る線並びに陸岸により囲まれた海域 每年一月一日から八月三十一日まで

レ 北海道千歳市と同道恵庭市との境界にある漁岳頂上と同道函館市恵山岬突端とを結ぶ線と最大高潮時海岸線との交点から同突端と最大高潮時海岸線とが交差する点を経て同道函館市恵山岬突端とを結ぶ線と最大高潮時海岸線より囲まれた海域 每年四月一日から十月三十一日まで

ソ 北海道函館市恵山岬灯台中心点東南東の線以南、同灯台中心点と青森県下北部東通村尻屋崎灯台中心点などを結ぶ線、同灯台中心点から最大高潮時海岸線を千葉県南房総市野島崎灯台中心点に至る線並びに同灯台中心点正南の線から成る線以東の海域のうち同道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県の最大高潮時海岸線から冲合百海里以内の部分 每年七月一日から八月三十一日まで

ヌ 徳島県と高知県との最大高潮時海岸線における境界点南東の線以西、同

県宿毛市鵜来島西端から正南の線以東の海域のうち同県の最大高潮時海岸線（北緯四十二度五十九分四十二秒の線以東の部分）毎年五月一日から九月三十日まで

ナ 高知県宿毛市鵜来島西端から正南の線以西、東経百二十九度五十九分五十二秒の線以東の海域のうち同県、愛媛県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の最大高潮時海岸線から冲合百海里以内の部分 每年五月一日から八月三十一日まで

ラ 宮崎県児湯郡新富町一ツ瀬川口中正東の線以南、同県日南市鶴戸崎突端正東の線以北、同突端から最大高潮時海岸線を一ツ瀬川口中央に至る線以東の海域のうち同県の最大高潮時海岸線から沖合百海里以内の部分 每年五月一日から翌年一月三十一日まで

ム 長崎県対馬市三島灯台中心点を通る経線以東 同灯台中心点から島根県出雲市日御崎灯台中心点を結ぶ線以南、東経百二十九度五十九分五十二秒の線以西、三島灯台中心点と福岡県宗像市沖ノ島灯台中心点を結ぶ線以北の海域 每年四月一日から翌年三月三十日まで（毎年十月一日から翌年三月三十日までの間においては、毎日午前零時から午前五時まで及び午後七時から午後十二時まで）

ミ 網口開口板を使用してする冲合底びき網漁業の操業は、次に掲げる海域においては、禁止する。

イ 北緯三十四度三十四分四十一秒東経百二十九度二分四十二秒の点と北緯三十二度三十分十二秒東経百二十六度五十九分五十三秒の点とを結ぶ線以南、東経百二十八度二十九分五十二秒の線以西、北緯三十三度九分二十七秒の線以北、東経百二十七度五十九分五十二秒の線以東の海域

ロ 宮城県気仙沼市御崎突端正東の線以南、同突端から最大高潮時海岸線を千葉県南房総市野島崎灯台中心点に至る線及び同灯台中心点正南の線から成る線以東の海域 每年七月一日から八月三十一日まで

ハ 北海道松前郡松前町白神岬突端西の線以北の日本海、東経百五十二度

五十九分四十六秒の線以西のオホーツク海及び東経百五十二度五十九分四十六秒の線以西、同道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台中心点正南の線以東、青森県下北郡東通村尻屋崎突端正東の線以北の太平洋の海域（次の（1）の点から（13）の点までを順次に直線で結ぶ線、（14）の海岸線、（15）の点から（26）の点までを順次に直線で結ぶ線並びに陸岸により囲まれた海域を除く。）

（1） 北海道松前郡松前町白神岬突端（2） 北海道松前郡松前町白神岬突端から正西の線と東経百三十八度五十九分四十八秒の線との交点

（3） 北緯四十三度五十九分八秒東経百三十八度五十九分四十七秒の点

（4） 北緯四十三度五十九分九秒東経百四十一度九分四十七秒の点

（5） 北緯四十四度二十分八秒東経百四十一度五十九分四十七秒の点

（6） 北緯四十四度二十分八秒東経百四十一度五十九分四十七秒の点

（7） 北緯四十五度十分八秒東経百三十九度五十九分四十七秒の点

（8） 北緯四十五度十分八秒東経百三十九度五十九分四十七秒の点

（9） 北緯四十五度五十分七秒東経百三十九度五十九分四十七秒の点

（10） 北緯四十五度五十分八秒東経百四十一度九分四十六秒の点

（11） 北緯四十五度四十一分二十秒東経百四十一度九分四十六秒の点

（12） 北海道稚内市野寒岬突端と樺太宗仁岬突端から最大高潮時海岸線を登呂岬突端に至る最大高潮時海岸線

（13） 樺太宗仁岬突端（14） 樺太宗仁岬突端から樺太西能登呂岬突端

（15） 樺太西能登呂岬突端（16） 北海道稚内市時前崎突端七十五度十二海里的点

（17） 北海道稚内市時前崎突端七十五度二十一海里的点

（18） 北海道枝幸郡枝幸町音標岬突端北東十八海里的点

（19） 北海道紋別郡雄武町音標府岬突端北東十六海里的点

（20） 北海道紋別郡湧別町サロマ湖口灯台中心点七度十五・七海里的点

（21） 北海道網走市能取岬突端北東五海里的点

（22） 北海道網走市能取岬突端八十度九・八海里的点

（23） 北海道網走市能取岬突端北東八度九・八海里的点

（24） 北海道斜里郡斜里町宇登呂灯台中心点北西四海里的点

（25） 北海道斜里郡斜里町と同道目梨郡羅臼町との境界にある知床岬突端正北五海里的点

（26） 国後島ルルイ岬突端

（27） 国後島ルルイ岬突端から北海道斜里郡斜里町と同道目梨郡羅臼町との境界にある知床岬突端正北五海里的点

（28） 北海道斜里郡斜里町と同道目梨郡羅臼町との境界にある知床岬突端正東最大高潮時海岸線との交点

（29） 北海道斜里郡斜里町と同道目梨郡羅臼町との境界にある知床岬突端正東最大高潮時海岸線との交点

（30） 北海道根室市落石岬突端正南十七海里的点

（31） 北緯四十三度六分九秒東経百四十五度五十九分四十五秒の点

（32） 北緯四十二度五十二分九秒東経百四十五度二十五分四十五秒の点

（33） 北緯四十二度四十一分九秒東経百四十五度二十五分四十五秒の点

（34） 北緯四十二度四十一分九秒東経百四十四度三十八分四十六秒の点

（35） 北緯四十二度三十九分九秒東経百四十四度三十八分四十六秒の点

（36） 北海道広尾郡広尾町広尾灯台中心点正東十八海里的点と北緯四十二度四十分九秒東経百四十四度九分四十六秒の点を結ぶ線と北緯四十二度三十九分九秒の線との交点

(37) 北海道広尾郡広尾町広尾灯台
中心点正東十八海里の点

(38) 北海道幌泉郡えりも町襟裳岬
灯台中心点正南十八海里の点から正東
の線と東経百四十三度三十九分四十六
秒の線との交点

(39) 北海道幌泉郡えりも町襟裳岬
灯台中心点正南十八海里の点

(40) 北海道幌泉郡えりも町襟裳岬
灯台中心点

次に掲げる海域における網口開口
板を使用してする冲合底びき網漁業の
操業は、それぞれ次に掲げる期間内に
おいては、禁止する。

漁業 びき網	以西底	北緯三十三度十二秒の線以北、東 經百二十七度五十九分五十二秒の線以 西、東經百二十七度二十九分五十三秒 の線以東の海域において、以西底びき 網漁業の許可で当該海域であるものを受 けた船舶以外の船舶を使用してはなら ない。
漁業 びき網	遠洋底	北緯三十八度五十分十秒の線、東 經三十二度五十九分五十秒の線、北 緯四十度十分九秒の線及び東經百三十 度五十九分四十九秒の線の各線によ り囲まれた海域においては、成熟がに (腹節の内側に卵を有しない雌がに及 び甲幅九センチメートル未満の雄がに 以外のかにをいう。)の採捕は、十一 月六日から翌年三月二十日までの期間 内は、禁止する。
漁業 びき網	大中型 まき網	北緯三十三度九分二十七秒の線及び東 經二十七度五十九分五十二秒の線の 各線により囲まれた海域において、沖 合底びき網漁業の許可で当該許可に係 る操業区域のすべてが当該海域である ものを受けた船舶を使用してはなら ない。
漁業 びき網	ロ	山形県酒田市飛島の周囲最大高潮 時海岸線から沖合三海里以内の海域 ハ 新潟県岩船郡粟島浦村栗島の周囲 最大高潮時海岸線から沖合六海里以内 の海域

漁業 びき網	以西底	北緯三十八度五十分十秒の線、東 經三十二度五十九分五十秒の線、北 緯四十度十分九秒の線及び東經百三十 度五十九分四十九秒の線の各線によ り囲まれた海域においては、成熟がに (腹節の内側に卵を有しない雌がに及 び甲幅九センチメートル未満の雄がに 以外のかにをいう。)の採捕は、十一 月六日から翌年三月二十日までの期間 内は、禁止する。
漁業 びき網	遠洋底	北緯三十八度五十分十秒の線、東 經三十二度五十九分五十秒の線、北 緯四十度十分九秒の線及び東經百三十 度五十九分四十九秒の線の各線によ り囲まれた海域においては、成熟がに (腹節の内側に卵を有しない雌がに及 び甲幅九センチメートル未満の雄がに 以外のかにをいう。)の採捕は、十一 月六日から翌年三月二十日までの期間 内は、禁止する。
漁業 びき網	大中型 まき網	北緯三十三度九分二十七秒の線及び東 經二十七度五十九分五十二秒の線の 各線により囲まれた海域において、沖 合底びき網漁業の許可で当該許可に係 る操業区域のすべてが当該海域である ものを受けた船舶を使用してはなら ない。
漁業 びき網	ロ	山形県酒田市飛島の周囲最大高潮 時海岸線から沖合三海里以内の海域 ハ 新潟県岩船郡粟島浦村栗島の周囲 最大高潮時海岸線から沖合六海里以内 の海域

漁業 びき網	以西底	北緯三十八度五十分十秒の線、東 經三十二度五十九分五十秒の線、北 緯四十度十分九秒の線及び東經百三十 度五十九分四十九秒の線の各線によ り囲まれた海域においては、成熟がに (腹節の内側に卵を有しない雌がに及 び甲幅九センチメートル未満の雄がに 以外のかにをいう。)の採捕は、十一 月六日から翌年三月二十日までの期間 内は、禁止する。
漁業 びき網	遠洋底	北緯三十八度五十分十秒の線、東 經三十二度五十九分五十秒の線、北 緯四十度十分九秒の線及び東經百三十 度五十九分四十九秒の線の各線によ り囲まれた海域においては、成熟がに (腹節の内側に卵を有しない雌がに及 び甲幅九センチメートル未満の雄がに 以外のかにをいう。)の採捕は、十一 月六日から翌年三月二十日までの期間 内は、禁止する。
漁業 びき網	大中型 まき網	北緯三十三度九分二十七秒の線及び東 經二十七度五十九分五十二秒の線の 各線により囲まれた海域において、沖 合底びき網漁業の許可で当該許可に係 る操業区域のすべてが当該海域である ものを受けた船舶を使用してはなら ない。
漁業 びき網	ロ	山形県酒田市飛島の周囲最大高潮 時海岸線から沖合三海里以内の海域 ハ 新潟県岩船郡粟島浦村栗島の周囲 最大高潮時海岸線から沖合六海里以内 の海域

ト 内の部分) 高潮時海岸線から沖合三千メートル以西、同北端から同府与謝郡伊根町鷺崎端に至る線及び同突端から同海岸線を同府と兵庫県との同海岸線における境界点に至る線から成る線以北、同境界点正北の線以東の海域のうち同府の最大高潮時海岸線から沖合三海里以内の部分

チ 京都府舞鶴市毛島の周囲最大高潮時海岸線から沖合三海里以内の海域

リ 京都府と兵庫県との最大高潮時海岸線における境界点正北の線以西、同境界点から最大高潮時海岸線を同海岸線における同県と鳥取県との境界点に至る線以北、同境界点正北の線以東の海域のうち兵庫県の最大高潮時海岸線から沖合三海里以内の部分

ヌ 兵庫県と鳥取県との最大高潮時海岸線における境界点正北の線以西、佐賀県唐津市波戸岬灯台中心点から長崎県壱岐市長原原崎突端、同市壱岐島屋鼻突端及び同県対馬市神埼灯台中心点を経て、同市三島灯台中心点に至る線並びに同灯台中心点正北の線以東の海域のうち鳥取県、島根県、山口県、福岡県、佐賀県及び長崎県の最大高潮時海岸線から沖合八海里以内の部分

ル 佐賀県唐津市波戸岬灯台中心点から長崎県南島原市早崎鼻突端に至る線及びその延長線並びに同灯台中心点から成る線以西の海域のうち同県及び佐賀県の最大高潮時海岸線から沖合三海里以内の部分

ヲ 長崎県佐世保市高崎南端から同県西海水市金比羅山頂上に至る線及び陸岸により囲まれた大村湾内の海域(ル)に掲げる海域を除く。)

から熊本県天草市天草山頂上に至る線、同市染岳頂上から同市高松山三角点に至る線、同市染岳頂上から同市恵比須鼻突端から同市天草市大矢野岳頂上に至る線及び同市三角灯台中心点から同県宇城市中点に至る線、同市恵比須鼻突端から同市天草市大矢野岳頂上に至る線並びに陸岸により囲まれた海域

ヨ 熊本県天草郡苓北町四季岬西端正西二千五百メートルの点、同町富岡と同町支岐との最大高潮時海岸線における境界点正西二千五百メートルの点、同県天草市恐し瀬正西一千五百メートルの点、同市小ヶ瀬西五百メートルの点、同市魚貫町と同市天草町との最大高潮時海岸線における境界点正西一千二百メートルの点及び同市魚貫西端正西千八百メートルの点を経て同西端に至る線並びに陸岸により囲まれた海域

タ 熊本県天草市染岳頂上から同市高松山三角点に至る線、同市恵比須鼻突端から同県天草市大矢野岳頂上に至る線、同市三角灯台中心点から同県宇城市中点に至る線、同市天草市牛深港灯台中心点から同市下須島北西端に至る線、同島東端から鹿児島県出水郡長島町長崎突端台中心点に至る線及び同市大崎突端から同県阿久根市瀬崎突端に至る線並びに陸岸により囲まれた海域

レ 鹿児島県の最大高潮時海岸線から沖合四千メートル以内の海域（タに掲げる海域を除く。）

ソ 鹿児島県薩摩川内市天狗鼻突端から同突端正西四千五百メートルの点及び同県日置市久多島頂上を経て同県南さつま市薩摩野間岬灯台中心点に至る線並びに陸岸により囲まれた海域（レに掲げる海域を除く。）

ツ 鹿児島県薩摩川内市帽子山頂上から同県日置市久多島頂上に至る線と同県薩摩川内市大辻鼻突端から同県南さつま市薩摩野間岬灯台中心点に至る線及び同市三角灯台中心点とする半径千メートル以内の海域

における境界点から同境界点正南の線と同県南さつま市坊ノ岬灯台中心点から南東の線に至る線との交点を経て同灯台中心点に至る線及び陸岸により囲まれた海 域（レに掲げる海域を除く。）

ナ 北海道根室市納沙布岬灯台中心点から南東の線以南、同灯台中心点から最大高潮時海岸線を同道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台中心点正南の線以東の線から成る海域のうち同道の最大高潮時海岸線から沖合一万メートル以内の部分

ラ 大分県津久見市楠屋鼻突端から市沖無垢島東端、同市高甲岩東端、同県佐伯市蒲戸崎東端正東千メートルの点、同市先ノ瀬頂上、同市鶴御崎東端九十六度千メートルの点、同市芹崎東端、同市深島東端正東二千メートルの点、同東端及び同島西端を経て同県と宮崎県との最大高潮時海岸線における境界点に至る線並びに陸岸により囲まれた海域

ム 宮崎県串間市都井岬灯台中心点から鹿児島県肝属郡肝付町火崎突端に至る線及び陸岸に囲まれた海域（レに掲げる海域を除く。）

ウ 沖縄県島尻郡伊平屋村伊平屋島灯台中心点正北二万メートルの点、同国頭郡国頭村瀬嵩崎灯台中心点正東一万メートルの点、同県南城市久高島灯台中心点正東二万メートルの点、同県島尻郡久米島町西銘崎突端正西二万メートルの点及び同郡伊平屋島灯台中心点正北二万メートルの点、同町馬鳴崎突端正西二万メートルの点及び池間島灯台中心点正北二万メートルの点及び波照間島灯台中心点正南三万メートルの点、同郡与那国町西崎端正西二万メートルの点、同町馬鳴崎突端正北二万メートルの点及び島灯台中心点正北二万メートルの点を順次に直線で結ぶ線により囲まれた海域

ヰ 沖縄県宮古島市池間島灯台中心点正北二万メートルの点、同市東平安名崎突端正東二万メートルの点、同県八重山郡竹富町波照間島灯台中心点正南二万メートルの点、同郡与那国町西崎端正西二万メートルの点、同町馬鳴崎突端正北二万メートルの点及び波照間島灯台中心点正北二万メートルの点を順次に直線で結ぶ線により囲まれた海域

第二次に掲げる海域におけるかつお、まぐろ又はぶりに係る大中型まき網漁業の操業は、禁止する。

イ 岩手県九戸郡洋野町八木北港防波堤灯台の中心点から同県久慈市三崎突端正東三海里の点、同県下閉伊郡普代村黒崎突端正東三海里の点、同県宮古市真崎突端正東三海里の点、同市「(とど)」ヶ崎突端正東三海里の点、同県釜石市御箱崎突端正東三海里の点、同市尾崎突端正東三海里の点、同県大船渡市首崎突端正東三海里の点、同市綾里崎突端正東三海里の点、同市碁石崎突端正東三海里的点、宮城県気仙沼市御崎突端正東三海里の点、同県本吉郡南三陸町歌津崎突端正東三海里の点、同県石巻市大須崎灯台中心点、同市金華山大箱崎突端及び金華山東ノ崎突端を経て同県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点に至る線並びに陸岸により囲まれた海域

ロ 宮城県牡鹿郡女川町江ノ島の周囲最大高潮時海岸線から二海里以内の海域

三 次に掲げる海域におけるあじ又はさばに係る大中型まき網漁業の操業は、禁止する。

イ 岩手県九戸郡洋野町八木北港防波堤灯台の中心点から同県久慈市三崎突端正東一海里的点、同県下閉伊郡普代村黒崎突端正東一海里的点、同県宮古市真崎突端正東一海里的点、同市「(とど)」ヶ崎突端正東一海里的点、同県釜石市御箱崎突端正東一海里的点、同市尾崎突端正東一海里的点、同県大船渡市首崎突端正東一海里的点、同市綾里崎突端正東一海里的点、同市碁石崎突端正東一海里的点、同市金華山東ノ崎突端正東一海里的点、同市金華山大箱崎突端及び金華山東ノ崎突端を経て同県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点に至る線並びに陸岸により囲まれた海域

ロ 宮城県牡鹿郡女川町江ノ島の周囲最大高潮時海岸線から二海里以内の海域

中心点を経て同県と福島県の最大高潮時海岸線における境界点に至る線並びに陸岸により囲まれた海域
ロ 宮城県牡鹿郡女川町江ノ島の周囲最大高潮時海岸線から二海里以内の海域

四 次に掲げる海域におけるかつお、まぐろ、ぶり、あじ及びさば以外の魚種に係る大中型まき網漁業の操業は、禁止する。

イ 岩手県宮古市閉伊崎北端から同市鍬ヶ崎館ヶ崎東端に至る線及び陸岸により囲まれた宮古湾内の海域

ロ 岩手県下閉伊郡山田町仮宿鼻北端から同県宮古市重茂館ヶ崎南端に至る線及び陸岸により囲まれた山田湾内の海域

ハ 岩手県下閉伊郡山田町立子鼻突端から同町高堂島南端及び同町大島南端を経て同県上閉伊郡大槌町野島頂上を通り同県本土の最大高潮時海岸線に至る線並びに陸岸により囲まれた船越湾内の海域

ニ 岩手県釜石市箱崎町白浜地先黒磯西端から同県上閉伊郡大槌町七戻崎南端に至る線及び陸岸により囲まれた大槌湾内の海域

ホ 岩手県釜石市鷺巣崎東端から同市鎧島西端を通り同県本土の最大高潮時海岸線に至る線及び陸岸により囲まれた釜石湾内の海域

チ 岩手県大船渡市嫁ヶ崎北端から同市大松島東端を通り同県本土の最大高潮時海岸線に至る線及び陸岸により囲まれた越喜来湾内の海域

ヌ 岩手県大船渡市小路崎南端から同市いがい崎南端に至る線及び陸岸により囲まれた港湾内の海域

ル 岩手県大船渡市赤崎町コオリ崎台中心点から同市大ビラ磯南端を経て同市離島町赤磯島頂上を通り同県本土の最大高潮時海岸線に至る線及び陸岸により囲まれた大船渡湾内の海域
ヲ 岩手県大船渡市末崎町麻腐島頂上と同県陸前高田市黒磯島頂上とを通る線及び陸岸により囲まれた大野湾内の海域
ワ 岩手県陸前高田市一杯森頂上から同市離島頂上を通り同県本土の最大高潮時海岸線に至る線及び陸岸により囲まれた広田湾内の海域
カ 岩手県と宮城県との最大高潮時海岸線における境界点から同県気仙沼市御崎突端二海里の点、同県本吉郡南三陸町歌津崎突端正東二海里的点、同県石巻市大須崎灯台中心点、同市金華山大箱崎突端、金華山東ノ崎突端、同市網地島どみき崎突端正南三海里的点、同市田代島三石崎突端正南三海里的点、同点から同市日和山頂上に至る線と同市大室崎突端から同県東松島市波島灯台中心点に至る線との交点及び同線並びに陸岸により囲まれた海域

ヨ 宮城県牡鹿郡女川町江ノ島の周囲最大高潮時海岸線から二海里以内の海域

五 我国の排他的經濟水域におけるめばち、かつお又はさばに係る大型まき網漁業の操業は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。

六 集魚灯を使用してする大中型まき網漁業の操業は、千葉県南房総市野島埼灯台中心点を通る経度線以東の太平洋の海域においては、禁止する。

七 さけ又はますの採捕であつて大型まき網漁業の操業に係るもの（総トン数十五トン以上の船舶を使用して行うものに限る。）は、太平洋の海域においては、禁止する。

八 次に掲げる海域におけるかつお又はまぐろ、大中型まき網漁業の操業（投網前に視認される鯨又はじんべ

かじき等流し網漁業	母船式捕鯨業	基地式捕鯨業	かじき等流し網漁業
一 沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる海域におけるかじき等流し網漁業は、禁止する。	沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる海域における母船式捕鯨業の操業は、禁止する。	沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる海域におけるかじき等流し網漁業は、禁止する。	えざめから一海里以内の海域におけるものに限る。）は、禁止する。
二 中西部太平洋条約海域におけるかじき等流し網漁業によるくろとがりざめの採捕は、禁止する。	二 中西部太平洋条約海域におけるかじき等流し網漁業によるくろとがりざめの採捕は、禁止する。	一 沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる海域におけるかじき等流し網漁業は、禁止する。	イ 中西部太平洋条約海域
三 中西部太平洋条約海域におけるかじき等流し網漁業によるくろとがりざめの採捕は、禁止する。	三 中西部太平洋条約海域におけるかじき等流し網漁業によるくろとがりざめの採捕は、禁止する。	二 中西部太平洋条約海域におけるかじき等流し網漁業によるくろとがりざめの採捕は、禁止する。	ロ インド洋協定海域
四 中西部太平洋条約海域におけるかじき等流し網漁業によるくろとがりざめの採捕は、禁止する。	四 中西部太平洋条約海域におけるかじき等流し網漁業によるくろとがりざめの採捕は、禁止する。	一 沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる海域におけるかじき等流し網漁業は、禁止する。	ル 岩手県大船渡市赤崎町コオリ崎台中心点から同市大ビラ磯南端を経て同市末崎町赤磯島頂上を通り同県本土の最大高潮時海岸線に至る線及び陸岸により囲まれた大船渡湾内の海域
五 中西部太平洋条約海域におけるかじき等流し網漁業によるくろとがりざめの採捕は、禁止する。	五 中西部太平洋条約海域におけるかじき等流し網漁業によるくろとがりざめの採捕は、禁止する。	二 中西部太平洋条約海域におけるかじき等流し網漁業によるくろとがりざめの採捕は、禁止する。	ヲ 岩手県大船渡市末崎町麻腐島頂上と同県陸前高田市黒磯島頂上とを通る線及び陸岸により囲まれた大野湾内の海域
六 中西部太平洋条約海域におけるかじき等流し網漁業によるくろとがりざめの採捕は、禁止する。	六 中西部太平洋条約海域におけるかじき等流し網漁業によるくろとがりざめの採捕は、禁止する。	一 沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる海域におけるかじき等流し網漁業は、禁止する。	ハ 岩手県大船渡市一杯森頂上から同市離島頂上を通り同県本土の最大高潮時海岸線に至る線及び陸岸により囲まれた広田湾内の海域
七 中西部太平洋条約海域におけるかじき等流し網漁業によるくろとがりざめの採捕は、禁止する。	七 中西部太平洋条約海域におけるかじき等流し網漁業によるくろとがりざめの採捕は、禁止する。	二 中西部太平洋条約海域におけるかじき等流し網漁業によるくろとがりざめの採捕は、禁止する。	カ 岩手県と宮城県との最大高潮時海岸線における境界点から同県気仙沼市御崎突端二海里的点、同県本吉郡南三陸町歌津崎突端正東二海里的点、同市田代島三石崎突端正南三海里的点、同市石巻市大須崎灯台中心点、同市金華山大箱崎突端、金華山東ノ崎突端、同市御崎突端二海里的点、同県本吉郡南三陸町歌津崎突端正南三海里的点、同市田代島三石崎突端正南三海里的点、同点から同市日和山頂上に至る線と同市大室崎突端から同県東松島市波島灯台中心点に至る線との交点及び同灯台中心点を経て同県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点に至る線並びに陸岸により囲まれた海域
八 東部太平洋条約海域におけるかじき等流し網漁業によるくろとがりざめの採捕は、禁止する。	八 東部太平洋条約海域におけるかじき等流し網漁業によるくろとがりざめの採捕は、禁止する。	三 中西部太平洋条約海域におけるかじき等流し網漁業によるくろとがりざめの採捕は、禁止する。	ラ 岩手県大船渡市末崎町麻腐島頂上と同県陸前高田市黒磯島頂上とを通る線及び陸岸により囲まれた大野湾内の海域
九 東部太平洋条約海域におけるかじき等流し網漁業によるくろとがりざめの採捕は、禁止する。	九 東部太平洋条約海域におけるかじき等流し網漁業によるくろとがりざめの採捕は、禁止する。	四 中西部太平洋条約海域におけるかじき等流し網漁業によるくろとがりざめの採捕は、禁止する。	ル 岩手県大船渡市赤崎町コオリ崎台中心点から同市大ビラ磯南端を経て同市末崎町赤磯島頂上を通り同県本土の最大高潮時海岸線に至る線及び陸岸により囲まれた大船渡湾内の海域

かじき等流し網漁業	お・まごろ漁業	かづら・まごろ漁業	東シナ海等かじき等流し網漁業
一 沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる海域におけるかじき等流し網漁業は、禁止する。	一 沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる海域におけるかじき等流し網漁業は、禁止する。	一 沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる海域におけるかじき等流し網漁業は、禁止する。	ル 岩手県大船渡市赤崎町コオリ崎台中心点から同市大ビラ磯南端を経て同市末崎町赤磯島頂上を通り同県本土の最大高潮時海岸線に至る線及び陸岸により囲まれた大船渡湾内の海域
二 中西部太平洋条約海域におけるかじき等流し網漁業によるくろとがりざめの採捕は、禁止する。	二 中西部太平洋条約海域におけるかじき等流し網漁業によるくろとがりざめの採捕は、禁止する。	二 中西部太平洋条約海域におけるかじき等流し網漁業によるくろとがりざめの採捕は、禁止する。	ヲ 岩手県大船渡市末崎町麻腐島頂上と同県陸前高田市黒磯島頂上とを通る線及び陸岸により囲まれた大野湾内の海域
三 中西部太平洋条約海域におけるかじき等流し網漁業によるくろとがりざめの採捕は、禁止する。	三 中西部太平洋条約海域におけるかじき等流し網漁業によるくろとがりざめの採捕は、禁止する。	三 中西部太平洋条約海域におけるかじき等流し網漁業によるくろとがりざめの採捕は、禁止する。	ハ 岩手県大船渡市一杯森頂上から同市離島頂上を通り同県本土の最大高潮時海岸線に至る線及び陸岸により囲まれた広田湾内の海域
四 中西部太平洋条約海域におけるかじき等流し網漁業によるくろとがりざめの採捕は、禁止する。	四 中西部太平洋条約海域におけるかじき等流し網漁業によるくろとがりざめの採捕は、禁止する。	四 中西部太平洋条約海域におけるかじき等流し網漁業によるくろとがりざめの採捕は、禁止する。	カ 岩手県と宮城県との最大高潮時海岸線における境界点から同県気仙沼市御崎突端二海里的点、同県本吉郡南三陸町歌津崎突端正東二海里的点、同市田代島三石崎突端正南三海里的点、同市石巻市大須崎灯台中心点、同市金華山大箱崎突端、金華山東ノ崎突端、同市御崎突端二海里的点、同県本吉郡南三陸町歌津崎突端正南三海里的点、同市田代島三石崎突端正南三海里的点、同点から同市日和山頂上に至る線と同市大室崎突端から同県東松島市波島灯台中心点に至る線との交点及び同灯台中心点を経て同県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点に至る線並びに陸岸により囲まれた海域
五 中西部太平洋条約海域におけるかじき等流し網漁業によるくろとがりざめの採捕は、禁止する。	五 中西部太平洋条約海域におけるかじき等流し網漁業によるくろとがりざめの採捕は、禁止する。	五 中西部太平洋条約海域におけるかじき等流し網漁業によるくろとがりざめの採捕は、禁止する。	ラ 岩手県大船渡市末崎町麻腐島頂上と同県陸前高田市黒磯島頂上とを通る線及び陸岸により囲まれた大野湾内の海域
六 中西部太平洋条約海域におけるかじき等流し網漁業によるくろとがりざめの採捕は、禁止する。	六 中西部太平洋条約海域におけるかじき等流し網漁業によるくろとがりざめの採捕は、禁止する。	六 中西部太平洋条約海域におけるかじき等流し網漁業によるくろとがりざめの採捕は、禁止する。	ル 岩手県大船渡市赤崎町コオリ崎台中心点から同市大ビラ磯南端を経て同市末崎町赤磯島頂上を通り同県本土の最大高潮時海岸線に至る線及び陸岸により囲まれた大船渡湾内の海域
七 中西部太平洋条約海域におけるかじき等流し網漁業によるくろとがりざめの採捕は、禁止する。	七 中西部太平洋条約海域におけるかじき等流し網漁業によるくろとがりざめの採捕は、禁止する。	七 中西部太平洋条約海域におけるかじき等流し網漁業によるくろとがりざめの採捕は、禁止する。	ヲ 岩手県大船渡市末崎町麻腐島頂上と同県陸前高田市黒磯島頂上とを通る線及び陸岸により囲まれた大野湾内の海域
八 東部太平洋条約海域におけるかじき等流し網漁業によるくろとがりざめの採捕は、禁止する。	八 東部太平洋条約海域におけるかじき等流し網漁業によるくろとがりざめの採捕は、禁止する。	八 東部太平洋条約海域におけるかじき等流し網漁業によるくろとがりざめの採捕は、禁止する。	ハ 岩手県大船渡市一杯森頂上から同市離島頂上を通り同県本土の最大高潮時海岸線に至る線及び陸岸により囲まれた広田湾内の海域
九 東部太平洋条約海域におけるかじき等流し網漁業によるくろとがりざめの採捕は、禁止する。	九 東部太平洋条約海域におけるかじき等流し網漁業によるくろとがりざめの採捕は、禁止する。	九 東部太平洋条約海域におけるかじき等流し網漁業によるくろとがりざめの採捕は、禁止する。	カ 岩手県と宮城県との最大高潮時海岸線における境界点から同県気仙沼市御崎突端二海里的点、同県本吉郡南三陸町歌津崎突端正東二海里的点、同市田代島三石崎突端正南三海里的点、同市石巻市大須崎灯台中心点、同市金華山大箱崎突端、金華山東ノ崎突端、同市御崎突端二海里的点、同県本吉郡南三陸町歌津崎突端正南三海里的点、同市田代島三石崎突端正南三海里的点、同点から同市日和山頂上に至る線と同市大室崎突端から同県東松島市波島灯台中心点に至る線との交点及び同灯台中心点を経て同県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点に至る線並びに陸岸により囲まれた海域
十 インド洋協定海域におけるかじき等流し網漁業によるくろとがりざめの採捕は、禁止する。	十 インド洋協定海域におけるかじき等流し網漁業によるくろとがりざめの採捕は、禁止する。	十 インド洋協定海域におけるかじき等流し網漁業によるくろとがりざめの採捕は、禁止する。	ル 岩手県大船渡市赤崎町コオリ崎台中心点から同市大ビラ磯南端を経て同市末崎町赤磯島頂上を通り同県本土の最大高潮時海岸線に至る線及び陸岸により囲まれた大船渡湾内の海域

- 十一 インド洋協定海域におけるかつお・まぐろ漁業によるはちわれの採捕は、禁止する。
- 十二 インド洋協定海域におけるかつお・まぐろ漁業によるよごれの採捕は、禁止する。
- 十三 インド洋協定海域におけるかつお・まぐろ漁業によるよごれの採捕は、禁止する。
- 十四 インド洋協定海域におけるかつお・まぐろ漁業による体長六十センチメートル未満のかじきの採捕は、禁止する。
- 十五 インド洋協定海域におけるかつお・まぐろ漁業によるいとまきえい科の採捕は、禁止する。
- 十六 大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるくろとがりざめの採捕は、禁止する。
- 十七 大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるくろとがりざめ（うちわしゆもくざめを除く。）の採捕は、禁止する。
- 十八 大西洋条約海域におけるよごれの採捕は、禁止する。
- 十九 大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるはちわれの採捕は、禁止する。
- 二十 大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるにしねみざめの採捕は、禁止する。
- 二十一 大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業による体重二十五キログラム未満のかじきの採捕は、禁止する。ただし、体重二十五キログラム未満のめかじきの漁獲尾数が、その航海上の当該海域におけるめかじきの総漁獲尾数の十五を超えない場合は、この限りでない。
- 二十二 北緯五度の線以北の大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるあざめの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。
- 二十三 北緯十度の線以北の西経四十度の線、北緯十度西経四十五度の点

から北緯十度西経三十五度の点に至る直線、北緯十度西経三十五度の点から北緯五度西経三十五度の点に至る直線、北緯五度西経三十五度の点から北緯五度西経三十度の点から赤道と西経三十度の線との交点に至る直線、赤道と西経三十度の線との交点から赤道と西経二十五度の線との交点に至る直線及び赤道以南の西経二十五度の線から成る線以西の大西洋条約海域（次号から第二十六号までにおいて「西大西洋の海域」という。）におけるかつお・まぐろ漁業による体重三十キログラム未満のくろまぐろの採捕は、禁止する。ただし、体重三十キログラム未満のくろまぐろの漁獲重量が、その航海中の当該海域におけるくろまぐろの総漁獲重量の百分の十を超えない場合は、この限りでない。

二十四 北緯三十五度の線以北の西経四十五度の線、北緯三十五度西経四十五度の点から北緯三十五度西経六十五度に至る直線、北緯三十五度西経六十五度の点から北緯二十度西経六十五度に至る直線、北緯二十度西経八十度の点から北緯二十六度三十分西経八十度の点に至る直線、北緯二十六度三十分西経八十度の点及び北緯二十六度三十分の線とフロリダ半島東岸との交点を結ぶ直線以北の大西洋の海域におけるかつお・まぐろ漁業の操業は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。

二十五 西大西洋の海域以外の大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業による体重三十キログラム未満のくろまぐろの採捕は、禁止する。ただし、体重十キログラム以上三十キログラム未満のくろまぐろの漁獲尾数が、その航海上の当該海域におけるくろまぐろの総漁獲尾数の百分の五を超えない場合は、この限りでない。

二十六 西大西洋の海域以外の大西洋条約海域（西経十度の線以西、北緯四

北太平洋 洋さん ま漁業	北太平 洋さん ま漁業	北太平 洋さん ま漁業	北太平 洋さん ま漁業
（1） 長崎県長崎市野母崎突端正西の海岸	（2） 長崎県長崎市野母崎突端正西の海岸	（3） 長崎県対馬市神崎灯台	（4） 山口県萩市見島北灯台
（5） 福岡県宗像市沖ノ島灯台と島根県出雲市日御崎灯台北西三十海里の点とを結ぶ線と山口県萩市見島の最大高潮時海岸線から二十海里の線との交点のうち北に位置するもの	（6） 島根県出雲市日御崎灯台北西三十海里的点	（7） 島根県隱岐郡知夫村知夫里島灯台	（8） 福井県丹生郡越前町越前岬灯台
（9） 福井県丹生郡越前町越前岬灯台北西三十海里的点と鳥取県鳥取市長尾鼻灯台正北三十海里的点とを結ぶ線と島根県隱岐郡的最大高潮時海岸線から冲合二十海里的線との交点のうち東に位置するもの	（10） 石川県加賀市加佐岬灯台北西北三十海里的点	（11） 石川県輪島市舳倉島灯台正北二十海里的点	（12） 石川県輪島市舳倉島灯台正北二十海里的点
（13） 石川県珠洲市祿剛崎灯台北東二十海里的点	（14） 石川県珠洲市長手崎灯台正東二十海里的点	（15） 新潟県佐渡市沢崎鼻灯台	（16） 新潟県佐渡市姫崎灯台
（17） 新潟県岩船郡粟島浦村粟島灯台正東二十海里的点	（18） 山形県酒田市飛島灯台北西五海里的点	（19） 秋田県男鹿市入道崎灯台正西七海里的点	（20） 青森県西津軽郡深浦町櫻作崎灯台正西七海里的点
（21） 青森県西津軽郡深浦町大戸瀬崎灯台北西六海里的点	（22） 青森県北津軽郡中泊町小泊岬北灯台正西七海里的点		

- (23) 青森県東津軽郡外ヶ浜町龍飛埼灯台と北海道松前郡松前町白神岬灯台とを結ぶ線の中心点
- (24) 青森県東津軽郡今別町高野崎灯台正北五海里の点
- (25) 青森県下北郡大間町大間埼灯台と北海道函館市汐首岬灯台とを結ぶ線の中心点
- (26) 青森県むつ市大畑港北防波堤灯台正北三海里の点
- (27) 青森県下北郡東通村尻屋崎灯台正北三海里の点
- (28) 青森県下北郡東通村尻屋崎灯台正東三海里の点
- (29) 青森県下北郡東通村白糠灯台正東三海里の点
- (30) 青森県下北郡東通村白糠灯台正東三海里の点二百度の線と同様上北郡の最大高潮時海岸線との交点ハ長崎県対馬市の周囲最大高潮時海岸線から沖合二十海里以内の海域、島根県隱岐郡の周囲最大高潮時海岸線から沖合二十海里以内の海域、新潟県佐渡市の周囲最大高潮時海岸線から沖合五海里以内の海域並びに青森県下北郡東通村尻屋崎灯台から沖合六・八海里以内の海域(口に掲げる海域を除く。)
- 二 新潟県佐渡市の周囲最大高潮時海岸線から沖合二十海里以内の海域のうち同市沢崎鼻灯台正西の線以北、同市関岬北西の線以南の海域(口及びハに掲げる海域を除く。)
- 本次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線と陸岸により囲まれた海域
- (1) 最大高潮時海岸線上北海道沙流、勇払両郡界
- (2) 最大高潮時海岸線上北海道沙流、勇払両郡界二百六度五十五分十五海里の点
- (3) 最大高潮時海岸線上北海道沙流、勇払両郡界二百六度五十五分十五海里の点と同道函館市臼尻港北防波堤灯台とを結ぶ線上同灯台から五海里の点
- (4) 北海道函館市恵山岬灯台北東五海里的点

- (5) 北海道函館市恵山岬灯台南東六海里的点
- (6) 北海道函館市汐首岬灯台と青森県下北郡大間町大間埼灯台とを結ぶ線の中心点と同道北斗市葛登支岬灯台とを結ぶ線上同灯台から五海里の点
- (7) 北海道上磯郡知内町矢越岬灯台正東六海里的点
- (8) 北海道上磯郡知内町矢越岬灯台と青森県東津軽郡外ヶ浜町龍飛埼灯台とを結ぶ線の中心点
- (9) 北海道松前郡松前町白神岬灯台と青森県東津軽郡外ヶ浜町龍飛埼灯台とを結ぶ線の中心点
- (10) 北海道松前郡松前町松前小島灯台正北の線と最大高潮時海岸線上同道松前、檜山両郡界正西の線との交点(12) 北海道爾志郡乙部町乙部港北防波堤灯台正西北八海里的点
- (11) 北海道松前郡松前町松前小島灯台正北の線と最大高潮時海岸線上同道松前、檜山両郡界正西の線との交点(12) 北海道爾志郡乙部町乙部港北防波堤灯台正西北八海里的点
- (13) 北海道久遠郡せたな町帆越岬突端正西北四海里的点
- (14) 最大高潮時海岸線上北海道久遠、島牧両郡界西北西十二海里的点
- (15) 最大高潮時海岸線上北海道久遠、島牧両郡界西北西二十海里的点
- (16) 最大高潮時海岸線上北海道島牧、寿都両郡界
- (17) 最大高潮時海岸線上北海道島牧、寿都両郡界西北二十海里的点
- (18) 最大高潮時海岸線上北海道斜里、目梨両郡界北西一・三海里的点
- (19) 北緯四十六度八秒東経百四十六度四十七分四十四秒の点
- (20) 北緯四十六度九秒東経百四十九度五十九分四十三秒の点
- (21) 北緯四十五度三十分九秒東経四十九分四十六秒の点

- (3) 北緯四十五度四十分八秒東経百四十度四十九分四十六秒の点
- (4) 北緯四十五度四十分八秒の線と北海道稚内市宗谷岬灯台台北北東の線との交点
- (5) 北海道稚内市時前埼突端正東十海里的点
- (6) 北緯四十五度五十六分七秒東経百四十二度五十二分二十四秒の点
- (7) 最大高潮時海岸線上北海道枝幸、紋別両郡界四十三度三十分二・二海里的点
- (8) 最大高潮時海岸線上北海道紋別郡興部町、紋別市境界北東二・二海里的点
- (9) 北海道紋別市紋別灯台と同道紋別郡湧別町サロマ湖口灯台北東一・六海里的点とを結ぶ線上紋別灯台五海里的点
- (10) 北海道紋別市能取岬灯台台北東口灯台北東一・六海里的点
- (11) 北海道北見市常呂岬突端正北一・六海里的点
- (12) 北海道網走市能取岬灯台台北東一・六海里的点
- (13) 北海道網走市網走港東防波堤灯台東南東二・二海里的点
- (14) 北海道網走市網走港東防波堤灯台東南東の線と北緯四十三度五十七分九秒の線との交点
- (15) 北海道網走郡美幌町と同道川上郡弟子屈町との境界にある藻琴山頂上と同道斜里郡斜里町宇登呂灯台北西一・三海里的点とを結ぶ線と北緯四十三度五十七分九秒の線との交点
- (16) 北海道斜里郡斜里町宇登呂灯台北西一・三海里的点
- (17) 最大高潮時海岸線上北海道斜里、目梨両郡界北西一・三海里的点
- (18) 最大高潮時海岸線上北海道斜里、目梨両郡界三十二度三十分一・三海里的点
- (19) 北緯四十六度八秒東経百四十六度四十七分四十四秒の点
- (20) 北緯四十六度九秒東経百四十九度五十九分四十三秒の点
- (21) 北緯四十五度三十分九秒東経四十九分四十六秒の点

- (22) 北緯四十三度二十五分九秒東経百四十七度二十九分四十五秒の点
- (23) 北海道根室市納沙布岬灯台南東三十海里的点
- (24) 北海道根室市納沙布岬灯台南東十海里的点
- (25) 北海道根室市納沙布岬灯台南東三十海里的点
- (26) 最大高潮時海岸線上北海道根室市、厚岸郡境界正南二十海里的点
- (27) 最大高潮時海岸線上北海道根室市、厚岸郡境界北東二十海里的点
- (28) 最大高潮時海岸線上北海道根室市、厚岸郡境界
- 二 次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線と陸岸により囲まれた海域におけるいか釣り漁業の操業は、毎年十一月一日から十二月三十一日までの期間中は、禁止する。
- イ 最大高潮時海岸線上北海道広尾、幌泉両郡界
- ロ 最大高潮時海岸線上北海道広尾、幌泉両郡界百六度三十分二十海里的点
- ハ 北海道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台幌泉両郡界
- コ 最大高潮時海岸線上北海道広尾、幌泉両郡界えりも町襟裳岬灯台幌泉両郡界
- ホ 北海道様似郡様似町様似港西防波堤灯台南西十七海里的点
- 二 北海道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台幌泉両郡界
- ニ 北海道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台幌泉両郡界
- ホ 北海道様似郡様似町様似港西防波堤灯台南西十七海里的点
- 二 北海道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台幌泉両郡界
- ト 最大高潮時海岸線上北海道沙流、勇払両郡界
- 三 新潟県佐渡市の周囲最大高潮時海岸線から沖合二十海里以内の海域のうち、同市閔岬突端北西の線以東、同市彈崎突端北東の線以西の海域(第一号ハに掲げる海域を除く。)におけるいか釣り漁業の操業は、毎年五月二十日から七月二十日までの期間中は、禁止する。
- 四 南緯三十度の線以南、西経百六十五度の線以西、南緯五十五度の線以北、東経百六十度の線以東の海域において、同市閔岬突端北東の線以西の海域(第一号ハに掲げる海域を除く。)におけるいか釣り漁業の操業は、毎年七月一日から十月三十一日までの期間内においては、禁止する。

**別表第五（第三十条、第三十二条、第三十三条
第三十七条、第一百六条、第一百七条關係）**

区域		上欄に掲げる区域内に立ち入ることがで きる者	日本国漁業に関する日本國 政府とカナダ政府との間の協定第二条3に 規定する海域
一 漁業に関する日本 国政府とカナダ政府と の間の協定第二条1に 規定する海域	二 ギルバート諸島の 地先沖合における漁業 に関する日本国政府と ギルバート諸島政府と の間の協定第一条に規 定する海域	漁業に関する日本國 政府とカナダ政府との間の協定第二条3に 規定されたカナダ 政府の権限ある當局 が発給した許可証を 有する者	漁業に関する日本國 政府とカナダ政府との間の協定第二条3に 規定する海域
三 漁業に関する日本 国政府とソロモン諸島 政府との間の協定第一 条に規定する海域	四 漁業に関する日本 国政府とフランス共和 国政府との間の取極 1に規定する海域	ギルバート諸島の地 先沖合における漁業 に関する日本国政府 とギルバート諸島政 府との間の協定に基 づいてキリバス政府 の許可を受けた者	ギルバート諸島の地 先沖合における漁業 に関する日本国政府 とギルバート諸島政 府との間の協定に基 づいてキリバス政府 の許可を受けた者
五 漁業に関する日本 国政府とオーストラリ ア政府との間の協定第 二条1に規定する海域	六 マーシャル諸島の 地先沖合における漁業 に関する日本国政府と マーシャル諸島政府と の間の協定第一条に規 定する海域	漁業に関する日本國 政府とソロモン諸島 政府との間の協定第一 条に定められたソロ モン政府の發給し た許可証を有する者	漁業に関する日本國 政府とソロモン諸島 政府との間の協定第一 条に定められたソロ モン政府の發給し た許可証を有する者
七 海洋漁業に関する 日本国政府とモロッコ 王国政府との間の協定 前文に規定する海域	八 漁業に関する日本 国政府とトゥヴァル政 府との間の協定前文に 規定する海域	九 日本国政府とソヴ イエト社会主義共和国 連邦政府との間の両國 の地先沖合における漁 業の分野の相互の関係 に関する協定第一条に 規定するロシア連邦の 北西太平洋の沿岸に接 続する二百海里水域	日本国政府とモロッコ 王国政府との間の協定 前文に規定する海域
十 漁業に関する日本 国政府とセネガル共和 国政府との間の協定前 文に規定するセネガ爾 共和国に接続する二百 海里水域	十一 漁業に関する日 本国と大韓民国との間 の協定（以下この項に おいて「協定」とい う。）第一条の協定水 域のうち、大韓民国の 排他的經濟水域の最南 端の緯度線以北、次に 掲げる線から成る線以 西の水域（協定附属書 IIの3の（1）の点か ら（3）の点までを順 次に直線で結ぶ線より	漁業に関する日本國 政府とオーストラリア 政府との間の協定第 二条1に定められたオ ーストラリア政府の 許可を受けた者	漁業に関する日本國 政府とオーストラリア 政府との間の協定第 二条1に定められたオ ーストラリア政府の 許可を受けた者

シャル政府の発給し
た許可証を有する者

北西側の我が国排他的
経済水域を除く。)

ホ 東經百二十一度五
十七分十九秒以西の北

別表第6（第32条の2、第35条関係）

（キリバス、中西部太平洋条約海域）	大西洋条約海域に沿う日本国外の港の港内	大西洋条約
一 登録運搬船以外の船舶に転載しないこと。	一 くるまぐろを転載する場合上必要な指示を受けたときは、これに従うこと。 二 大西洋条約海域（北緯五度の線以北の海域を除く。）において採捕したあおざめを転載しないこと。	一 転載を行なう海域を管轄するまぐろ類等地域漁業管理機関が定める書面であつて当該転載を行つたことを申告するもの（中西部太平洋条約海域において採捕した漁獲物等を中西部太平洋条約海域以外の海域において転載する場合にあつては、当該書面に加えて、中西部太平洋条約海域を管轄するまぐろ類等地域漁業管理機関が定める書面であつて当該転載を行つたことを申告するもの。以下この表において「転載申告書」という。）の写しを当該転載終了後十五日内（東部太平洋条約海域に沿う日本国外の港の港内において転載する場合にあつては、五日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日（以下この表において「行政機関の休日」という。）の日数は、算入しない。）以内）に農林水産大臣に提出すること。 三 漁業監督官から漁業取締りには、当該転載を行なう海域を管轄するまぐろ類等地域漁業管理機関に登録された港以外の港の港内において転載しないこと。
一 登録運搬船以外の船舶に転載しないこと。		

海域	大西洋条約 洋条約海域	太平洋条約 域又は大西 洋協定海 域又は大西 洋条約海域	別表第八の二（第三十条の二、第九十七条の二）
港内 又は 海域	大西洋 条約	海域	別表第八の二（第三十条の二、第九十七条の二）
北太平 洋 条 約 海 域	一 北太平洋漁業委員会に登録された船舶以外の船舶に転載しないこと。 二 北太平洋漁業委員会の構成国等又は協力的非加盟国が派遣するオブザーバーが乗船する船舶以外の船舶に転載しないこと。	一 くろまぐろを転載しないこと。 二 大西洋条約海域（北緯五度の線以北の海域を除く。）において採捕したあおざめを転載しないこと。	一 転載する場合には、十日以内に農林水産大臣に提出する。 二 転載申告書又はその電磁的記録を当該転載を行った航海において帰港までの間、当該転載を行った船舶内に保持すること。 三 北太平洋漁業委員会が定める書面であつて当該転載を行つたことを申告するもの（以下この表において「転載申告書」という。）の写しを当該転載終了後十日以内に農林水産大臣に提出すること。
五 漁 業 監 督 官 か ら 漁 業 取 締 り 上 必 要 な 指 示 を 受 け た と き は 、 こ れ に 従 う こ と 。	四 転載申告書又はその電磁的記録を当該転載を行つた航海において帰港までの間、当該転載を行つた船舶内に保持すること。	一 転載する場合には、十日以内に農林水産大臣に提出する。 二 転載申告書又はその電磁的記録を当該転載を行つた航海において帰港までの間、当該転載を行つた船舶内に保持すること。	一 転載する場合には、十日以内に農林水産大臣に提出する。 二 転載申告書又はその電磁的記録を当該転載を行つた航海において帰港までの間、当該転載を行つた船舶内に保持すること。

別表第九（第七十七条、第七十九条関係）		域は内海又は外洋の区域	
届出	海域	漁業	漁業
漁業	沿岸	まぐろ漁業	我が国の排他的經濟水域、領海及び内水並びに我が国の排他的經濟水域によつて囲まれた海域から成る海域（東京都小笠原村南鳥島に係る排他的經濟水域及び領海並びに北海道稚内市宗谷岬突端を通る経線以西、長崎県長崎市野母崎突端を通る緯線以北の日本海の海域を除く。）
漁業	沿岸	えりかめり漁業	我が国の排他的經濟水域、領海及び内水（内水面を除く。）から成る海域

十三秒の線以西の東シナ海の海域（第二号に掲げる海域を除く。）

別表第十（第八十二条関係）

制限又は禁止

業	沿岸まぐろはえ繩漁業
届出漁	一 別表第四の沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる水域における沿岸まぐろはえ繩漁業の操業は、禁止する。

二 沿岸まぐろはえ繩漁業によるくろとがりざめ又はよごれの採捕は、禁止する。

三 沿岸まぐろはえ繩漁業によるめばちの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。

四 沿岸まぐろはえ繩漁業によるきはだの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。

別表第十一（第八十三条関係）

小型するめいか釣り漁業

次の各号に掲げる海域以外の海域、別表第一のかじき等流し網漁業の項の中欄に掲げる海域

二 別表第一の東シナ海等かじき等流し網漁業の項の中欄に掲げる海域

三 東経百四十四度五十九分四十六秒の線、北緯四十一度十秒の線、東経百四十二度五十九分四十七秒の線、北緯三十八度十一秒の線、東経百四十一度五十九分四十七秒の線、次の一の点から（18）の点までを順次に直線で結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域

（1） 北海道函館市恵山岬突端正東十海里の点

（2） 青森県八戸市鮫角突端正東三十五海里

（3） 岩手県宮古市「（とど）」ヶ崎突端正東十海里の点

（4） 岩手県宮古市「（とど）」ヶ崎突端正東十海里の点

（5） 岩手県大船渡市首埼突端正東十海里の点

（6） 宮城県気仙沼市御崎突端正東十海里の点

（7） 宮城県本吉郡南三陸町歌津埼突端正東十海里の点

（8） 宮城県石巻市金華山頂上正東十海里の点

（9） 宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東二十五海里の点

（10） 福島県双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東二十五海里の点

（11） 福島県いわき市塩屋埼灯台正東二十海里の点

（12） 茨城県ひたちなか市磯崎突端正東二十海里の点

（13） 千葉県銚子市銚子一ノ島灯台正東二十五海里の点

（14） 千葉県銚子市銚子一ノ島灯台南東十五海里の点

（15） 千葉県いすみ市太東埼突端南東三十海里の点

（16） 千葉県南房総市野島崎灯台正南十五海里の点

（17） 千葉県南房総市野島崎灯台正南三十海里の点

（18） 北緯三十度十五秒東経百四十六度五十九分四十七秒の点

（19） 北緯三十度十五秒東経百四十六度五十九分四十七秒の点

（20） 北緯三十度十五秒東経百四十六度五十九分四十七秒の点

（21） 北緯三十度十五秒東経百四十六度五十九分四十七秒の点

（22） 北緯三十度十五秒東経百四十六度五十九分四十七秒の点

（23） 北緯三十度十五秒東経百四十六度五十九分四十七秒の点

（24） 北緯三十度十五秒東経百四十六度五十九分四十七秒の点

（25） 北緯三十度十五秒東経百四十六度五十九分四十七秒の点

（26） 北緯三十度十五秒東経百四十六度五十九分四十七秒の点

（27） 北緯三十度十五秒東経百四十六度五十九分四十七秒の点

（28） 北緯三十度十五秒東経百四十六度五十九分四十七秒の点

（29） 北緯三十度十五秒東経百四十六度五十九分四十七秒の点

（30） 北緯三十度十五秒東経百四十六度五十九分四十七秒の点

（31） 北緯三十度十五秒東経百四十六度五十九分四十七秒の点

（32） 北緯三十度十五秒東経百四十六度五十九分四十七秒の点

（33） 北緯三十度十五秒東経百四十六度五十九分四十七秒の点

（34） 北緯三十度十五秒東経百四十六度五十九分四十七秒の点

（35） 北緯三十度十五秒東経百四十六度五十九分四十七秒の点

（36） 北緯三十度十五秒東経百四十六度五十九分四十七秒の点

（37） 北緯三十度十五秒東経百四十六度五十九分四十七秒の点

（38） 北緯三十度十五秒東経百四十六度五十九分四十七秒の点

（39） 北緯三十度十五秒東経百四十六度五十九分四十七秒の点

。一号に掲げる海域をいう

二号に掲げる海域をいう

三号に掲げる海域をいう

四号に掲げる海域をいう

五号に掲げる海域をいう

六号に掲げる海域をいう

七号に掲げる海域をいう

八号に掲げる海域をいう

九号に掲げる海域をいう

十号に掲げる海域をいう

十一号に掲げる海域をいう

十二号に掲げる海域をいう

十三号に掲げる海域をいう

十四号に掲げる海域をいう

十五号に掲げる海域をいう

十六号に掲げる海域をいう

十七号に掲げる海域をいう

十八号に掲げる海域をいう

十九号に掲げる海域をいう

二十号に掲げる海域をいう

二十一号に掲げる海域をいう

二十二号に掲げる海域をいう

二十三号に掲げる海域をいう

二十四号に掲げる海域をいう

二十五号に掲げる海域をいう

二十六号に掲げる海域をいう

二十七号に掲げる海域をいう

二十八号に掲げる海域をいう

二十九号に掲げる海域をいう

三十号に掲げる海域をいう

。十一月五日まで

一日から

三月二十日まで

六月一日から

九月三十日まで

五月一日から

六月一日から

三月一日から

五月一日から

六月一日から

A 海域（別表第一のずわいがに漁業の項の中欄第十一号に掲げる海域をいう）	区域	別表第十四（第一百一条関係）
いがに漁業の項の中欄第十一号に掲げる海域をいう	雌区分	期間
に雌が	雄のが成の雌に熟	一日から
一日二十		